

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第12回 日中民商事法セミナー

第27号

2007年12月

目 次

第27号 2007年12月

＜巻頭挨拶＞ 財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫

＜第12回日中民商事法セミナー特集＞

東京セミナー

開会挨拶	財団法人国際民商事法センター会長	宮原賢次	4
	国務院国家発展改革委員会副主任	杜 鷹	5
	法務総合研究所長	松永榮治	7
	JETRO 副理事長	塚本 弘	8
	中国大使館参事官	牛 建国	9
講演1～中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響			10
	国務院国家発展改革委員会法規司処長	張治峰	
日本側コメント・討論・会場質疑			31
	コメンター：森・濱田松本法律事務所弁護士・当財団学術評議員	射手矢好雄	
講演2～中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの			36
	全人代法制工作委员会民法室処長	陳佳林	
日本側コメント・討論・会場質疑			47
	コメンター：龍土綜合法律事務所弁護士・当財団学術評議員	松島 洋	
総括	国務院国家発展改革委員会法規司司長	任 瓏	55
総括	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事	小杉丈夫	57

大阪セミナー

開会挨拶	財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫	62
	国务院国家発展改革委員会副主任 杜 鷹	64
	法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員 稲葉一生	66
	JETRO 大阪本部次長 岩崎正博	67

講演1～中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響

日本側コメント・討論・会場質疑	69
コメンター：土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授 村上幸隆	

講演2～中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの

日本側コメント・討論・会場質疑	79
コメンター：栗津法律事務所弁護士 栗津光世	

総括	国务院国家発展改革委員会外事司副司長 李国華	87
総括	土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授 村上幸隆	89

(資料)

中華人民共和国物権法	93
中華人民共和国民法総則	133
中華人民共和国担保法	158
日中民商事法セミナー 第1回～第12回実施内容一覧表	174

巻頭挨拶

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫

機関誌第27号をお届けします。

本号は第12回日中民商事法セミナーを特集しております。当財団は法務省法務総合研究所並びにJETROとの共催で、日中両国の民商事法分野での相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招聘しセミナーを開催してきており、今年度は第12回日中民商事法セミナーを添付プログラムの通り、9月20日東京、9月21日大阪において開催しました。

今回は第12回目であり、当財団の中国側窓口機関として常時ご支援をいただいている国务院国家发展改革委员会より杜鷹副主任をご来賓としてお迎えし、ご挨拶をいただきました。

さて、本セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」及び「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」をテーマとして取り上げました。

本セミナーには中国側講師として全人代法制工作委员会より陳佳林民法室処長、国家发展改革委员会より張治峰法規司処長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から両テーマにつき現状と問題点などをご紹介いただきました。何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な基本法であり有意義な最新の情報をお聞きすることができました。

セミナーは東京、大阪とも中国講師の講演の後、日本側のコメンテーターのコメント、相互討論及び会場との質疑応答が行われました。本号では講演及びコメント、質疑応答をとりまとめ掲載しております。

また、末尾に第1回から今回の第12回までの本セミナーのテーマ、講師等を整理し一覧表を添付しておりますので、ご参照下さい。

東京セミナー

2007年9月20日(木)

JETROアーク森ビル9階会議室

[注]

- (1) セミナーの中国語/日本語同時通訳は(株)サイマルインターナショナルの通訳によるものです。
- (2) 中国語、講演原稿の日本語への翻訳、チェックは森・濱田松本法律事務所の専門家によるものです。



第12回日中民商事法セミナー/東京

テーマ：①「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」
②「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」

開催日：2007年9月20日(木)
会場：JETRO 9BCD会議室(アーク森ビル9階)
東京都港区赤坂1-12-32
(東京メトロ銀座線、南北線「溜池山王」または「六本木一丁目」下車)

プログラム ＜中国語・日本語同時通訳＞

12:30～	開 場		
13:00～13:30	開会挨拶	宮原賢次 杜 鷹 松永榮治 塚本 弘 牛建国	財団法人国際民商事法センター会長 国務院国家発展改革委員会副主任 法務総合研究所長 JETRO副理事長 中国大使館参事官
	総合司会 中国側司会	小杉丈夫 任 瓏	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 国務院国家発展改革委員会法規司司長
13:40～14:30	講演1		
	演 題：中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響		
	講 師：張治峰 国務院国家発展改革委員会法規司処長		
14:30～15:10	日本側コメント・討論・会場質疑		
	コメンター： 射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所弁護士・当財団学術評議員		
15:10～15:30	休 憩		
15:30～16:20	講演2		
	演 題：中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの		
	講 師：陳佳林 全人代法制工作委员会民法室処長		
16:20～17:00	日本側コメント・討論・会場質疑		
	コメンター： 松島洋 龍土綜合法律事務所弁護士・当財団学術評議員		
17:00～17:10	挨 拶	任 瓏	国務院国家発展改革委員会法規司司長
17:10～17:20	総 括	小杉丈夫	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
(閉 会)			

【 略 歴 】

氏 名： 杜 腐 (DU YING) (男性)
生年月日： 1952年10月18日
出身地： 北京市
学 歴： 人民大学経済学部卒
略 歴： 国务院農村発展研究センター発展研究所副所長
農業省農村経済研究センター副主任
農業省政策法规司司長
国家計画委員会農村経済発展司司長
国家发展改革委員会農村経済司司長
2005年8月国家发展改革委員会共産党党組メンバー、副主任

【 略 歴 】

氏 名： 任 瓏 (REN LONG) (女性)
生年月日： 1953年3月20日
出身地： 北京市
学 歴： 中国人民大学 計劃統計学部卒 経済学学士
略 歴： マクロ経済政策法规の立案、中国政府のいくつかの重要な政府報告書、
文書の起草に参画。また、中国の八五計画、九五計画、十五計画書の立案に参画。
著 書： <マクロ経済の分析と政策評価>の編集長
<飛躍－経済建設の重大決定及び実践>の編集長
共著<鄧小平経済理論学綱要>
共著<工業発展政策の比較と戒め>等
専門分野： マクロ经济管理、経済法、行政法
現 職： 国家发展改革委員会法規司司長

【 略 歴 】

氏 名： 李国華 (LI GUO HUA) (女性)
生年月日： 1949年12月28日
出身地： 山東省済南市
学 歴： 1975年 山東大学外語学部日本語学科卒
略 歴： 1975年－1989年 国家科学技術委員会情報研究所国家連絡処
1989年－1996年 国家経済体制改革委員会外事司副処長、処長
1996年－1998年 国家経済体制改革委員会国際協力センター
1998年－2003年 国务院経済体制改革弁公室外事司副司長
2003年6月－現在 国家发展改革委員会外事司副司長

【 講 師 略 歴 書 】

氏 名： 陳佳林 (CHEN JIALIN) (男性)

生年月日： 1965年10月11日

出身地： 四川省

略 歴： 香港大学普通法修士

現職：全国人民代表大会常務委員会法律工作委員会民法室二處處長

長年立法作業に従事。物権法、契約法、担保法、行政訴訟法、弁護士法、民事訴訟法、仲裁法など重要な民事、行政法法規起草作業に参加、＜中華人民共和国物権法解釈＞（法律出版社）＜物権法精解＞（副編集長、人民出版社、）＜契約法実務全書＞（中国商業出版社）などを執筆。

【 講 師 略 歴 書 】

氏 名： 張治峰 (ZHANG ZHIFENG) (男性)

生年月日： 1972年10月11日

出身地： 河南省

略 歴： 1998年7月北京大学法学部卒、民商法修士号取得、現在、北京大学法学院民商法博士候補

1998年7月～現在 国家発展改革委員会（国家計画委員会含む）にて法律関連業務に従事、法規司副処長、処長。＜中華人民共和国入札法＞および関連法規、発展改革分野その他の関連法規の起草、前期研究作業従事。

<開会挨拶(1)>

財団法人国際民商事法センター
会長 宮原 賢次



国際民商事法センター会長の宮原賢次でございます。第12回日中民商事法セミナーの開催にあたりまして主催者として一言ご挨拶申し上げます。

先ず、今回のセミナーのために、中国から遠路お越しいただきました国务院国家发展改革委员会の杜鷹副主任、任瓏法規司司長、李国華外事司副司長をはじめとする中国ミッションの皆様にご心より歓迎の意を表したいと思います。

又、会場には法曹、学術、企業の関係者の方々や中国大使館の牛建国参事官をはじめ中国からの留学生や研究員の方々など広い範囲からこのように多数お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本セミナーは当財団設立の年であります1996年に第1回目を東京で開催して以来、毎年北京と東京・大阪で開催を続け、今年で12回目を迎えました。

ご存知の通り、国家发展改革委员会は国务院に属し、中国国家の経済運営・産業政策を担当される大変重要な機関であり、杜鷹副主任はそのトップという要職にあられる方であり、お忙しい公務の中、スケジュールをやり繰りしお出でいただきましたこと、誠に光栄であり厚くお礼申し上げます。

今回のセミナーでは、一つ目は去る3月全人代にて可決成立した中国物権法についてその内容と外国資本への影響などをお伺いすること、二つ目は全人代からの申し出でJICA・法務省が改正作業を協力することになっている中国民訴法および仲裁法につき、その改正の方向などをお伺いすることにしております。

何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な基本法であり、最新の情報をお聞きできますことは、関係各位にとって極めて有益なものと期待しております。講師をお務めいただく張治峰処長および陳佳林処長にはよろしくお願いいたします。

本日のセミナーの総合司会と総括は松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士にお願いしており、日本側コメンテーターの先生とのご議論や会場からのご質問を加え、本日のセミナーがみなさまにとり有意義な充実したものとなりますことを念願し、私のご挨拶とさせていただきます。

<開会挨拶(2)>

展改革委員会(政策法)



国务院国家发展改革委员会
副主任 杜 鹰

尊敬する宮原会長、ご来場の皆様、中日双方の共同努力の下で本日、第12回中日民商事法セミナーが開かれることになりました。今年は中日の国交正常化35周年でして、非常に素晴らしい時期でございます。また、中国と日本の文化・スポーツ交流年でございます。皆様ご存じのとおり、今年4月、温家宝首相が日本を訪問されました。これは「氷を溶かす旅」と呼ばれています。中日双方の相互関係はいま、新しい発展を迎えようとする段階に入っています。こうしたときにお国を訪問し、皆様方と一緒に12回目の民商事法セミナーに参加できること、大変うれしく思っております。ここに私は、中国の国家发展改革委员会を代表して、ご在席の皆様方に心よりのお礼と挨拶を申し上げます。

中日両国は、一衣帯水の重要な隣国でございます。相互の間には非常に長い交流の歴史が存在しています。法律面での中日交流は、非常に重要な分野だと私は思います。中日間の法律交流は100年余りの歴史を持っています。つまり、清の時代に清が新政改革を行おうとして日本の法律家をお招きし、北京師範大学で講義を行ってもらったなど、中国の新しい法律の制定に関与していただきました。これが近代史における法律交流の幕開けでございます。

100年余りの間、両国のいろいろな面での交流は不断に発展してまいりました。法律界の交流もそうであります。私は、中日民商事法の交流は中日間において歴史を受け継いで、諸先輩の法律界の交流の基礎を受け継いで、これをさらに発展させるものであると思っております。この面で民商事法セミナーは、既に中日の法曹における交流の非常に良好なパイプになっています。しかも、非常に素晴らしい社会的影響力を大きく広げています。

今回のシンポジウムでは2つのテーマを話し合うことになっています。両方とも重要なテーマです。1つは、全国人民代表大会が通したばかりの物権法についてです。物権法は、民法の中の最も重要な法律の1つです。もう1つは、中国でいま修正を行っている民事訴訟法、それから仲裁法についてです。物権法は実体法、訴訟法並びに仲裁法は手続法で、実体法と手続法をともにセミナーで語り合うということは、皆様にとって全面的に民商事法の体系をご理解いただく上で役に立つと思います。簡単に紹介したいと思います。

物権法ですが、私どもは、1993年からこの起草を行ってきました。今日まで、既に14年経っているわけです。おそらく、ここ何年かの間、法律を起草するのに最も長い時間を要したのもこの物権法だろうと思います。物権法については、いろいろな討論会、セミナー、意見聴取会といったものを100回以上にわたって開いてまいりました。また、社会各層からの意見を求めた、これも全部で1万件以上に達しています。中国の立法の歴史においても非常に例の少ない、じっくりと時間をかけた法律です。全国人民代表大会での討論も6回行いました。したがって、この法律の中国の法律体系の中での重要な位置づけがそれでおわかりいただけると思います。

物権法の制定は非常に重要な原則です。つまり、どういう所有制であろうと、国家所有であろうと私的な所有であろうと、あるいはそのほかの形態であろうと、市場において同じように権利、義務を負うという原則です。これが物権法の最も基本的な原則です。そして、中国の物権法を起草する過程では、こうした基本的な原則に基づいていろいろな討論が行われました。そして最終的には、中国の物権法はいま申し上げた原則を確定したわけです。どういう所有制であろうと、どういう所有制に類する企業であろうと、経済実態であろうと、個人であろうと、物の占有という点においてその持つ権利、義務は対等であるという原則です。これは、中国が政府の市場経済を重視した改革を行おうとする決意をそこに表しています。

また、ご報告申し上げたいのは、中国政府は、2010年に市場経済体系に合った整った法体系を作るという目標を出しております。我々は、まさにいま、その方向に向かって努力しております。第10回全国人民代表大会において我々が新しく制定した、または修正した法律は、67本に達しています。つまり、この5年余りの間に中国が新しく制定した、または修正した法律は67本ということです。これは、これまでのどの人民代表大会よりも多いわけです。つまり、中国は新しい経済形態として成長すると同時に、その法律制度もまた絶えることなく整備している、しかも、加速度的に整備しているということです。我々は、2010年には市場経済に見合った法体系を作り上げたいと思っています。物権法は、そうした全体系の中で非常に重要な1本です。

さらに2点目の我々の今日のテーマですが、民事訴訟法、仲裁法、この2つは中国においては10数年前に制定されました。そして、新しい情勢の発展につれて、今これを修正しようとしているわけです。この2つの法律は、民事のもめ事を解決する、あるいはビジネス上のもめ事を解決する、そして、当事者の合法的な權益を守る上での重要な法律です。この2本の法律を改正することは、既に全国人民代表大会の討議に付されています。

本日は、2人の講師を用意いたしました。1人は国家発展改革委員会の人、もう1人は全国人民代表大会で法律で仕事をしている人です。この2人から中国の物権法、民事訴訟法及び仲裁法についての状況をご紹介します。これが皆様が中国の法律制度、法律体系をご理解いただく上で参考になることを期待しております。

ご在席の皆様、中日間において民商事法の分野での交流は100年余り、既に良好な伝統を築いてまいりました。私は、12回目のこのセミナーを通じての中日双方の民商事法分野における交流が我々の古い先輩の伝統を受け継ぎ、これをさらに発展させていく機会になることを望んでおります。今後、12回以降の、13回目、14回目においても、中日双方がそうした交流を通じてともに利益を享受することができるよう、役割を果たしていきたいと望んでおります。

最後に、皆様方のご健康とお仕事の発展を祈りまして、また、今日のセミナーの成功を祈りまして、私の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

<開会挨拶(3)>

法務省法務総合研究所
委員会 法法規司



法務総合研究所長
松永 榮治

第12回日中民商事法セミナーの開催に当たり、日本国法務省法務総合研究所を代表し、一言ごあいさつ申し上げます。

杜鷹中華人民共和国国务院国家发展改革委员会副主任、任瓏同委員会法規司司長を始めとする中国ミッションの皆様方、中国から遠路お越しいただき、心から歓迎申し上げます。

宮原賢次財団法人国際民商事法センター会長、原田明夫同財団法人理事長、塚本弘独立行政法人日本貿易振興機構副理事長、牛建国駐日中華人民共和国大使館参事官、ご臨席の皆様方。

本日は御多用の中、多数御参加いただき、誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として、日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について、相互に理解を深めるとともに両国の交流の発展に寄与することを目的として毎年開催されてきたものであり、今回第12回目を迎えることとなりました。

長年にわたり、このような日中間の交流が続けられ、相互理解の促進に御尽力いただいている皆様に対し、改めて敬意を表したいと存じます。

今回のテーマは、「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」と「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」の2つであります。

中国物権法の制定は、社会主義市場経済体制に法的基盤を提供するものとして大きな注目を集め、中国で活動する日本企業にとっても、その内容や経済活動への影響については、大変関心が高いものであります。

また、急成長を続ける中国において今後も増加が予想される民事紛争の解決に適切に対応するため、民事訴訟法及び仲裁法の改正が予定されているとのことであり、その動向は、中国と交流のある多くの関係者にとって非常に重要なテーマであります。折しも、中国と日本政府との間において、両法律の改正に協力するプロジェクトの合意が間もなく締結される見込みであり、同プロジェクトの実施に協力する法務省にとっても、円滑なプロジェクト実施のために現況を知ることのできる貴重な機会であります。

いずれのテーマにつきましても、まさに時宜にかなったものであり、中国側の専門家に御講演いただいた後、日本側の法律実務家からコメントを頂くことになっておりますが、活発な意見交換が行われ、御参加の皆様にとって実り多いものとなることを願っております。

最後に、日中両国の友好関係のますますの発展を心から祈念し、私のあいさつといたします。ありがとうございました。

<開会挨拶(4)>

独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)
副理事長 塚本 弘



ジェットロの塚本でございます。今日はたくさんお集まりいただきまして、ありがとうございます。中国のセミナーをやりますと、ジェットロの会議室はいつも満杯になります。それほど日本の企業の方が中国の動向に関心を持っておられるということです。

先ほど杜鷹副主任閣下から、2010年に向けて67本の法律の改正を考えているというお話がございました。いま中国は、本当に大きく変わりつつあると思います。この会議の意義については先ほどたくさんの方からお話いただきましたので、私は一言だけ、最近大連に行ったときのお話をしたいと思います。

ちょうど10日ぐらい前に大連で世界経済フォーラム、ダボス会議の中国版がございました。そこに1,300人ぐらいの方が集まりました。そのときにBBC、イギリスの放送局ですが、そのBBCが「中国の民主化」というテーマで1時間議論をやりました。7、8人の中国の方がそれに出席しておられて、そのときに中国の現状について、例えば環境汚染の問題、政治的な汚職の問題、食品の安全性の問題、こういうことについて非常に率直に議論がありました。BBCの方は、そういう率直な議論があったことに本当に強く印象づけられて、そのことによって逆に中国の民主化はこれから着実に進んでいくということをその放送を通じて確信したようです。

今日のテーマ、法律というのは、やはり社会の正義を実現していく上での根幹です。私は、先ほど杜鷹副主任が言われたように、中国はこれから本当に大きくこの法律の秩序の確立ということを通じて変わっていくのだと思います。そのような期待を込めて、今日、非常に新しい中国の動きというものを専門家の方々から詳しく承れるということは非常にいい機会だと思います。これは、大阪でもまた非常にたくさんの方に来ていただけたと思います。今日は、そういう新しい中国を理解するいい機会になればと思っています。ありがとうございました。

<開会挨拶(5)>

中国大使館参事官
牛 建国



私は中国大使館の牛建国と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。尊敬する宮原会長、尊敬する杜副主任、そしてご在席の皆様、こんにちは。第12回中日民商事法セミナーがここに開催されることになりました。中国大使館を代表しまして、今回のセミナーの開催に心からお祝いを申し上げます。今回、私の上司でありました杜さんをはじめ、私の同僚でありました人たちをここ東京で迎えることができまして、とてもうれしく思っております。国際民商事法センターには私をここにお招きいただき、またこのセミナーの開催にご尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

ちょうど日中国交正常化35周年を迎えました。この35年来、中日両国の経済・貿易関係は大きな発展を遂げました。去年、中日貿易額は2,000億米ドルを超えました。日本の対中直接投資は600億ドルを超えました。中国はいま、既に日本の最大の貿易パートナーとなっています。また、日本は、中国にとっては3番目の貿易パートナーであり、最大の外資のリソースの国となっています。中日間の経済貿易協力は、既に全方位的、そして深い形で、多くの分野で発展の枠組が形成されています。そして、中日両国民に現実的な利益をもたらしています。

この発展の過程で中日民商事法の交流である、このセミナーは今回、12回を迎えたわけです。今回のセミナーを通じまして、中国の物権法の制定と施行、並びに中国民事訴訟法・仲裁法の改正、またこれらの重要な法律の国際資本に対する影響などについて交流させていただきたいと思います。日本の皆さんに是非、中国の法整備についてご理解いただき、中国の改革開放、並びに中国の特色ある社会主義建設事業の発展についてもご関心を持っていただければと思います。私は、中国が国際社会に近づくにつれ、中国の法整備も、中国の経済の発展と同じように絶えず整備され、発展していくものと信じております。この中日民商事法セミナーによる交流は中日両国の投資環境を改善し、外資の利用の促進について、あるいは知財権の保護などについても重要な役割を果たすと信じています。また今回のセミナーが両国の産・官・学・研の交流増進に寄与するものと信じています。そして、大きな成果が上がると信じています。最後に、今回のセミナーのご成功を祈念いたします。ありがとうございました。

中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響

国务院国家发展改革委员会

法規司処長 張治峰

このたびのセミナーテーマは、日本側からご提案いただいた。私の理解では、「物権法」は、1つの基本的な民事法律制度として、中国領域内で行われる経済活動に対して、中国資本か、外国資本かを問わず、一律に適用されるべきものである。そして、この理解が正しいとすれば、「物権法」が外国資本に与える特別な影響という問題は存在しないことになる。しかしながら、本講演では尊敬の意をもって、ご提案いただいたテーマを採用する。ただ、具体的な内容については、「物権法」の中のいくつかの主要な内容の紹介を中心とさせていただく。もちろん、日本の皆様に何をご紹介しようかと考えるにあたり、外国資本の経済活動と関係があるか否かをできる限り判断の基準とした。したがって、農村土地請負経営権、宅地使用権等の制度については、本講演では省略させていただく。

一、「物権法」制定の必要性

2007年3月16日、第10期全国人民代表大会の審議において、「物権法」が可決され、14年間に及ぶ物権法起草作業はついに無事完了した。中華人民共和国の成立後、形式上では、統一された物権法を今年に入ってようやく誕生させることができたわけであるが、実質的には、物権法律制度がもっと早い段階から分散する形で存在していた。これらの分散型物権立法には、「憲法」、「民法通則」、「担保法」、「海商法」、「民用航空法」等が含まれている。もし、「物権法」が無ければ物権法律制度も存在しないということであれば、中国の市場経済が今日のような規模と水準まで発展できたとは到底考えられない。では、実質的に物権法制度が存在していたにも拘らず、どうしてこれほど長い時間と大変な労力を費やして「物権法」を制定することになったのであろうか。法律の技術的な面から考えれば、これらの分散型物権法制度は系統立っておらず、また全面的なものでもなかったためである。統一的な「物権法」を制定することで、物権法制度のいくつかの基本概念、基本原則、基本制度を確定させることができ、物権法制度の統一を実現させることができるのである。王兆国副委員長の作成した「物権法（草案）」の説明の中には、次に掲げる3つの側面から、この立法の必要性が詳しく述べられている。

第一に、社会主義の基本的経済制度を堅く守るための必要性である。公有制を主体とし多種類の所有制による経済が共に発展するのを堅く守ることが、中国の社会主義の初級段階における基本的経済制度である（「憲法」第6条第2項）。「物権法」の制定を通して、国有財産と集団財産の範囲、国家所有権と集団所有権の行使を明確にし、国有財産と集団財産に対する保護を強化することは、公有制経済の強化と発展にとって有利であり、また、私有財産の範囲を明確にし、法に基づいて私有財産を保護することは、非公有制経済の発展を奨励し、支持し、導くことにおいても有利である。

第二に、社会主義市場経済秩序を規範化するための必要性である。「憲法」第15

条は、中国は社会主義市場経済を実施する、と規定している。そして、社会主義市場経済が発展するための基本的な条件は、財産権の明確化と公平な競争である。「物権法」の制定を通して、物の帰属を確認し、所有権と用益物権、担保物権の内容を明確にし、各種の市場経済主体の平等な法的地位及び発展の権利を保障し、法に基づいて権利者の物権を保護することは、社会主義市場経済の発展に対して重要な役割を持つのである。

第三に、大衆に密接にかかわる利益を守るための必要性である。経済社会の持続的発展に伴い、大衆の生活が全面的に改善され、財産が絶えず増加していき、自らの合法的財産的權益を守ることへの要求は日々高まってきている。また、社会経済の要素、組織形式、就業方式、分配方式、そしてこれにより引き起こされる社会的利益関係が日々多様化し、複雑化するのに伴い、社会的利益構造には本質的な調整が既に生じ、また、その後も継続的に生じている。このような未曾有の変化に適応し、「物権法」を制定して、各種の物権を明確にし、人民に密接にかかわる利益を守ることで、人々に懸命な労働や、合法的経営によって財産を作り出し、蓄積する活力を呼び起こすことができる。また、制度計画を通して、異なるグループの利益関係を正確に把握し、これに適切に対処することは、公平な社会の実現と調和社会の促進に有利である。

二、「物権法」制定の指針となる原則

「物権法」制定の重要な指針となる原則のひとつは、「国家、集団及び私人の物権に対して平等な保護を施行する」ということである（王兆国、「中華人民共和国「物権法（草案）」の説明」）。「物権法」の起草過程では、国家所有権、集団所有権、私人所有権に平等な保護を与えるべきか否かという問題について、激しい議論が展開されたことがある。これに反対する立場の考え方によれば、「憲法」の規定において、社会主義の公共財産は「神聖不可侵」であり、公民の私有財産は「犯されない」ものとされているが、このような両者の表現の違いは、「憲法」の公共財産と私有財産への態度の違いが反映されたものである。もし平等な保護を認めるとすれば、違憲の疑いが生じるだけでなく、国有資産の流失防止にとっても不利である。このような考え方に至るには、次のような歴史的な経緯がある。まず、中国は、改革開放以前、経済体制面と法学理論面で、旧ソ連から比較的強い影響を受けていた。社会主義公有財産が神聖不可侵であるという現行の「憲法」における概念は、ソ連の法学者達によって提唱されたものなのである。他方、このような考え方は、単一公有制と計画経済を土台とした公有財産の特別保護原則として民法上に具現化された（梁慧星：憲法修正案の非公有制経済及び私有財産に対する規定）。そして、1993年の「憲法」修正案で社会主義市場経済の実施が明確に規定され、1999年の「憲法」修正案で非公有制経済が社会主義市場経済の重要な構成部分であることが明確にされた後、社会主義公共財産の特別保護を実施する経済体制的な基礎はもはや存在していないと考えるべきである。

物権法の立法過程におけるこの論点について、全国人民代表大会法律委員会は、次のように回答した。「憲法は、「国は、社会主義市場経済を実施する」と規定している。社会主義市場経済という条件下において、各種の所有制経済が形成した市場主体の全てが統一的な市場において活動しかつ相互に関係を生じ、その全ての主体

が統一的な市場「ゲームのルール」を遵守しなければならないのであって、地位の平等、権利の平等があってはじめて公平な競争が存在し、良好な市場秩序を形成することができるのである。また、社会主義基本経済制度を堅く守ることと、国と集団、私人の物権に平等な保護を与えることが有機的な統一である。前者がなければ社会主義基本経済制度の性質が変化してしまうし、後者がなければ市場経済の原則に反し、逆に社会主義基本経済制度に損害を与えることになる。「物権法」にいう平等とは、主に各種の市場主体が同一の物権について同等の権利を保有し、同一の市場取引規則を適用し、その物権が侵害を受けたとき、同じ民事責任を負担するものでなければならないことである。」（全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室：物権法立法背景及び観点全集）

通常、公有財産には特殊保護の原則が取られるが、民法の上では次に掲げる 3 つの具体的制度がこれを支えているのである。1 つ目は、財産の帰属が明らかではない場合、国家所有と推定する、2 つ目は、財産に争いがある場合でかついずれの当事者も自己の所有を証明する十分な証拠がないとき、国家所有を推定する、3 つ目は、公有財産には訴訟時効と取得時効も含めた時効制度を適用しない、という制度である（梁慧星：憲法修正案の非公有制経済及び私有財産制度に対する規定）。平等保護の原則に基づいて、「物権法」では上記 3 つの制度を認めていない。裁判官による事件審理の面において、「国の財産の特別保護」という思想の影響で、裁判官は国有企業と私有企業間の紛争を処理において、そうしなければ国有資産の流失を招いたというレッテルを貼られる恐れから、往々にして国有企業の肩を持つほうに偏ってしまう。ここからも分かるように、「物権法」の確立した平等保護の原則は、一定程度における一種の思想解放であり、各種の市場主体の平等な発展と公平な競争のために重要な保障を提供しているのである。

三、物権の概念

「物権法」第 2 条第 3 項は、本法において物権とは、権利者が法に従い特定の物に対して有する直接支配権及び排他権をいい、所有権、用益物権及び担保物権を含む、と規定している。同規定に基づく、「物権」という概念には 3 つの重要な特徴があることになる。

第一に、特定性である。当事者の意思に基づき具体的に指定されたか否かを基準として、物は種類物と特定物に分けられる。種類物とは、数量、規格、型番号等のみで表示した物である。例えば住民甲が商人乙から 10kg の米を購入し、かつ売買契約を締結して、代金支払後に商品を引き渡すと約定したとする。この契約における売買目的物が、数量のみで表される種類物であり、甲は乙に対して 10kg の米を引き渡すよう請求する債権的請求権を有する。一方、特定物とは、当事者が具体的に指定した物のことである。そして、その売買目的物が乙に引き渡されてはじめて、10kg の米が特定されて、乙はその所有権を取得することができるのである。このように物権の特定性に基づいて考えると、種類物の上には物権が存在し得ないことと推論できる。

第二に、直接支配性である。支配性とは、権利者が自らの意思により特定物を直接占有し、使用し、収益し、処分するという効力である。このため、物権は支配権

とも呼ばれる。物権の支配性と対照的なのは、債権の請求権的性質である。さきほどの米の売買を例とすると、米を引き渡す前、つまり 10kg の米が特定される前に、甲が有するのは債権であり、甲は乙に対して自分に米を引き渡すように請求することができるだけであり、その請求権の実現には乙の協力が不可欠である。米が引き渡された後、即ち 10kg の米は特定された後、甲の有する権利は物権となり、甲はこの 10kg の米を直接支配することが可能となる。甲はその米を転売に出すこともできれば、炊いて食べることも酒を醸造することもできるし、困窮する人に施すことだってできるのである。つまり、物権者は完全に自らの意思でこの 10kg の米を占有し、使用し、収益し、処分することができ、他の誰からの協力も必要とはしないのである。

第三に、排他性である。いわゆる排他性とは、他人からの物権に対する干渉、侵害を排除する効力のことである。物権の排他性には 2 段階の意味がある。まず 1 点目は、1 つの物の上には、同時に 2 つ以上の相容れない内容の物権は設定し得ないということである。例えば 1 つの物の上に同時に 2 つの所有権は存在し得ない。そして 2 点目は、物権には他人からの侵害、干渉、妨害を排除する効力があるということである。そうでなければ、物権者は侵害者又は妨害者に対して、侵害を停止し、危険性を取り除き、妨害を排除するよう要求することができない。物権に他人からの干渉を排除する効力があることで、物権は対世権又は絶対権とも呼ばれる。物権のこの特徴は債権とは明らかに対照的である。債権債務は債権者と債務者の間の権利義務関係のことであり、債権者は債務者に対してのみその債務の履行を請求することができるので、債権は対人権又は相対権とも呼ばれる。学説では、中国において物権の排他性を強調するのは、非常に積極的な現実的な意味を有すると解されている。このような現実的な意味は、主に物権の排他性を通して、公権力と私権との間に一本の明確な境界線を形成することで具現化されている（梁慧星、物権法草案（第二次審議稿）訳評）。もし公権力の行使においてこの境界線を厳格に遵守することができ、権利者の物権が十分に尊重されれば、法に基づく行政が重要な一步を前に踏み出すことになる。

四、「物権法」の基本原則

（一）物権法定原則

「物権法」第 5 条は、物権の種類及び内容は法律により定める、と規定している。同条の規定する内容がつまり物権法定原則と通常呼ばれるものである。同条の規定を理解するには、以下のいくつかの点を把握する必要がある。1 点目に、ここに言う法律とは、厳格な意味で理解しなければならず、すなわち全国人民代表大会及びその常務委員会の制定した法律に限定され、国务院行政法規、地方性法規及び国务院の部門や省級人民政府の規章はこれには含まれない。2 点目に、物権法定の範囲には、物権の種類と内容のみが含まれる。一部の学者が主張する、効力の法定と公示方法の法定の問題を主張する説もあるが、「物権法」はこれらを認めていない。効力の法定を規定しなかったのは、まず物権を先に設定し、かつその具体的内容を確認してからでなければ、その物権のもつ効力を確定することができないからである。このことから分かるように、物権の効力は物権の種類と内容に従属するものである。言い換えれば、一旦物権の種類と内容を法で定めてしまえば、その効力もそれに伴って確定するのである。また、物権法に公示方法の法定を規定しなかった理由の 1

つは、「契約法」第 133 条の、「目的物の所有権は目的物の引渡時に移転する。但し、法律で別途定めるか、又は当事者が契約で別途定める場合を除く」という規定にある。例えば、分割払の売買において所有権保留条項に基づいて動産が引き渡されたにもかかわらず、所有権は依然として売り手側に帰属することになる。3 点目に、物権法定原則に反して、法律で認められていない物権の種類又は内容を設定しても、物権の効力は生じない。

物権法定原則を規定した理由には、主に次の 2 つの側面がある。まず 1 つ目に、物権がその効力から決定されるということである。一般的に、契約による債権は当事者の利益にのみ効力が及び、国、社会及び他人の利益には損害を及ぼさないため、当事者の意思に従って完全に決定することができる。これとは異なり、物権は支配権であり、排他的効力を持つため、いかなる第三者に対しても対抗することができ、もし当事者が自由に設定できるとした場合、大衆の利益に対して重大な影響を生じることになる。そして 2 つ目に、物権が市場で取引されることを前提に決定されるということである。もし、市場取引を前提とした物権が一元化できないとしたら、市場取引は複雑化し、最終的には正常な市場取引に影響を及ぼすことになる。「物権法」の起草過程では、物権法定原則を堅持すべきか否かという問題については、かつて議論となり、法律の草案段階においても何度か変更された。中には、「物権法」の規定する物権の種類が比較的少ないことに鑑み、ある種の弾力性をつけるために物権法定の「緩和」を提案する意見もあった。そして、法律条文上の、「物権法」第 5 条において、法律で規定されていない場合、物権の性質に合致する権利については、物権とみなす、という規定を追加することが提案されたが、この提案は採用されなかった。

また、物権法定原則は、人民法院の正確な裁判を有効に指導することできる。例えば、「契約法」第 230 条は、賃貸借契約の存続期間において、賃貸人が賃貸物を売却する場合、賃借人が優先譲受権を有する、と規定している。「物権法」制定以前では、この「優先譲受権」がどのような性質の権利であるかについて、これまで解釈が分かれていた。しかし、「物権法」の制定と物権法定原則の確立に伴い、その権利の性質についての解釈は、完全に統一されてゆくこととなった。今回、「物権法」では「優先譲受権」という物権の種類が規定されなかったため、「契約法」第 230 条における優先譲受権には物権的効力がない。公共住宅制度改革において、各単位による従業員に割り当てられる住居について出された様々な制限、例えば譲渡時における単位の優先譲受権等の性質と効力の如何についても、物権法定原則に基づいて判断することができる。「物権法」にはこのような「優先譲受権」の規定がないため、従業員が公共住宅の譲渡契約で約定された制限を守らないで住宅を他人に譲渡したとしても、単位は、裁判所に対して、当該従業員の住宅販売契約の無効認定し、及び住宅の所有権を取り戻して単位へ譲渡させるよう要求することはできない。もちろん、従業員が公共住宅の譲渡契約の約定を守らないという行為に対して、単位がその違約責任を追及することは可能である。

物権法定原則は、司法裁判に有効な指針を提供すると同時に、中国の諸般の経済活動に対する挑戦でもあり、その中でも最も大きな論点は「モーゲージローン」という担保の性質の解釈である。現在、「モーゲージローン」（中国語では「按揭」）

は中国各地の住宅販売において広く採用されている担保形式である。「モーゲージローン」という言葉は英語の「mortgage」に由来し、広東語の発音から「按揭」となった。住宅購入者は、不動産開発業者と不動産の予約販売契約を締結すると同時に、銀行とも「モーゲージローン」契約を締結し、住宅の予約販売契約における権利（不動産開発業者への住宅引渡請求権）及び開発業者から取得した住宅の所有権を銀行に譲渡して、銀行からのローンの担保に供する。「モーゲージローン」の担保は、住宅建設完成前と完成後の 2 つの段階に分けることができる。予約販売契約の締結時に住宅の建設が未完成であり、物権がまだ存在していないため、銀行の債権の担保に供するのは、開発業者に対する購入者の住宅引渡請求の債権である。一方、住宅の建設が完成し、開発業者が不動産引渡義務を履行した後は、「モーゲージローン」契約に基づいて、所有権が銀行に移転されることとなる。さて、「モーゲージローン」契約の内容に鑑みると、これを抵当権であると理解することはできない。なぜなら、第一段階で銀行の貸付債権の担保に供するのは、「債権」であって「物権」ではなく、第二段階で銀行の貸付債権の担保に供するのは、「所有権」であって「抵当権」ではないためである。こういった担保形式について、中には、日本法やドイツ法における「譲渡担保」に該当すると解釈し、「物権法」の中でこの担保形式を明確にして、実生活の中の「モーゲージローン」に法律上の根拠を供することを提案する学者もいる。しかし立法機関は、学者からのこの提案を採用しなかったため、住宅売買における「モーゲージローン」という担保の今後の扱いについては、注意を払い検討を深める余地がある。

(二)物権公示原則

「物権法」第 6 条は、不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法律の規定に基づき登記をしなければならず、動産物権の設定及び譲渡は、法律の規定に基づき引渡をしなければならない、と規定している。同条の規定する内容は、通常で言うところの物権公示原則である。同条の規定を理解するためには、次のいくつかの事項を把握する必要がある。第一に、物権の公示は、物権変動に関する重要な原則であるということである。物権変動には、物権の設定、譲渡、変更及び消滅等の各種の状況が含まれる。物権公示原則の要求に基づくと、上記の物権変動には法定の方式による公開が必要であり、そうでなければ物権変動の効力は発生せず（「物権法」第 9 条）、又は第三者に対抗することができない（「物権法」第 24 条）。第二に、物権の公示方法は、動産であるか不動産であるかによって異なる。不動産の物権変動は登記をもって公示方法とし、登記を経なければ物権変動の効力は生じないということである。動産の物権変動は一般に引渡をもって公示方法とし、船舶、航空機及び自動車等の特殊な動産の物権変動は、引渡のほかにも登記が必要となり、そうでなければ第三者に対抗することができない。第三に、物権の公示には次の 2 点の効力がある。1 点目は、物権公示の形成力又は対抗力、つまり法定の公示要求を満たす物権変動は、相応の物権変動の効果を生じることができるということである。2 点目は、物権の公示の公信力であり、主に公示した権利の推定と善意の保護に表れる。物権の公示による権利推定の効力は、主に「物権法」第 16 条に具現化されている。そして、物権の公示における善意者保護の効力は、主に「物権法」第 106 条に具現化されている。

物権変動に公示を必要とする規定は、物権の特徴によって決められるものである。

物権は、絶対的排他的効力を有するため、「外部から識別するに足る」（王澤鑑：民法物権Ⅰ）方式によってその変動を明らかに示すことだけが、第三者が損害を被ることの回避につながり、取引の安全を守ることができるのである。例えば、住民甲は住民乙の住宅を購入したいが、契約締結前に、甲は乙が本当に当該住宅の所有者であるのか、また、当該住宅に抵当権が設定されていないか等を調べる必要がある。もし、一定の方法を通じて当該住宅の物権の状況が公示されなければ、甲は事情を知らずに権利に瑕疵のある住宅を購入してしまい、必要のない損害を被るおそれがある。もし、全ての譲受人が、取引対象の物権の状況が分からず、疑念や危惧を抱くのであれば、社会全体の正常な取引に必ずや影響を及ぼすであろう。

船舶、車両等の特殊な動産については「登記対抗主義」がとられ、すなわち特殊な動産の物権変動は登記を経なければ第三者に対抗することができず、自動車によって第三者に与えられた損害の責任負担の問題を裁判所が公正に解決するための一助となる。「民法通則」と「道路交通安全法」の規定によれば、自動車が他人に損害を与えた場合、損害を受けた者に対して自動車の所有者が民事責任を負わなければならない。このため、誰が自動車の所有者であるかの判断基準が登記の名義書換かあるいは引渡であるかは、責任を負担する者の確定において極めて重要となる。仮に、甲が自動車を乙に譲渡したが、名義の書換手続が間に合わないという状況下で、乙が自動車を運転して丙に傷害を負わせたとする。もし、登記の名義書換を基準とすれば、甲が依然として事故を起こした車両の所有者であり、甲が損害賠償責任を負担しなければならない。このような結果は、論理上正しいとしても、事故車両は乙に引渡済であり、かつ実際に乙が原因で他人に傷害を負わせたのであるから、甲にとって明らかに不公平である。「物権法」の制定以前は、私たちの人民法院では、登記を自動車所有権の移転の効力発生要件として、登記上の所有者に損害賠償責任を負わせる判決を確かに出したことがあった。しかし現在は、「物権法」第 9 条の規定に基づいて、甲が当該自動車を乙に譲渡し、かつ引渡済であることを確実に証明できれば、乙が事故車両の所有者として丙に対して損害の責任を負担しなければならないことになる。

(三)物権変動と原因行為の区分原則

物権変動と原因行為の区分原則は、物権変動とその基礎的關係との区分原則、又は物権変動の原因と結果の区分原則とも呼ばれ、区分原則と略称される。区分原則に基づく、物権変動の原因と結果は 2 つの法的事実に該当し、成立・発効の時間と要件は区分されなければならない。すなわち、物権変動を引き起こした原因行為の成立と発効は、当該行為そのものの要件によって判断すべきで、物権が実際に変動したか否かによって判断することはできず、また、物権変動が生じたか否かは、引渡（動産）又は登記（不動産）を基準として判断すべきで、原因行為が成立又は発効したか否かは問題にしないということである。区分原則は、「物権法」第 14 条と第 15 条にそれぞれ規定されている。第 14 条では、不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅について法律の規定により登記をしなければならないものは、不動産登記簿に記録された日より効力が生じる、と規定し、第 15 条では、当事者間において締結された不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅に関する契約は、法律に別段の規定がある場合又は契約に別段の約定がある場合を除き、契約の成立のときより効力が生じる。また、物権の登記が未了であっても契約の効力に影響を及ぼさない、

と規定している。

区分原則の最も重要な実践的意義のひとつは、契約の効力は生じたが、物権変動はまだ生じていないという状況下において、契約当事者の債権的請求権を保護することができる点にある。例えば、甲を譲渡人、乙を譲受人として建物売買契約を締結した後、当該建物をさらに丙に売却のうえ名義書換手続を行った場合について検討してみる。区分原則に基づく、乙は当該建物の所有権を有すると主張することはできないが、しかし売買契約に基づいて甲に違約責任を追及することはできる。過去の司法実務において、地方の裁判所の中にはこの区分原則を理解していなかったために甲乙間の売買契約を無効と認めてしまったものもあった。このような間違いは、「担保法」の中にも存在している。第 41 条は、当事者が抵当権を設定する場合、抵当物の登記を行わなければならない、抵当権設定契約は登記の日から効力を生ずる、と規定している。同規定に基づけば、抵当物の登記がなされていなければ、抵当権設定契約は効力を生じず、債権者は抵当権を主張できないだけでなく、抵当権設定契約に基づいて債務者の違約責任を追及することもできない。これは債権者にとって明らかに不利である。

(四) 物権が債権に優先する原則

物権が債権に優先する原則とは、1 つの物の上に同時に物権と債権が存在する場合、物権を優先的に保護しなければならないことを指す。物権優先の原則は、主に物権債権間の関係の問題を解決するために用いられる。そして、「物権法」草案で当該原則が規定されたことがあったが、最終的に公布された法律条文中にはこの原則が規定されなかったことについて言及しておきたい。いずれにしても、「物権法」とその他の関連法律の規定から考えると、物権優先の原則は事実上存在していると言える。

まず、物権優先の原則は「1 つの建物の多重譲渡」の紛争の処理において具現化される。例えば、開発業者甲が同一の建物を同時に乙、丙、丁に譲渡し、3 つの建物売買契約を締結したが、乙だけが建物の登記手続を行った場合を考えてみよう。「物権法」の規定に基づく、建物の所有権は登記のときより移転する。よって、乙は建物の登記手続後に建物所有権を取得し、丙と丁は債権、すなわち開発業者甲に対して建物の引渡を請求する権利のみを有することとなる。建物が既に乙に名義書換されたことから、甲がこの引渡請求を実際に履行することは不可能であり、丙と丁は甲に対して違約責任を追及することができるだけで、建物の所有権を取得することはできない。言い換えれば、乙の所有権の履行は丙と丁の債権に優先したのである。

次に、物権優先の原則は破産財産の処理においても現れる。「企業破産法」第 109 条では、破産者の特定財産に対して担保権を保有する権利者は、当該特定財産に対して優先弁済権を保有する、と規定している。同規定に基づく、債権者が破産企業のある特定財産に対して抵当権を保有する場合、債権者は抵当権の行使を通して無担保の債権者に優先して弁済を受けることができる。債権者の保有する破産法上の当該権利は、「別除権」と呼ばれ、抵当目的物を債務者の破産財産から切り離してしまうという意味である。別除権のほかにも、「破産法」は「取戻権」について規定

している。同権利が適用される状況の 1 つとして、破産企業に対するファイナンスリース設備の場合、リース会社は所有権に基づいて当該設備を破産企業の財産から取り戻すことができる。

もちろん、物権が債権に優先するという原則は絶対的なものではない。例外の 1 つは、「契約法」第 229 条は、「賃貸借期間において賃貸物の所有権の変動が発生した場合、賃貸借契約の効力に影響を与えないものとする。」と規定している。これは、一般に言うところの「売買は賃貸借を破らず」である。同条の規定に基づく、賃貸物の譲受人の所有権は、もとの賃借人の賃借権に対抗することができず、もとの賃貸借契約は新しい所有者に対しても依然として有効となる。

五、物権の公示と善意取得制度

(一)登記

1.登記の効力。登記に備えられた効力を基準として、各国の登記に関する立法は「効力発生要件主義」と「対抗要件主義」の 2 種類に分けられる。「効力発生要件主義」は、登記を物権変動の効力発生要件とし、登記を経なければ物権変動の効力を生じない。これに対して「対抗要件主義」は、登記を物権変動の効力発生要件とせず、当事者は登記を行うことも行わないことも選択することができるが、登記を経していない物権変動は第三者に対抗することができない。「物権法」は、「効力発生要件主義」と「対抗要件主義」を併用する立場をとっているが、具体的には、ほとんどの不動産物権変動について「効力発生要件主義」の立場をとっている。「物権法」第 9 条は、「不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法に従い登記をすることにより、効力が生じるものとし、登記を経していない場合には、効力が生じない。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。」と規定している。法により登記を経る必要なく効力を生じることができる不動産物権変動には、「物権法」第 129 条に規定する土地請負経営権、及び第 158 条に規定する地役権がある。また、特殊な動産の物権変動については、「対抗要件主義」の立場がとられる。「物権法」第 24 条では、「船舶、航空機及び自動車等の物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することはできない。」と規定している。このほかにも、上記で言及した土地請負経営権と地役権についても、「対抗要件主義」の立場がとられている。

2.登記の種類。登記内容の正確性、公開性を確保し、当事者の権利をよりよく保護するために、「物権法」はさらに更正登記、異議登記及び予告登記（原文は「預告登記」）についても規定した。

「物権法」第 19 条第 1 項は、「権利者及び利害関係人が不動産登記簿の記載事項に誤りがあると認識した場合は、登記の更正を申請することができる。不動産登記簿に記載されている権利者が書面により更正に同意した場合、又は登記に誤りがあることを証する証拠を提出した場合は、登記機構はこれを更正しなければならない。」と規定している。ここから分かるように、更正登記の主な目的は、登記簿に記載した内容の正確性の確保である。更正登記を実現する条件の 1 つは、不動産登記簿に記載された権利者の書面による同意であり、当該権利者が更正に同意しない場合は、利害関係者の権利が有効な保障を得ることは難しい。そこで、「物権法」第 19 条第 2

項は、異議登記制度について規定し、利害関係者に異議登記を申請する権利を与えた。また、悪意の異議登記を防止するために、「物権法」は異議登記の存続期間について制限を設け、かつ異議のある者が不当な異議により権利者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負担すべきであると規定した。

予告登記は、権利者の将来的な物権の実現を保障するために設けられた登記制度である。「物権法」第 20 条は、「当事者は、建物又はその不動産物権の売買に関する契約を締結し、将来の物権の実現を保障するため、その約定に従い登記機関に予告登記を申請することができる。予告登記後、予告登記権利者の同意を得ずに当該不動産を処分した場合は、かかる物権の効力は生じない。」と規定している。予告登記制度は、建物の予約販売契約における譲受人の保護に非常に有益である。同条の規定に基づくと、譲受人が建物予約販売契約を備えて登記に行った後であれば、開発業者が当該建物を他人に譲渡したうえ引き渡してしまったとしても恐れることはなく、物権の効力は生じず、予告登記を行った譲受人は依然として建物の所有権を取得することができるのである。

(二)引渡

動産の物権変動は、引渡をもって公示方法とする。「物権法」第 23 条は、動産物権の設定及び譲渡は、引渡のときより効力が生じる、と規定している。動産の占有と支配が実際に引渡されたか否かを基準として、現実の引渡と擬制の引渡に分類される。現実の引渡とは、動産を事実上管理支配する力を他人に移転することであり、擬制の引渡とは、特定の状況下において、当事者が特別な約定を通して現実の引渡に代えることを法律が認めるものである。「物権法」は 3 種類の擬制の引渡形式を規定した。

1.簡易の引渡。「物権法」第 25 条は、動産物権を設定及び譲渡する前に、権利者がすでに法に従い当該動産を占有している場合は、物権は法律行為の効力発生のときより効力が生じる、と規定している。例えば、甲が乙から 1 台の自動車を借りて使用し、使用の途中で甲がその自動車を購入したいと考え、そこで乙とその自動車の売買契約を締結したとする。このとき、自動車はすでに甲が占有しているので、その自動車の所有権は売買契約の効力発生と同時に甲が保有することになるのである。

2.指図による引渡。「物権法」第 26 条は、動産物権を設定及び譲渡する前に、第三者がすでに法に従い当該動産を占有している場合は、引渡義務を負う者は原物の返還を第三者に請求する権利を譲渡することをもって引渡に代えることができる、と規定している。上記の例の中で、乙はその自動車を甲に貸して使用させており、仮に丙がその自動車を購入したいと考え、なおかつ乙と売買契約を締結した場合、乙は甲に自動車の返還を請求する権利を丙に譲渡することで引渡に代えることができるのである。

3.占有改定。「物権法」第 27 条は、動産物権を譲渡する場合において、双方が譲渡人により引き続き当該動産を占有する旨を約定したときは、物権は当該約定の効力発生のときより効力が生じる、と規定している。例えば甲企業に資金運用面において困難が生じ、銀行からの借入れが難しい状況下にあるとき、設備をファイナン

スリース会社乙に譲渡することで必要な運転資金を獲得し、正常な生産業務に影響を与えないようにするために、甲が引き続きその生産設備を占有することを約定することができる。その生産設備の所有権は、その約定の効力発生と同時に乙に移転し、乙の生産設備の占有は直接占有から間接占有に変わり、甲のその生産設備の占有は自主占有から他主占有に変わるものである。

(三)善意取得制度

1.善意取得の概念。「物権法」第 106 条は、「処分権のない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合、所有者は回収する権利を有する。法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる状況に該当する場合、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。

(1) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時点で善意であったこと (2) 合理的な価格で譲渡されたこと (3) 譲渡される不動産又は動産が法律規定により登記すべきものである場合は、すでに登記がなされていること、登記が不要である場合は、すでに譲受人への引渡がなされていること。譲受人が前項の規定に従い不動産又は動産の所有権を取得した場合、もとの所有者は処分権のない者に損害賠償を請求する権利を有する。当事者が善意によりその他の物権を取得した場合は、前 2 項の規定を参照する」と規定している。同規定に基づくと、善意取得は次のように定義することができる。譲受人が物権の移転を目的として、善意、適正価格で動産又は不動産を譲り受けかつこれを占有した場合、譲渡人が当該動産又は不動産についての処分権を有していないとしても、譲受人はその物権を依然として取得することができる。

2.善意取得の要件。第一に、善意取得の対象は動産でもよく、不動産でもよい。これに対して、善意取得の対象には不動産を含めるべきではないとして、この規定を批判する学者もいる。その理由は、不動産については、その物権変動を登記しなければならないため、通常は譲受人が占有者を所有者と誤認する状況が生じ得ないからであり、譲受人は登記制度を通して保護を受けることができるからである(梁慧星：物権法草案(第二次審議稿) 訳評)。第二に、譲受人が財産を取得したときに善意でなければならない。そしてこの善意とは、譲渡人が処分権を有さない者であると知らないことを指す。第三に、譲受人は、合理的な価格を支払わなければならない。第四に、譲渡する財産は、法律の規定により登記すべきものである場合は、すでに登記がなされていること、登記が不要である場合は、すでに譲受人への引渡がなされていることが要件となる。そしてまさにこの第四の点から、善意取得を公示の効力の具現化と考える者もいる。

3.善意取得制度の基礎。善意取得制度は、所有権の静的安全の強調から、取引の動的安全に重点を移した結果である。所有権絶対という考え方が主導的地位を占めた時代においては、所有権の静的安全の保護が重視され、所有者が自らの財産をいつでも回収できることが強調され、善意取得制度は、存在するための思想観念の基礎がないだけでなく、経済的・社会的基礎もなかった。経済的な取引の絶え間なく増加するにつれ、所有権保護を過度に強調し、取引の相手方の物権公示に対する信頼を保護しなければ、いずれは取引の安全に影響を及ぼすことになる。このような状況の下、善意取得制度は時勢に応じて生まれたものである。

六、「物権法」で規定された物権類型

(一)所有権

1.所有権の概念及び特徴。「物権法」第 39 条は、所有者は、自己の不動産又は動産に対して、法に基づき占有、使用、収益及び処分をする権利を有する、と規定している。同規定に基づく、所有権は、法に従い、自らの不動産又は動産に対して、占有、使用、収益及び処分をする権利を有する、と定義できる。そして、その他の物権と比較すると、所有権には以下のような特徴がある。第一に、所有権は自物権である。所有権は所有者が自己の物の上に有する権利である。これに対して、用益物権と担保物権はいずれも他人の物の上に有する権利であることから、他物権とも呼ばれる。第二に、所有権は完全な物権である。所有者は、客体に対して、占有、使用、収益、処分等を含む全面的な支配を行うことができる。これに対して他物権は、客体をある側面においてのみ支配することであり、例えば用益物権者は占有、使用、収益を行うことができるが、処分をすることはできない。所有権は完全な物権であるということは、所有者が所有権の具備する 4 つの権能を自ら行使することを意味するのではなく、その中の 1 つ又は数個の権能を分離させて他人に行使させることもできることであり、ここから派生して他物権が生まれたのである。一定の条件下において、所有者は、所有権の完全性を回復するために、分離させた権能をさらに回収することができる。第三に、所有権は永続的な物権である。所有権の客体が存在するだけで、所有権は永遠に存在し、そこには存続期間についての制限は存在しない。他物権はこれとは異なり、他人の所有する物の上に設定した権利であるため、通常は全て明確な存続期間の定めがあり、例えば担保物権の場合は通常、被担保債権の存続期間と一致する。

2.所有権の類型と平等の保護。現在、中国に存在する多様な所有制形式に応じて、「物権法」は所有権に関して次の 3 つの類型を規定した。国家所有権、集団所有権と私人所有権である。国家所有とはすなわち全民所有であり、國務院が国を代表してその所有権を行使する（「物権法」第 45 条）。集団所有権については、農民集団と都市・鎮集団の違いに基づいて、それぞれ次のように対応する規定を設けている。農民集団所有の不動産及び動産は、かかる集団の構成員の集団所有に帰属する（「物権法」第 59 条）。都市・鎮の集団所有の不動産及び動産は、法律、行政法規の規定に従い、当該集団が占有、使用、収益及び処分の権利を有する（「物権法」第 61 条）。また、私人所有権については、個人、企業法人、非企業法人、社会団体の違いに基づいて、それぞれ次に掲げるとおり対応する規定を設けている。私人は、その適法な収入、建物、生活用品、生産用具、原材料等の不動産及び動産に対して所有権を有する（「物権法」第 64 条）。企業法人は、その不動産及び動産に対して、法律、行政法規及び定款に従い占有、使用、収益及び処分をする権利を有する（「物権法」第 68 条第 1 項）。企業法人以外の法人は、その不動産及び動産の権利について、関連法律、行政法規及び定款の規定を適用する（「物権法」第 68 条第 2 項）。社会团体が法に従い所有する不動産及び動産は、法律による保護を受ける（「物権法」第 69 条）。

「物権法」の起草過程において、所有制の違いに応じて異なる所有権の類型を規定すべきか否かについては、かつて多くの議論があった。反対意見の学者は、3 つ

の所有権に区分することは平等保護原則への違反があり、「物権法」は権利者の身分の違いに応じて立法を行うべきではなく、行為に応じた立法をすべきであり、すなわち誰であるか、どのような身分であるかに関係なく、その物権は平等なものであるべきである、と考えた。所有制の三分法に賛成する学者は、所有制の違いに基づいて3つの所有権に区分しないとすれば、中国の国情に合致せず、現実には3つの異なる所有制形式が存在する以上、「物権法」においては3つの異なる所有権類型を具現化しなければならない、と考えた。私たちの立法機関はこれらの意見を踏まえ、一方では中国の国情の尊重を土台として所有権を国家所有権、集団所有権、私人所有権の3つの類型に分け、他方で社会主義市場経済の要求に基づいて各類型の所有権について平等な保護を行わなければならないことを強調した。王兆国副委員長が「物権法（草案）」の解説において強調したように、「各種の市場主体に対して平等な保護を行わず、紛争解決のルールや負担する法律上の責任が異なるとすれば、社会主義市場経済を発展させることは不可能であり、また、社会主義基本経済制度を堅持し、完成させることも不可能である」のであって、上記では2つの考え方がうまく調和した。

3.徴収及び収用制度。物権の重要な特徴のひとつがその「排他性」である。しかし、物権の排他性は絶対的なものではない。特に、所有権は、その社会化がしだいに進む中、公共の利益の保護の必要性から一定程度の制限を受けることがある。この制限は、主に徴収制度と収用制度において具現化されている。

徴収とは、公共の利益における必要性から、法律で規定された権限と手続に基づいて、集団所有の土地、単位及び個人の建物やその他の不動産を強制的に取得する行為である。徴収を行うには、次に掲げる条件を満足しなければならない。第一に、徴収が、公共の利益からの必要性を満たすことを目的としていることである。「物権法」の起草過程において、集団と私人の所有権をより良く保護し、「公共の利益」を名目とした徴収制度の濫用を防止するために、「公共の利益」についてその範囲を明確にすべきであるという提案があった。この提案について、立法機関は検討を行い、異なる領域内、異なる状況下においては、公共の利益も異なるのであって、「物権法」で公共の利益を統一的・具体的に規定するのは困難であり、それに比べれば各単行法で規定する方が適している、との認識に至った。例えば、現行の「信託法」、「測量法」には公共の利益の範囲に関する規定が設けられている。「物権法」の規定する公共の利益をどのように理解するかについて、公共の利益は社会全体の全構成員が直接受けることのできる利益でなければならないと考える学者もいる。部分的な社会の構成員だけが受けることのできる利益は公共の利益と言わず、社会の構成員が間接的に受ける利益もまた公共の利益とは言わない。第二に、徴収を行うには、法律で規定された権限と手続を厳格に守らなければならないということである。ここに言う法律とは、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定した法律に限られ、行政法規、地方性法規及び規則を含まない。第三に、補償を与えなければならないことである。これは、徴収の対象に応じて異なり、補償の要求もまた異なる。集団所有の土地に対しては、「法に従い額面どおりに土地補償費、転居補助費、地上定着物及び青田補償費等の費用を支払わなければならない、土地を徴収された農民の社会保障費を手配し、土地を徴収された農民の生活を保障し、土地を徴収された農民の適法な権益を維持保護しなければならない」。そして、徴収対象となるその他の建物

やその他の不動産については、「法に従い立退き補償を与え、徴収を受ける者の適法な権益を維持保護しなければならない。個人住宅を徴収する場合は、さらに徴収を受ける者の居住条件も保障しなければならない」。

収用は、緊急の必要性に応じて、法律で規定された権限及び手続に従い、単位、個人の不動産又は動産を強制的に使用する行為である。収用を行うには、次に掲げる条件を満たさなければならない。第一に、収用が危険箇所の応急修理や災害救助等の緊急の必要性に基づいたものでなければならない。第二に、収容が法律で規定された条件及び手続を遵守したものでなければならない。ここに言う法律とは、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定した法律に限られ、行政法規、地方性法規及び規則を含まない。この要求に対して、意見を異にする学者は、収用が緊急の状態において取られる措置である以上、法定手続に厳格に従って実行することができるか否かについては、まだ議論の余地があると考えている。また、順序よく法定手続を守ることができる場合が緊急の状態に当たるか否かには疑いの余地がある。最後に、収用された不動産又は動産は使用後に返却しなければならず、毀損、滅失した場合はこれについて補償しなければならない。

徴収、収用制度にみられる公権力の所有権に対する必要な制限のほかに、所有権はさらに信義誠実の原則及び他人の権利の尊重に基づいて制限を受けなければならない。後者の制限は主に「物権法」の相隣関係の規定に具現化されるのである。

(二)用益物権

1.用益物権の概念と特徴。「物権法」第117条は、用益権者は、他人の所有する不動産又は動産に対して、法に従い占有、使用及び収益を行う権利を有する、と規定している。同規定に基づく、用益物権には以下に掲げる特徴がある。第一に、用益物権は、他物権、制限物権、存続期間の定めのある物権、及び独立の物権である。用益物権は、他人の所有物の上に権利を設定し、このために他物権と呼ばれる。用益権者は物に対して占有、使用、収益をすることができるだけで、処分を行うことはできず、このために制限物権と呼ばれる。用益物権は、他人の所有物の上に設定される権利であるため、通常は明確な存続期間が設けられており、この点で所有権とは異なる。いずれにしても、用益物権は一度設定されれば独立して存在し、所有者の干渉を排除することができる。第二に、用益物権の設定目的は、他人の所有する物に対する使用とそこから収益を得ることである。このため、用益権者が重視するのは物の使用価値である。これは、同様に他物権である担保物権とは異なる点である。担保権を設定する目的は、債権の実現を確保することであり、担保権者が重視するのは担保物の交換価値である。「物権法」は、土地請負経営権、建設用地使用权、宅地使用权、地役権の4つの用益物権を規定した。これらの中から、建設用地使用权と地役権を重点的に紹介する。

2.建設用地使用权。建設用地使用权の概念について。「物権法」第135条は、建設用地使用权者は、法に従い、国家所有の土地に対して占有、使用及び収益を行う権利を有し、当該土地を建築物、構築物及びその他の附属施設の建造に利用する権利を有する、と規定している。同規定の理解と実行のポイントは、建設用地使用权の客体の特定性、すなわち国家所有の土地であることを明確にしなければならないこと

である。この点で、土地請負経営権及び宅地使用权とは異っており、この 2 種類の用益物権の客体は、主に集団所有の土地である。集団所有の土地の上に建設を行わなければならない場合、「土地管理法」の規定に従い農業用地の転用の審査認可手続を行わなければならない。この中で、省、自治区、直轄市の人民政府から認可された道路、パイプ・電線等の工事及び大型インフラ建設プロジェクト、国务院の認可した建設プロジェクトによる土地占用で、農業用地を建設用地として転用する場合、国务院の認可を受けるものとする。土地利用総合計画の確定した都市及び村、集落の建設用地の規模・範囲内において、当該計画を実施するために農業用地を建設用地に転用する場合、土地利用の年度計画に基づいて回数を分け、土地利用総合計画の元の認可機関から認可を受ける。認可済み農業用地転用の範囲内において、具体的建設プロジェクトの用地について市、県の人民政府から認可を受けることができる。その他の建設プロジェクトによる土地占用で、農業用地を建設用地に転用する場合、省、自治区、直轄市の人民政府の認可を受けるものとする。

建設用地使用权の取得について。「物権法」第 137 条の規定によれば、建設用地使用权の取得方法には、私下又は割当（原文は「划拨」）の 2 種類の方法がある。私下は有償であり、割当は無償である。工業、商業、旅行、娯楽及び商品住宅等の経営用の用地の場合、及び同一の土地の上に 2 人以上の土地使用希望者がいる場合は、入札、競売等の公開競り方式で払下げをしなければならない。割当方式による建設用地使用权の取得は、厳格にこれを制限する。まず、用途上の制限である。「土地管理法」に基づく、国家机关用地及び軍用地、都市インフラ用地及び公益事业用地、国が重点的に援助しているエネルギー、交通、水利等のインフラ用地等でなければ、割当方式で取得することができない。そして、審査認可機関についての制限である。土地割当を行うには、県級以上の人民政府による認可を取得しなければならない。

建設用地の開発利用について。建設用地使用权者は、土地を合理的に利用しなければならない、土地の用途を変更してはならない。土地の用途を変更する必要がある場合は、法に従い関連行政主管部门の認可を受けなければならない（「物権法」第 140 条）。建設用地使用权と地上の建築物の使用权は 2 種類の異なる物権であるが、その変動には「地上物は土地に従う」、「土地は地上物に従う」という原則をとる。建設用地使用权者が建造した建築物、構築物及びその附属施設の所有権は、建設用地使用权者に帰属する。但し、反対証拠により証明された場合はこの限りでない（「物権法」第 142 条）。建設用地使用权を譲渡し、交換し、出資し又は贈与する場合は、登記機関に変更登記を申請しなければならない（「物権法」第 145 条）。建築物、構築物及びその附属施設を譲渡し、交換し、出資し又は贈与する場合は、当該建築物、構築物及びその附属施設の占有範囲内の建設用地使用权も併せて処分するものとする（「物権法」第 147 条）。

3. 地役権。地役権は、権利者が自己の不動産の効果・利益を高めるために、契約の約定に基づいて他人の不動産を利用する権利である。その中で、地役権者の使用に供する不動産が承役地である。地役権と相隣関係とは、関連もするが相違もする 2 つの制度である。両者の共通点は、第一に、発生原因又は設定目的が同じということである。両者の目的はいずれも不動産の利用過程において存在する衝突の調整を

図ることである。第二に、両者はいずれも不動産同士の通行、排水、風通し、採光等の問題に関するものということである。また、両者の相違点は、第一に法的性質の違いである。地役権は独立した物権類型の 1 つであるが、相隣関係はそうではない。第二に、発生の根拠が異なる。相隣関係は法律の規定に基づいて直接発生するものであり、地役権は契約の約定に基づいて発生するものである。第三に、不動産の位置の違いである。相隣関係における不動産は隣接していなければならないが、承役地と要役地は隣接していることを求められない。

地役権は独立した用益物権類型の 1 つに入るとはいえ、それは要役地の効果・利益を向上させるために設定されるものである。要役地を離れてしまえば、地役権はその存在価値を失うことになる。よって、地役権のみを譲渡することはできないし、地役権のみに抵当権を設定することもできない（「物権法」第 164 条、第 165 条）。要役地及び要役地に対する土地請負経営権、建設用地使用権の一部を譲渡する場合、譲受人はさらに譲渡部分に係わる地役権も獲得する（「物権法」第 166 条）。承役地及び承役地に対する土地請負経営権、建設用地使用権の一部を譲渡する場合において、譲渡部分が地役権に係わるときは、地役権は譲受人に対し拘束力を有する（「物権法」第 167 条）。

（三）担保物権

1.担保物権の概念及び特徴。「物権法」第 170 条は、担保権者は、債務者が期限の到来した債務を履行しない又は当事者が約定した担保物権を実行する事由が発生した場合、法に従い担保物について優先弁済を受ける権利を有する。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない、と規定している。担保物権には、次に掲げる特徴がある。第一に、担保物権の設定は、債権者の債権実現の確保を目的としていることである。担保物権の当該特徴は、担保物権が重視するのは担保物の使用価値ではなく交換価値であることを決定付け、また担保物権の従属性も決定付けた。被担保債権を譲渡する場合、担保物権も通常これと一括して譲渡される。被担保債権が消滅した場合、担保物権も消滅する。第二に、担保物権は優先弁済を受ける効力を有する。優先弁済を受けるのは、債務者の期限が到来しても債務を未返還のとき、又は当事者の約定した担保物権を実行する事由が発生したとき、債権者は担保財産を現金換算し、又は競売にかけ、売却して現金化し、それにより得られた金額から債権を優先的に実行することができる。担保物権の優先性は無担保の債権に対するものだけでなく、後順位の担保物権に対してでもある。もちろん、担保物権の優先性は絶対的ではない。例えば、「海商法」において、船舶先取特権者が担保物権者より優先的に弁済を受ける、と規定している。第三に、担保物権は物上代位性を備えている。担保物権を設定する目的は、担保物の使用のためではなく、担保物の交換価値を支配するためである。よって、担保物が毀損又は滅失したとしても、担保物権は担保物の代替物上に依然として存在することになる。これが担保物権の物上代位性である。

「物権法」の制定前において、資金融通の必要性を満たすために、中国は 1995 年に「担保法」を制定した。同法は、抵当権、質権、留置権の 3 種類の担保物権を規定した。「物権法」第四編「担保物権」は、「担保法」の関連規定を土台として制定された。「担保法」が担保物権について既に規定していたため、「物権法」の起草

過程においてさらに担保物権について規定する必要があるかという問題については、議論があった。物権体系の統一を保つこと、及び「担保法」の中の担保物権に関する一部の規定が実際の必要性に明らかに対応しきれないこと等を考慮して、「物権法」では特に 1 つの編を設けて担保物権を規定した。ここでは主に担保物権編の「担保法」関連規定に対する補充と整備について紹介する。

2.担保物権編による「担保法」の整備。第一に、動産の浮動担保（原文は「浮動抵当」）を追加した。「物権法」第 181 条は、当事者の書面協議を経て、企業、個人商工業者及び農業生産経営者は、現有の及び将来有する生産設備、原材料、半製品及び製品に抵当権を設定することができ、債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した抵当権を実行する事由が発生した場合、債権者は、抵当権を実行する際の動産について優先弁済を受ける権利を有する、と規定している。この新型抵当権の追加では、主に次に掲げる点が考慮されている。第一に、浮動担保が企業への融資促進に有利であり、特に多くの中小企業の融資ルートを広げ、経済発展を促進した。第二に、浮動担保は抵当手続を有効に簡略化し、多くの労働力と物資を節減し、抵当のコストを引き下げた。浮動担保を設定する場合、当事者が書面の契約を締結し、登記を行うだけで、会社財産目録表を作成する必要はなく、会社財産についてそれぞれ公示する必要もなく、新たに追加した財産に関しても何ら手続をとる必要はなく、自動的に抵当物となる。第三に、法定又は約定した事由さえ生じなければ、抵当権設定者は日常の経営活動において抵当権を設定した財産について処分を行うことができ、債務者の正常な商業活動の展開にいささかも影響しないのである。

第二に、担保物の範囲を追加した。主に、(1)入札募集、競売、公開協議等の方式により取得した、荒地等の土地請負経営権、(2)原材料、半製品、製品、(3)建造中の建築物、船舶、航空機、(4)売掛金、(5)法に従い譲渡可能なファンド持分がある。この他にも、「物権法」は、禁止規定がなければ違法ではない（原文は「反面排除法」）という方式で抵当目的物にできる財産を規定し、「法律、行政法規により抵当権の設定が禁止されていないその他の財産」の全てに抵当権を設定できると規定し、担保目的物の範囲を最大限に拡大した。担保目的物の範囲拡大を通して、企業に対する融資能力も直接的に高めた。

第三に、担保物権を実行する条件を追加した。「担保法」の規定に基づく、主債務者が債務の期限が到来しても履行しないときにのみ、債権者は担保物権を実行することができる。担保物権編では、債権者の利益をさらに守り、また当事者の意思を十分に尊重するために、「担保法」を土台として、担保物権を実行する事由、つまり当事者の約定により担保物権を実行できるという事由を追加した。

第四に、担保物権の実行手続を簡略化した。「担保法」の規定に基づく、主債務者が期限の到来した債務を履行せず、債権者と債務者とが担保目的物を売却して現金化するという合意に達することができない場合、債権者は人民法院に提訴しなければならない、債務者が人民法院の有効な判決を実行しないときにはじめて、債権者は人民法院に対して強制執行を申し立てることができる。担保物権編は担保物権を実行する手続を簡略化した。債権者は期限の到来した債務を履行しないか又は当事

者間で約定した抵当権を実行する事由が発生した場合、まずは抵当権者が抵当権設定者と協議を行い、合意することができないとき、抵当権者は訴訟を経ずに人民法院に対して抵当財産の競売、売却現金化を直接申し立てることができる。

第五に、担保契約の効力及び担保権の効力を区別した。「担保法」は、特定の財産に抵当権を設定する場合、抵当契約は登記のときから発効すると規定した。同規定は、概念の上では抵当契約と抵当権の区別をしておらず、抵当契約の効力と抵当権の効力とが入り混じっている。担保物権編はこの規定を変更した。まず、概念の上で、抵当契約と抵当権とを厳格に区別した。そして、次に、抵当権の発効と契約の発効とを区別した。

この他にも、担保物権編は、根抵当権に関する規定の整備、抵当権の存続期間の規定、異なる種類の担保物権の実行順序の明確化、留置権の適用範囲の拡大等を行った。

七、物権の保護

(一)物権的請求権の概念

「物権法」第三章は、物権の保護を規定した。その中で新たに重要な制度である物権的請求権を設けた。物権的請求権とは、物権に基づいて生じた請求権を指し、物が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合に、物権者は物権の完全な状態を回復し、又は侵害を防止するよう請求する権限を指す。

物権が絶対性を備えていることから、物権は不法行為責任制度（原文は「侵權制度」）の保護も受ける。物権が侵害を受けた場合、不法行為責任請求権が生じる。では、物権的請求権と不法行為責任請求権は何が異なるのか。両者には主に 2 点の違いがある。1 点目は保護対象の違いである。物権的請求権の保護対象が物権に限られるのに対して、不法行為責任制度の保護対象は物権のほか、さらに人格権、知的財産権及びその他の排他性のある権利を含む。もちろん、特別な状況において、債権を侵害する行為であっても不法行為責任を負担しなければならない。2 点目は、構成要件の違いである。物権的請求権には、物権の存在という 1 つの構成要件しか存在しない。一般に、不法行為責任の構成要件には、加害行為、損害の結果、加害行為と損害の結果の因果関係、そして過失という 4 つの要件があり、特殊な不法行為責任には過失以外の 3 つの要件が含まれる。つまり物権的請求権の構成要件が簡単であるので、物権保護の面において不法行為責任と比べても簡単かつ早く、物権者は人民法院に証拠を提出して自らが関連する物権を保有していることを証明しさえすれば良いのである。

(二)物権的請求権の類型

1.物権確認請求権。「物権法」第 33 条は、物権の帰属又は内容について紛争が生じた場合は、利害関係人は権利の確認の請求をすることができる、と規定している。過去の教科書では「物権確認請求権」を認めておらず、当該請求権は人民法院に対するものであり、本質の上では訴権であるが、民事主体に対する実態的権利ではないと考えられていた。立法機関が最終的に同権利を規定した理由は、手続法上の訴権は実体的権利のために存在するものであり、訴権には必ず対応する実体権がある

からである。学者の考えによれば、物権確認請求権の目的及び作用は、訴訟方式による物権紛争を解決し、正常な物権法律秩序を守ることであり、よって訴訟時効を適用してはならない。物権に関する紛争さえ存在すれば、当該請求権は存在する（梁慧星、物権法草案（第二審議稿）訳評）。

2.返還請求権。「物権法」第 34 条は、不動産又は動産が権原なく占有されている場合は、権利者は原物の返還を請求することができる、と規定している。同条の規定に基づく、返還の対象となるのは他人に占有されている原物で、権原なく他人の物を占有している者が返還義務者である。民法の原理に基づく、返還請求権は性質の上では物権的請求権であるが、債権的請求権である履行請求権、損害賠償請求権と類似しており、訴訟時効を適用すべきである。しかし、返還を請求する財産が登記済みであった場合、訴訟時効を過ぎたために権原のない占有者の返還拒否を認めるとしたら、登記制度の効力と衝突してしまう。登記に関する公示の効力、対抗の効力、権利推定効力は時間の経過によって消滅すべきではないのである。よって、登記済財産の返還請求は、訴訟時効制度を適用すべきではない（梁慧星、物権法草案（第二審議稿）訳評）。

3.妨害排除及び危険除去請求権。「物権法」第 35 条は、物権が妨害され、又は妨害されるおそれがある場合は、権利者は妨害の排除又は危険の除去を請求することができる、と規定している。妨害排除請求権が対象とするのは妨害行為であり、危険除去請求権が対象とするのは物権に損害を与えるおそれのある危険な行為又は危険な状態である。当該請求権を設けた目的に基づく、妨害行為又は危険な状態が存在しさえすれば、権利者はこれらの請求権を行使することができ、したがって訴訟時効の規定は適用されない。

4.原状回復請求権。「物権法」第 36 条は、不動産又は動産が損傷を受けた場合は、権利者は修繕、作り直し、取換え又は原状の回復を請求することができる、と規定している。同請求権と返還請求権には類似する点があり、訴訟時効の規定を適用すべきである。学者の中には、物権的請求権の行使は、物権の存在を前提としなければならない、物がすでに滅失している場合は、不法行為の訴訟を提起することしかできないと考える者もいる。この考えに従って判断すると、「物権法」第 36 条の規定は、やや厳密さに欠ける（梁慧星、物権法草案（第二審議稿）訳評）。

5.損害賠償請求権。「物権法」第 37 条は、物権が侵害され、権利者に損害が生じた場合は、権利者は損害賠償を請求することができ、その他民事責任の負担を請求することもできる、と規定している。学者の中には、物権的請求権は物権の完全な状態を回復することを目的とすべきであり、従って損害賠償請求権は物権的請求権ではなく不法行為責任の範囲に含まれると考える者もいる。損害賠償請求権が不法行為責任の範囲に含まれるとしたら、物権的請求権とは別で、不法行為による損害賠償の訴えを提起すべきである。しかし、手続を簡便化し、訴訟による疲弊を回避するためには、物権に基づく損害賠償請求権の独立性を取り除き、権利者が妨害排除請求権又は危険除去請求権を行使する際にまとめて請求するよう要求すべきである。人民法院は、損害賠償請求とまとめて審理するとき、物権の状態を審議しなければならないだけでなく、違法行為の存在、及び違法行為と損害との具体的因果関係に

についても確認しなければならない（梁慧星、物権法草案（第二審議稿）訳評）。

八、「物権法」制定の意義

「物権法」の公布施行が、中国の経済社会生活に対して広く、深く、長く影響を与えることは疑いのないことである。これについての論説は多いが、ここでは次に掲げるいくつかの事項のみに触れることとする。

第一に、物の帰属を明確にし、配分を定め紛争を止める役割を果たすことである。「物権法」で規範化された主な内容の 1 つが物の帰属関係である。物の帰属を明確にしてからこそ、権利者間の境界線を確定し、紛争の発生を防止することができるのである。この点については、「商君書」に十分な説明がある。「一兎が走り、百人がこれを追う、兎を百人に分けることはできるからではなく、名義を定めていないからである。しかし、そこかしこに兎を売る者がいるのに、盗む人がいないのは、名義が定められているからである。よって名義が未だ定まらぬときは、堯、舜、禹、湯でさえ急いでこれを追ひ、名義が定まれば、盗みの人でさえとることはしない。」（韓光明、「物権法」の主要な制度の役割：配分を定め紛争を止める より再引用）。

第二に、物の利用効率を引き上げ、物のすべての機能を発揮させることである。物の帰属関係を除き、「物権法」はさらに物の利用関係についても規範化した。一方では、物の帰属そのものを明確にすることで物の有効な利用を促進することができる。権利の範囲が明確で、権利の十分な保障を得た状況においてのみ、権利者は物の価値を見出し、掘り起こし、かつ充分に利用し、その価値を最大限実現する条件と原動力を有するようになる。他方で、「物権法」は物の静的帰属の保護は、物の最大限度利用の実現を最終的な目的とした。この点は、「物権法」は用益物権と担保物権の制度構造から見て取ることができる。所有権制度の目的が物の静的帰属を明確にすることにあるとすれば、他物権制度の目的は主に物の有効な利用にあるといえる。

最後に、平等保護原則の確立が公平な競争を促進するということである。「物権法」第 3 条第 3 項は、国は、社会主義市場経済を実行し、一切の市場主体の平等な法的地位と発展の権利を保障する、と規定し、第 4 条は、国、集団、私人の物権及びその他の権利者の物権は法律による保護を受ける。いかなる単位及び個人もこれを侵害してはならない、と規定している。上記規定について、学者の中には、公共財産権と私人財産権の政治的地位の違いを区別せず、平等保護の実行を強調するのは、社会主義国家において初めてのことであり、目下行政権限が強力すぎ、民間の権利が比較的弱いという問題を解決するための一助となると指摘する者もある（孫憲忠、「物権法」の重大な理論更新及び制度改革）。各種の市場主体の平等な発展と公平な競争に有利な制度環境を構築することについて、重要な役割を果たすであろう。

付属文書1：参考文献目録

- 1.物権法、中国法制出版社、2007年3月第1版
- 2.梁慧星：憲法修正案の非公有制經濟及び私有財産の修正に関する規定（社会科学学院での講演より）。
- 3.王澤鑑：民法物権Ⅰ、中国政法大学出版社、2001年10月第1版
- 4.梁慧星：物権法草案（第二次審議稿）積評（四川省高級人民法院の講義記録原稿より）。
- 5.梁慧星：物権法草案に関するいくつかの問題（清華大学での講演より）
- 6.梁慧星：物権法草案の若干問題、「中国法学」掲載、2007年第1期
- 7.王軼主編：物権法の理解と応用、人民出版社、2007年3月第1版
- 8.胡康生主編：中華人民共和國物権法釈義、法律出版社、2007年3月第1版
- 9.全国人民代表大会常務委員会法制工作委員會民法室編：物権法の立法背景と観点全集、法律出版社、2007年3月第1版
- 10.陳華彬：物権法原理、国家行政学院出版社、1998年4月第1版
- 11.孫憲忠：「物権法」の重大な理論更新及び制度改革
- 12.韓光明：「物権法」の主要な制度の役割：配分を定め紛争を止める



張治峰講師

コメンテーター

森・濱田松本法律事務所・当財団学術評議員
射手矢好雄

○小杉 張先生、大変ご丁寧な、熱のこもったご説明をいただき、ありがとうございます。我々が学んだ民法の考え方で、話を追いかけることができるというのは、やはり非常に大事なことだと思うのです。善意取得の話だとか、物権の公示の話だとか、日本と違うところはいろいろありますが、少なくとも近代法の民法の原則でものを考えて、何は決まっていって、中国が何をしようとしているかということが、話を伺っているだけで相当程度わかるということは、非常に大事なことだと思います。

1つ気が付いたことがあります。資料の57頁の181条で不動産担保の話があったときに、この条文の訳で「抵当権」という言葉を使っているものですから、その辺が、訳からいくと違って受け取られることになったかなと思っています。これは訳のほうの問題ですが、先ほどお話があったのは、英米法的なモーゲージローンとか、フローティングチャージとか、そういう不動産担保に近いものをここに中国が取り入れたという話だったと思います。

それでは、ここで、中国関係の実務に非常に詳しくいらっしゃる射手矢好雄先生に、日本の弁護士、実務家から見た中国の物権法ということでコメントをお願いしたいと思います。射手矢先生、よろしくお願いいたします。

○射手矢 ただいまご紹介にあずかりました、弁護士の射手矢好雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど、張先生のお話の中で、本の売り買いなどで名前がたくさん出てきましたが、本職は日本の弁護士として、日本企業の中国投資、あるいは、中国で投資したあといろいろな紛争が発生する、そのようなことを、日本の弁護士としての立場でやっております。

まず、張先生、本当にありがとうございました。物権の概念、基本原則、登記制度、善意取得、物権の類型、物権の保護、これらについて幅広く、しかも簡潔明快にご説明いただきました。先ほど小杉先生も言われましたように、我々が大学時代に民法の物権法の講義で聞いたことを彷彿とさせるような、非常に明快な講義でした。

私のコメントとしましては、日本の企業の立場からして中国の物権法制定の意義をどう考えるのか、物権法の内容をどう捉えるべきなのか、どういう点に注意すべきなのかということところです。まず、物権法制定の意義ですが、1つは、この財団とも関係するわけですが、中国の法整備が非常に進んだなということです。私はこの財団のセミナーに第1回から出席していますが、「中国の法整備は進んでいます。では、日本にあって中国にない法律は何でしょう。」という質問をよくしていました。その答えは、去年の今ごろまでは物権法と独占禁止法でした。ところが、今年に入りまして物権法ができた。3月に制定され、10月1日から施行される。そして、独占禁止法のほうはどうかといいますと、今年の8月の末に制定されました。したがって、今この段階でその質問をすれば、「日本にあって中国にない基本的な法律はない、日本にある基本的な法律はすべて中国にある。」というのが正解です。そういう時代になったということです。

先ほど、張先生の物権法の講義の中で、本が紹介されました。これは、私が編集代表をしています日本語で読める中国の六法です。日本の六法といいますと『模範六法』などいろいろありますが、それと同じぐらいの厚さで中国の『六法全書』ができてきたということです。

もう1つ、制定の意義としましては、物権法ができたことによって中国がどんどん人治から法治へ移りつつある気がします。法律があるか、ないかという点からすれば、もうすでに法律ができたということを言いました。さらに、法律の運用、あるいは中国人の法意識というものも、この物権法の制定によって随分変わってきたのではないかと思います。私は、私の所属する森・濱田松本法律事務所の上海の代表者も務めていますので、日本と中国を行ったり来たりしていますが、上海、北京等で中国の方とお話すると、皆さん、物権法ができたことによって随分自信を持っているのです。物権法自体を読んだ中国人は少ないと思います。けれども、物権法ができたのだ、そして、国の権利だけではなくて企業の権利も個人の権利も平等に保護されるのだということが、盛んにメディア等で行われている。それで、彼らの法意識というのもどんどん変わりつつあるのではないかと思います。

続きまして、物権法の内容について日本企業として押さえておくべき点です。一言で言いますと、物権法ができたからといって土地制度に大きな変化はありません。物権法ができたから天と地がひっくりかえるのではない、これは大変だ、と思っている方がいらっしゃるかもしれませんが、そんなことはありません。基本的に、いままでの制度と同じと理解して結構です。つまり、土地制度には大きな変化はない。なぜかといいますと、土地というのは国の所有である、公の所有であるという社会主義公有制を維持しながら物権法を作ったということなのです。日本ですと、土地の所有権、オーナーシップという所有権で構成されていますが、中国の場合は、土地については土地の使用権、先ほどの張先生の説明にもありましたように、用益物権としての土地使用権という形で構成されています。これは従前と同じです。あと、注意すべき点としては、名称が若干いままでと違うということがあります。いままでは土地使用権と言っていましたが、今回の物権法では「建設用地使用権」と名称が若干変わります。この点が実務上重要かと思います。

もう1つ、物権法ができたから外国企業の土地に対する権利が保護されるのではない、もっと言えば、土地や建物が収用されることはないのではないかという見解もありますが、決してそうではありません。先ほどの張先生の説明にもありましたように、収用という制度はある。もちろん、法律に基づいて行う、補償は行うという制限はありますが、収用という制度自体はなくならないということです。去年から今年にかけての上海での大きな話題として、嘉定という工業団地で土地建物の収用が話題になりました。やはり予定どおり収用が進んでいます。

日本と中国の物権法の違いは、いくつかあります。1つは、先ほど張先生が言われた、登記制度が対抗要件ではなく、不動産譲渡に関しては抗力発生要件であるということです。あと、張先生のレジュメの中にもありますが、中国の場合は土地と建物を同時に処分しなければいけないということになっています。日本は土地と建物を別々に処分することができますが、中国の物権法上は、土地と建物を同時に処分するという原則が書かれています。

私のコメントは以上ですが、折角ですので、私から張先生にいくつか質問をしまして、そのあと会場からの質問もお受けできればと思います。まず、登記が非常に重要だということになりますが、登記制度の完備というのはどのように進展してい

くのでしょうか。日本でしたら、登記というのは誰でも見ることができる。中国の物権法を見ますと、利害関係人は見ることができるとなっている。そういう意味で、1つは、誰が閲覧できるかという点での違いがあるのではないかと思います。もう1つは、登記制度そのものが完備しているのか、これからどのように完備しようとしているのかということです。その辺について教えていただければと思います。もう1つ、日本の皆さんが心配しているのは、日本の制度と違って不動産の善意取得というのがあるのかということだと思います。我々は大学生のころから、善意取得というのは動産だと叩き込まれてきているわけですが、中国では、理論上は不動産の善意取得もあるということになる。それが実際にあり得るのか。この登記制度と善意取得についての2点が質問です。

○小杉 張先生に、射手矢先生からの2つのご質問についてお答えをいただこうと思います。特に、登記制度は日本人にとって非常に関心のあるところで、物権法ができたことと合わせて登記制度がどのように整備されるのかということが我々の大きな関心ですので、その辺を頭置いてお答えをいただければ、ありがたいと思います。

○張 射手矢先生が提起されました問題について、できるだけお答えしたいと思います。登記制度というのは、日本の皆さんに関心があるだけでなく、中国の人たちも非常に関心を持っています。特に、物権の変動が登記にかかわる場合、登記は物権制度の中で非常に重要な地位を占めています。現在、登記をめぐる重要な問題というのはいくつかあります。いまの法律では、登記部門は非常にたくさんあるのです。土地管理部門、土地管理法に基づいて土地を登記するという形。それから、都市住宅に関する規定がありますので、それとも絡んできます。それから、農業の請負経営法で制定されている登記。あるいは林業部門、海洋主管部門、それぞれ林と土地に対しての登記。こういったものを分散した形で登記しなければいけないようになっているのです。それがとても複雑な形になっています。不動産の登記が分散しているということは、登記資料を調査する上で非常に不便です。また、登記部門の喧嘩にもなっています。土地、住宅を異なるところで登記しなければいけないことになっているからです。ですから、登記部門同士で登記の内容を統一するというのも1つの問題だと思っています。

こういった問題が存在していますので、物権法では1つの目標を定めています。その目標とは、国の統一した登記制度を設けようということです。物権法は、2007年3月に公布され、10月1日から施行されます。もうすぐです。施行される中で、物権法の第10条で規定されている登記統一の目標をどうしっかりとやっていくか。非常に難しいだろうということは私たちは感じています。物権法の246条をご覧くださいなのですが、この統一制度というのは短期間で解決できるものとは思っていません。先ほど言いましたように、分散しているということで、非常に多くの法律に関連してきます。ですから、これを統一するというのは非常に時間がかかる仕事です。

10月1日以降、順調に施行されますと、246条の規定に基づいて登記の範囲などを規定する前に、地方の法規というものがあります。地方の法規で、まず現実的な統一を行ってもらうということを考えています。そして、それを施行するということです。例えば上海では、土地の不動産登記の統一を行おうという傾向が見られます。不動産登記制度の現状と方向については、以上です。

次に、閲覧についてです。射手矢先生がおっしゃったとおりです。日本では、不

動産の登記資料というのは、いかなる人もお金を出せば閲覧できる、コピーもできるということになっているようです。私たちも、物権法の起草過程で、登記資料の公開について十分に議論しました。さまざまな考え方がありました。そして、最終的には、利害関係者に限るということにしたわけです。利害関係者のみがこの公示に興味を持っているだろうという考え方からです。不動産の権利について関心のない人は、そんな資料を閲覧する興味もないでしょう。そして、不動産の取引を行う人はこういう情報が必要でしょうから、閲覧できる。物権法の更新の公示をしっかりとする。この公示の原則に背くものではないと私たちは考えています。もちろん、プライバシーや取引の安全といった視点から、登記の閲覧については考えています。公開するかどうかだけを考えているのではなくて、プライバシーの問題も考えているわけです。

善意取得については、中国の学者も言っています。不動産が善意取得できるかどうか。現在のところ生活の例を見れば、善意取得の可能性があるのは動産です。動産が主たるものです。不動産の善意取得は、登記部の誤り、変更しなかったもの、手続についてです。登記部の資料を信用して、それが誤りだったという例があるということです。そういう誤りのパーセンテージは少ないので、安心していただきたいと思います。登記部の資料の正確性の保証としては、更正登記などがあります。登記の資料の欠陥を随時修正することができます。また、損害を受けた者に対してはきちんと責任を負うということが決められていますので、大丈夫です。

○小杉 ありがとうございます。フロアのほうからも質問を受けたいと思います。質問のある方は、お手を挙げていただけないでしょうか。

○陳 私は物権法の起草に関与しました。張氏が言ったことで十分ではあるのですが、少し補足したいと思います。1点目は、中国の現在の不動産の問題は、登記機構がないということではなくて、登記機構がありすぎる、規則が錯綜しているということなのです。ですから、物権法については、決意を表明して、こうした不均衡な、ばらばらの部門や規則をきちんと統括するということが必要です。しかし、物権法の中では、どこの部門で登記するかということを明確化していません。これは、中国の現在の問題です。中国の登記機関はいろいろな行政部門に所轄されていますので、行政機関の改革とのバランス、関係が必要で、時間が必要なわけです。物権法は、方向性、原則を1つ決めたわけです。具体的な登記機関と方法については、法律、行政、法規のほうで決めると。物権法との関係も含めて、いま議事日程に上がっています。その法律の中で、私たちは、不動産の登記の基本的な原則について、方法について、明確な規定を定めていきたいと思っています。

もう1つの問題は、善意取得の制度です。これは不動産の問題に対して規定する必要があるかという問題ですが、皆さんご存じのとおり、物権法の原則は不動産の公信の原則と言えます。この原則は、我々が言う不動産の善意取得の制度とリンクしているものです。不動産は、登記部の信用の下に所有権を取得する。これは、善意取得の規則によって取得することもできる。この2つの制度は、別な角度から不動産の取得について規定をしたのです。双方が矛盾しているものではなくて、お互い相補っているものです。

○小杉 ありがとうございます。質疑を続けようと思ったのですが、時間が来てしまいましたので、講演の1部はこれで終わらせていただきたいと思います。張先生には、この新しい物権法の内容について、大変詳細で力が入った、我々にわかりやすいご説明をしていただきました。また、陳先生にも、立法者の立場から、特に

公示、登記制度について、いま中国が考えていることについての新しい情報をご説明いただき、大変ありがたいと思います。射手矢先生には、実務家の立場から、ご経験を踏まえて、日本の企業が考えなければいけないことを頭に置いて、物権法の制定の意義、内容について、非常に具体的なコメントとご質問をいただきました。改めて感謝したいと思います。それでは、本日の講師の張先生、射手矢先生に感謝の拍手を送りたいと思います。どうもありがとうございました。



射手矢好雄弁護士

絶えず整備される中国の民事訴訟制度と仲裁制度

全国人民代表大会常務委員会

法制工作委员会民法室処長 陳佳林

民事訴訟法は、中国の重要な基本法の 1 つである。民事訴訟法は、民事訴訟の基本原則、人民法院による民事事件審理の具体的手続及び訴訟における訴訟参加人の権利、義務について規定を設け、これにより当事者の法に基づく訴訟上の権利行使を保証し、人民法院の法に基づく正確かつ適時な民事事件審理に便宜を図り、民事法及び民事と関連する法律の正確な実施を保証する。仲裁は、経済紛争を解決するための重要な方式の 1 つであり、当事者の自由意思、手続の簡便性及び迅速性等の特徴を備えている。我が国の仲裁法は、国際仲裁におけるいくつかの基本的規則に基づき、仲裁の手続及び内容等について明確な規定を設けている。仲裁法は、当事者の経済紛争のよりよい解決、社会経済秩序の維持保護、市場経済の発展と国際経済貿易の取引拡大に対して重要な役割を果たしている。以下、中国の民事訴訟法及び仲裁法の関連規定について説明する。

一 民事訴訟法

1982 年 3 月、我が国は「中華人民共和国民事訴訟法（試行）」を採択した。これが我が国で最初の民事訴訟方面の法律であった。当該法は、10 年近く試行され、その間の実践経験により、民事訴訟法（試行）に定める基本原則及び訴訟制度は正確であり、関連手続の具体的な規定も総体的に適切かつ実施可能であることが証明され、人民法院が法に従い民事事件を正確に審理するうえで非常に大きな効力を発揮した。中国の改革開放及び商品経済の発展に伴い、経済紛争が急増し、我が国は次々に重要な民事法を制定した。また、民事訴訟法（試行）の一部の不完全な条項については、人民法院が実践において蓄積してきた経験に基づき民事訴訟法（試行）を然るべく改正、補充する必要があった。そこで 1991 年、我が国は民事訴訟法（試行）を改正し、民事訴訟法を正式に公布した。

（一）民事訴訟の基本原則について

憲法及び人民法院組織法に基づき、我が国の実情を踏まえて、人民法院による民事事件審理及び民事訴訟法試行の実践経験を総括し、民事訴訟法は、民事訴訟の基本原則を次のように規定した。第一、人民法院は、法律の規定に従い民事事件について独立して裁判を行い、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。第二、事実を根拠とし、かつ法律に準拠しなければならない。第三、当事者は、平等の訴訟上の権利を有する。これは当事者の民事上の権利の平等を保証する非常に重要な規定であり、これにより、事件の公正な審理が保証され、当事者の適法な權益を確実に保護することができる。第四、自由意思及び適法の原則に基づいて調解（訳注：原文のまま）を行う。調解によって民間紛争及び民事事件を解決する方法は、我が国の司法業務における優れた伝統である。しかしながら、調解は強制することができず、法律の規定に違反してはならず、当事者が調解を望まない又は調解が成立しなかった場合には、すみやかに判決しなければならない。第五、法律規定に基づき、合議、忌避、公開裁判及び二審終審制度を実行する。法に基づく公開裁判は

非常に重要な司法制度であり、国家機密及びプライバシーに係る場合、又は法律に別段の規定がある場合を除き、全て公開裁判を実行しなければならない。第六、各民族の公民は、全て当該民族の言語、文字を用いて民事訴訟を行う権利を有する。これは、各民族の平等を維持保護し、少数民族の適法な権利を保証するという憲法の規定が民事訴訟において体现されている。第七、当事者は弁論を行う権利を有する。当事者が訴訟において事件に対して十分な弁論を行うことは、当事者の重要な権利である。また、人民法院が事実を明確にし、是非を見極め、事件を正確に審理するための重要なプロセスである。第八、当事者は、法律に定める範囲内において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。この点が民事訴訟と刑事訴訟及び行政訴訟との大きな違いである。但し、かかる処分は、国及び社会の公共利益を損ねてはならず、法により認められる範囲に限定される。第九、人民检察院は、人民法院の民事裁判活動に対して法的監督を行う権利を有する。

(二) 管轄について

民事訴訟法は、民事事件に対する人民法院の管轄について、次の原則に基づき規定している。第一、公正な審理及び当事者の適法な民事権益の保護に資すること。第二、当事者が法に従い訴訟権利を行使するのに便利であること。第三、人民法院が法に従い審理及び執行を行うのに便利であること。管轄は、以下の2つに分類することができる。

審級管轄。これは、事件の性質及び影響に基づき区別されるものである。民事訴訟法は、原則として第一審の民事事件は基層人民法院が管轄し、重大な涉外事件及び当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件については中級人民法院が管轄する、と規定している。

地域管轄。これは、各種の民事事件ごとの特徴により確定されるものである。民事訴訟法は、「原告が被告に従う」という一般原則に従い、被告の住所地の人民法院が管轄すると規定し、かつある種の事件の地域管轄については個別に特別規定を設けた。例えば、契約紛争に起因して提起された訴訟の場合は、被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄すると規定されている。

また、一部の地方人民法院において、地方保護主義の影響により、自己の管轄に属しない契約紛争事件の管轄を争って強引に受理しようとする問題があることを勘案し、契約の双方当事人は、書面による契約において被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地の人民法院の管轄を協議して選択することができる、と規定している。さらに、人民法院相互間において管轄権に起因して紛争が発生した場合には、紛争の当事者双方の人民法院が協議により解決する。協議により解決できない場合には、それらに共通する上級の人民法院に管轄の指定を申請すると規定している。つまり、紛争の当事者双方が同一の地区（市）内で2つの県（区）に係る場合は、中級人民法院が管轄を指定する。同一の省内で地区（市）を跨る場合は、高級人民法院が管轄を指定する。省、自治区又は直轄市を跨る場合は、最高人民法院が管轄を指定するということである。

実際には、人民法院の中には受理すべき民事事件について様々な口実をつけて管轄を拒絶し、受理しない状況が存在する。これについて民事訴訟法は、法に定める訴訟提起条件に合致する民事事件については、人民法院は受理しなければならない。訴訟提起条件に合致しない場合は、人民法院は受理しない旨の裁定を出さなければならない。原告に不服がある場合は、当事者の訴訟権利を維持保護するために上訴

することができる」と規定している。

(三) 訴訟当事者について

公民、法人及びその他の組織は、民事訴訟の当事者となることができる。法人は、その法定代表者が訴訟を行い、その他の組織は、その主たる責任者が訴訟を行う。

民事訴訟法が定める当事者の訴訟権利には、主に次のものがある。第一、司法における保護の請求。公民、法人及びその他の組織は、その民事権益を侵害された場合、人民法院に訴訟提起する権利を有する。被告は反訴を提起する権利を有する。第二、委託代理人、弁護士、当事者の近親者、関連の社会团体又は当事者の所属単位が推薦する者及び人民法院の許可を経たその他の公民は、いずれも委任を受けて訴訟代理人となることができる。第三、忌避の申立。裁判人員、書記、通訳、鑑定人及び検証人が当該事件と利害関係がある場合は、当事者は忌避を申立てる権利を有する。第四、証拠の収集及び提供。当事者は自己の主張に対して証拠を提供する責任を有する。これは、当事者の責任であると同時に当事者の権利でもある。第五、弁論を行うこと。当事者は、紛争の事実及び法的根拠について、自己の主張及び意見を述べ、相手方の訴訟請求に反駁する権利を有する。弁論による事実認定を民事事件審理の重要な根拠とする。第六、調解の請求。第七、双方が自ら和解（訳注：原文のまま）する場合は、訴えを取下げることができる。第八、上訴の提起。人民法院の一審判決又は裁定に不服がある場合は、法に従い上訴する権利を有する。第九、強制執行の申立。相手方が法的効力の発生した判決、裁定を履行しない場合、他方は自己の民事権益を保障するために人民法院に強制執行を申立てる権利を有する。

当事者は、訴訟において十分な訴訟権利を享有し、同時に相応の訴訟義務も負わなければならない。民事訴訟法は、当事者の訴訟義務を次のように規定している。第一、法に従い訴訟上の権利を行使しなければならない。第二、法廷の秩序及び訴訟の手続を遵守する。第三、法的効力の生じた判決書、裁定書及び調解書（訳注：原文のまま）を履行しなければならない。

実際に発生した多くの人民の民事権益を侵害した事件、例えば数十人の食中毒による賠償請求事件や環境汚染により多くの人が損害を受けた事件等については、多くの当事者が訴訟を行うことに便宜を図り、また人民法院がかかる事件を審理するのに便宜を図るため、民事訴訟法では次のように規定している。第一、当事者の一方の人数が多い共同訴訟では、当事者が代表者を推薦して訴訟を行うことができ、代表者の訴訟行為はそれが代表する当事者に対して効力を生じる。但し、代表者が訴訟上の請求を変更し、もしくは放棄するとき、又は相手方当事者の訴訟上の請求を承諾し、和解（訳注：原文のまま）する場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。第二、訴訟目的物が同一の種類であり、当事者の一方の人数が多く、訴訟を提起する時に人数がなお確定されていない場合には、人民法院は、公告を発し、事件の状況及び訴訟上の請求について説明し、権利者に一定の期間内に人民法院に登録するよう通知することができる。人民法院が下す判決及び裁定は、登記を行っていない者に対しても適用する。

(四) 証拠について

人民法院は、民事事件を審理する場合、事実を根拠とし、法律に準拠しなければならない。民事訴訟法は、証拠制度について全面的な規定を設けている。民事訴訟

法の特徴に基づき、また長年にわたる裁判の実践経験を総括し、証拠の提供及び判断等について民事訴訟法は次の規定を設けた。第一、当事者は自己の行った主張について、証拠を提出する責任を負う。主張する者が証拠を提供するという原則は、刑事訴訟においては検察官が、行政訴訟においては行政機関がそれぞれ举证責任を負っている点で異なり、民事訴訟の特徴である。民事訴訟の当事者は、自らが主張する民事権利について、証拠を提出しなければならない。第二、人民法院は証拠を審査照合しなければならない。民事訴訟法は、人民法院は、法の定める手続に従って証拠を全面的かつ客観的に審査し、事実と照合しなければならない、証拠は法廷において呈示しなければならない、かつ当事者が相互に証拠に対する質疑をしなければならないと規定している。また、当事者が科学的鑑定又は現場検証を必要とする証拠等を提供することは客観的に困難であることに配慮し、当事者及びその訴訟代理人が客観的な理由により自ら収集することができない証拠、又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院が調査し、収集しなければならないと規定している。このように規定することによって、当事者の举证義務を強化し、かつ人民法院の職責を明確化し、事実究明に資するものとしている。

証拠の滅失を防止し、当事者の適法な權益を保障するため、民事訴訟法は、証拠が滅失し、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある状況のもとにおいては、訴訟参加人は、人民法院に証拠の保全を申立てることができ、人民法院も自ら保全措置を執ることができると規定している。

(五) 調解について

調解（訳注：原文のまま）を民間紛争の解決手段とすることは、我が国の民事紛争処理において、有効かつ中国的特色を有する重要な経験である。数十年来、我が国は一貫して調解業務を重視してきた。人民調解委員会（訳注：原文のまま）が調解により多くの民間紛争を解決してきたことは、紛争を解決し、訴訟を減少させるうえで重要な効果を果たしてきた。そのため、民事訴訟法は、民事訴訟法（試行）に規定した人民調解委員会の法的立場を維持し、人民調解委員会に対する人民法院の業務指導及び監督の実施を明確にした。

人民法院が調解の手段によって民事事件を処理することは、我が国の民事裁判業務における成功的経験である。人民法院の主たる職責は裁判を行うことであるが、民事事件の審理の過程においてもやはり調解を重視し、これに関する業務の経験を総括する必要がある。また、実際に存在する問題について、民事訴訟法は人民法院による調解について次の規定を設けた。第一、調解は自由意思の原則を遵守しなければならない、調解による合意を強制してはならない。第二、事実を明らかにしたうえで、是非を見極め、調解を行わなければならない。第三、調解において合意に達することができず、又は調解書の送達前に当事者の一方が意思を翻した場合には、人民法院はすみやかに判決しなければならない。これにより、当事者の意思に背き調解を強行する、事実を明らかにせず、是非を見極めずに違法に調解する、及び調解を長引かせて解決しない等の不適切な手法を防止する。

(六) 督促手続、公示催告手続及び企業法人の破産債務弁済手続について

改革開放及び市場商品経済発展の需要に対応するため、民事訴訟法は、以下の特別手続を規定した。（一）督促手続。債権者が債務者に金銭、有価証券の支払を要求し、債権債務関係が明確かつ適法である場合は、法に従い人民法院に対し債務者に

支払命令を出すよう申立てることができる。(二) 公示催告手続。手形(為替手形、約束手形、小切手)が盗まれ、遺失し又は滅失した場合、手形の所持人は、法に従い公示催告を申立て、手形の権利を主張することができる。(三) 企業法人の破産債務弁済手続。1986年に我が国が制定した企業破産法は、全人民所有制企業に適用すると規定されていた。ここ数年、一部の集団企業、私営企業、外商投資企業において債務超過により期限到来債務を弁済できず、破産により債務を弁済しなければならないケースが発生していたが、人民法院にはこれらの企業の破産事件を受理する際の法律根拠が欠けていた。そこで、民事訴訟法は、企業法人の破産債務弁済手続に関する章を設けたのであるが、事実上、集団企業、私営企業及び外商投資企業等の破産債務弁済手続のみに適用されている。全人民所有制企業の破産債務弁済手続については依然として企業破産法の規定が適用されている。

(七) 民事訴訟の妨害に対する強制措置

人民法院が民事事件を審理する過程において、当事者が出廷を拒絶する場合、証拠を偽造し、壊滅する場合、封印、差押えられている財産を移転する場合、司法職務人員の職務執行を妨害する場合等、人民法院の裁判業務が円滑に遂行できないことがある。人民法院の尊厳及び訴訟上の秩序を維持保護し、訴訟妨害行為を制止し、裁判業務の円滑な遂行を保障するため、民事訴訟に対する妨害については強制措置をとらなければならない。そこで民事訴訟法は、このような問題について次のような民事訴訟の妨害に対する強制措置を規定した。

第一、人民法院は、出廷しなければならない被告が2回の召喚状により召喚したにもかかわらず正当な理由なく出廷を拒絶した場合には、勾引することができる。また、被告が出廷を拒絶した場合は欠席判決をすることができ、原告が出廷を拒絶した場合は訴訟撤回として処理することができる。

第二、人民法院は、法定において騒ぎ、もしくは法廷を攻撃し、法廷の秩序に重大な攪乱をした者に対して、その情状に応じて訓戒、法廷からの退出命令、過料、拘留に処する、又は法に従い刑事責任を追及することができる。

第三、訴訟参加人又はその他の者に次の行為があった場合には、人民法院は情状の輕重に応じて法に従い過料、拘留に処する、又は刑事責任を追及することができる。(一) 重要な証拠を偽造し、壊滅し、人民法院が事件を審理することを妨害する行為。(二) 暴力、脅迫、買収の方法によって証人が証言することを阻止し、又は他人を指図し、買収しもしくは脅迫して偽証させる行為。(三) すでに封印、差押えられている財産もしくはすでに点検され、かつその保管を命じられている財産を隠匿し、移転し、換金し、毀損し、又は凍結されている財産を移転する行為。(四) 司法職務人員、訴訟参加人、証人、通訳、鑑定人、検証人、執行協力者に対して、侮辱し、誹謗し、誣告し、殴打し、又は報復攻撃する行為。(五) 暴力、脅迫又はその他の方法により司法職務人員の職務執行を妨害する行為。(六) すでに効力の生じた人民法院の判決、裁定の履行を拒絶する行為。

民事訴訟法はまた、単位¹にかかる民事訴訟を妨害する行為があった場合には、人民法院はその主たる責任者又は直接責任者を過料、拘留に処することができ、かつ監察機関又は関連機関に移送し紀律処分を与えるよう司法提案を提出することが

1 訳注：会社、企業、団体、機関等の組織の総称。

できる。

このほか、不法に他人を拘禁し、又は不法に無断で他人の財産を差押え債務の弁済を請求した場合は、法に従い刑事責任を追及し、又は拘留、過料に処さなければならないと規定している。

(八) 執行について

執行は、裁判業務において非常に重要な部分であり、法律及び人民法院の尊厳にかかわり、公民、法人及びその他の組織の適法な權益を有効に保障し、正常な社会経済秩序を維持するものである。実践においては、「執行難」の問題が顕著となっている。民事訴訟法は、執行における問題について、実践経験を総括し、外国の手法等を参照していくつかの強制執行の規定を追加した。民事訴訟法は、法的効力を生じた民事判決、民事裁定及びその他履行すべき法律文書について、当事者は必ず履行しなければならないと規定している。一方が履行を拒絶した場合には、他方当事者は人民法院に強制執行を申立てることができる。強制執行の措置には、主に次のものがある。第一、人民法院は、銀行等の金融機関に対し被執行人の預金状況を調査し、質問する権限、及び被執行人が義務を履行すべき部分の預金を凍結し、振替える権限を有する。また、被執行人が義務を履行すべき部分の収入を差押え、引出す権限を有する。第二、人民法院は、被執行人が義務を履行すべき部分の財産を封印し、差押え、凍結し、かつ関連規定に従いこれを競売し、換金する権限を有する。第三、人民法院は、財産を隠匿した被執行人及びその住所又は財産の隠匿地に対して捜査を行う権限を有する。第四、申立人が被執行人にその他の財産及び収入があることを発見した場合は、随時人民法院に執行を申立てることができる。第五、被執行人は、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。

(九) 民事訴訟に対する監督

裁判官が正確に法に従い裁判を行うことを保障するため、民事訴訟法は民事訴訟の監督に対して次のような規定を設けた。(一) 各級人民法院の院長は、すでに法的効力を生じた当該人民法院の判決、裁定について、明らかな誤りのあることを発見した場合は、審判委員会に提出し、討論のうえ再審を決定する。最高人民法院はすでに法的効力を生じた地方各級人民法院の判決、裁定について、また上級人民法院はすでに法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定について、明らかな誤りのあることを発見した場合は、自ら再審を行い、又は下級人民法院に再審を命ずる権限を有する。(二) 検察院は、すでに法的効力を生じた人民法院の判決、裁定について、判決、裁定の事実認定に主たる証拠が不足していること、法律適用の明らかな誤りがあること、裁判官が当該事件を審理した際に汚職・収賄行為、もしくは私利を図る行為、又は法を曲げて裁判を行う行為等があることを発見した場合は、裁判監督手続に従い控訴を申立てる権利を有する。人民法院は、検察院が控訴を申立てた事件について、再審を行わなければならない。(三) 当事者は、すでに法的効力を生じた判決、裁定について、本法に定める再審条件に合致すると認める場合(原判決、裁定を覆すに足る新たな証拠がある場合、原判決、裁定の事実認定の主たる証拠が不足している場合、法律適用の明らかな誤りがある場合等)は、再審を申立てることができる。人民法院は、再審条件に合致する事件について、再審を行わなければならない。

(十) 涉外民事訴訟手続

民事訴訟法は、涉外民事訴訟手続について次のような規定を設けている。第一、外国人、無国籍者、外国企業及び組織が我が国の領域内において民事訴訟を行う場合には、我が国の民事訴訟法を適用する。第二、中華人民共和国が締結し、又は加盟する国際条約に我が国の民事訴訟法と異なる規定がある場合は、国際条約の規定を適用するが、我が国が留保すると声明した条項についてはこの限りではない。第三、外国人、無国籍者、外国企業及び組織が、人民法院に訴訟を提起し、又は応訴する場合は、中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織と同等の訴訟権利及び義務を有する。第四、外国の裁判所が中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織の民事訴訟権利に対し制限を加える場合は、中華人民共和国の人民法院は、当該国の公民、企業及び組織の民事訴訟権利に対し対等の原則を実行する。

(十一) 現在改定が進められている民事訴訟法

ここ数年、経済社会の発展、経済構成、組織形態及び利益関係が日々多様化してゆくことに伴い、新たな状況において新たな問題が次々と出現し、民事紛争が日増しに増加し、公民、法人が人民法院に民事訴訟を提起して自己の適法な權益を維持保護するよう求める民事事件が大幅に増加している。このような状況において、人民法院は、審理及び執行過程で多くの新たな矛盾及び難題に直面しており、現行の民事訴訟法の規定ではもはや司法の実践におけるニーズに完全には対応しきれなくなったため、民事訴訟法の改正、整備がすでに議事日程に乗せられている。民事訴訟法の改正は、すでに第 10 期全国人民代表大会立法計画及び今年度の立法計画に組み込まれており、目下、民事訴訟法の改正作業が進められている最中である。今回の民事訴訟法の改正の主眼は、現状における「上訴難」及び「執行難」の問題解決に置かれており、民事訴訟法における裁判監督手続及び執行手続について改正を行う。

1 裁判監督手続について

裁判監督手続（「再審手続」ともいう）は、法的効力を生じた明らかな誤りがある判決、裁定について、法に従い改めて審理を行う手続であり、誤審事件の是正、司法の公正の擁護、当事者の訴訟上の権利及び実体的な権利の保護に対して重要な役割を担っている。「上訴難」とは、再審すべきであるのに再審できない、すみやかに再審すべきであるのに長期間再審できない、少なくとも当事者の再審を申立てる権利が保障されていないということである。当事者の「上訴難」を解決し、当事者の再審申立の権利を適切に保障し、同時に再審申立の行為を規範化して一部の当事者による理不尽な再審の訴訟提起を回避するため、我々は現在、裁判監督手続に対する改正、補充を検討している。新しい民事訴訟法では、再審事由がさらに具体化される。どのような状況の場合に再審すべきかを明確にし、実用性を高め、随意性を減少させ、再審すべきを再審しないという状況を防ぎ、当事者の上訴の権利を適切に保障する。また、1 級上の人民法院に対する再審の申立期間及び再審査期間を明確にする。現行の民事訴訟法の規定では、当事者は、再審を申立てる場合、原審人民法院に申立てることもでき、また 1 級上の人民法院に申立てることもできる。しかし、現実において、当事者が複数の人民法院に申立を行い、重複上訴や人民法院による重複審査が起こっている。今回の改正においては、当事者は 1 級上の人民法院に再審の申立を行うことができるという規定のみを残すという意見にまとめ

つつある。これにより、複数の人民法院への上訴及び重複審査の問題が解決できるだけでなく、原審人民法院が自らの誤りを是正することが比較的困難であるという問題や、当事者が原審人民法院の公正な処理に対して不信を抱くという問題も解決できる。現行の民事訴訟法は、当事者の再審申立に対する人民法院の審査期間及び審査方式について規定されていない。しかし我々は、再審事件の審査期間を明確にすることは当事者の権利を保護するうえで非常に重要であると考えます。

2 執行手続について

執行手続は、人民法院が法に従い措置を講じ、当事者に法定義務の履行を強制させる手続である。民事事件の増加に伴い、執行申立事件も大幅に増加しており、様々な原因によってかなりの部分の判決、裁定が執行されず、勝訴当事者の適法な權益が最終的に実現されないという「執行難」の問題についてすでに多くのクレームが寄せられている。今回の民事訴訟法の改正においては、執行措置を強化することにより、被執行人に法に従い義務を履行するよう促す。現在、いくつかの新たな執行措置の追加を検討中である。例えば、人民法院が執行中に被執行人の財産が債務弁済に不足することを発見した場合は、被執行人に対し、その時点及び執行通知を受取った日より前の1年間の財産状況を報告するよう命じなければならない。被執行人が報告を拒絶し、又は虚偽の報告を行った場合には、人民法院は情状の軽重に応じて被執行人又は法定代理人、関連単位の主たる責任者又は直接責任者に対し過料、拘留を命じることができる。また、被執行人が法律文書に確定された義務を履行しない場合は、人民法院は当該者に対し出国制限措置、信用情報管理システムに義務不履行の情報を記録する等の措置を講じる、又は関連単位に通知してこれに協力させることができる。このほか、効力を生じた人民法院の判決、裁定の強制措置の不履行について、個人及び単位に対する過料金額を引上げること等を検討している。

その一方で、我々は、現在、当事者の権利行使、義務履行に便宜を図るべく、申立執行期間の適切な延長を検討している。現行の民事訴訟法は、「執行を申立てる期間は、当事者双方又は当事者の一方が公民である場合には1年とし、双方が法人又はその他の組織である場合には6か月とする。」と規定しているが、実情を鑑みると、多くの債務者が義務の履行に比較的長い時間を要しており、申立執行期間が短すぎることは債務者の債務履行にとって、また当事者の和解合意にとっても不利である。さらに、当事者の中には期間内に執行を申立てなかったために、人民法院の保護を受けられない場合もある。当事者の権利行使及び債務履行に便宜を図るため、現行の当事者の執行申立期間を統一して延長することを検討している。

二 仲裁法

我が国の仲裁法は、1994年8月に採択された。仲裁法の全体的な精神は、仲裁委員会と行政機関の分立、自由意思の原則及び仲裁か裁判かの択一の制度の実行と一審制である。

(一) 仲裁の範囲について

仲裁の範囲について、仲裁法は、仲裁の性質に従い次の原則に基づき規定している。第一、紛争が生じる双方は、平等な主体である当事者でなければならない。第

二、仲裁事項に関しては当事者が処分権を有するものとする。第三、我が国の法律の関連規定及び国際慣例の観点からすると、仲裁範囲は主として契約紛争であるが、契約ではない経済紛争も若干含まれる。従って、仲裁法は、平等な主体である公民、法人及びその他の組織の間で発生する契約紛争及びその他の財産権益に係る紛争は仲裁に付すことができると規定している。但し、婚姻、養子縁組、後見、扶養、相続に係る紛争及び法により行政機関が処理すべき行政紛争は、仲裁に付すことができない。

労働紛争は、一般の経済紛争とは異なり労働紛争の仲裁独自の特徴があるため、仲裁は、労働紛争の仲裁については別途規定すると定めている。

（二）仲裁か裁判かの択一の制度の実行及び一審制について

仲裁のメリットのひとつは、紛争をすみやかに解決できることであり、そのため、国際上は一般的に仲裁か裁判かの択一の制度及び一審制が実行されている。かつて、我が国は国内の経済契約紛争の仲裁について、仲裁人チームが確立されたばかりで、経験が不足していたため、二審制を採用していた。仲裁法は、国際上の慣例に倣って仲裁か裁判かの択一の制度及び一審制を統一して実行するものとし、次のとおり明確に規定した。当事者が仲裁に付する旨を合意した場合において、一方が人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院はこれを受理しないものとする。但し、仲裁合意が無効である場合についてはこの限りではない。仲裁は、一審制を実施し、判断が下された後、本法に別段の規定がある場合を除き、当事者が同一の紛争について仲裁を再度申立て、又は人民法院に訴訟を提起した場合には、仲裁委員会又は人民法院はこれを受理しない。

（三）自由意思の原則について

自由意思は仲裁制度の基本原則のひとつである。仲裁か裁判かの択一の制度を実行し、当事者が仲裁を選択した場合は、事実上、人民法院への訴訟提起の権利を放棄したこととなり、人民法院へ訴訟を提起することはできなくなる。双方が仲裁合意の原則を採用しない場合は、必然的に他方当事者の訴訟権利が侵害されることとなる。民事訴訟法は、仲裁は双方の自由意思に基づくという原則を強調している。仲裁法は、自由意思の原則に基づき、次の規定を設けた。第一、当事者が仲裁方式を採用して紛争を解決する場合には、双方の自由意思により、仲裁に付する旨の合意をしなければならない。仲裁合意がなく、一方が仲裁を申立てた場合には、仲裁委員会は、これを受理しない。第二、どこの仲裁委員会に仲裁の申立を行うかは、当事者の合意により選定しなければならない。第三、仲裁人は、当事者が選定する、又は仲裁委員会の主任に指名を委託する。第四、当事者は、自ら和解することができ、和解の合意に達した場合は、和解合意に基づき判断書を作成することを仲裁廷に求めることができ、仲裁申立を取下げることでもある。

（四）仲裁委員会及び仲裁人について

仲裁委員会について、仲裁法は次の原則に基づき規定している。第一、仲裁委員会は、行政機関と分立しなければならない。仲裁法は、仲裁委員会は行政機関から独立し、行政機関との間に隸属関係はないものとして規定している。第二、仲裁委員会は、一定の条件を備えていなければならない。仲裁法は、その条件について具体的に規定している。第三、原則として地区ごとに統一した仲裁委員会を設立し、

専門分野ごとに仲裁人名簿を設け、当事者が仲裁人を選定するための便宜を図る。また、実際の必要に応じて特定分野の仲裁委員会（例：現在すでに国際経済貿易仲裁委員会、海事仲裁委員会等の分野別の委員会が存在する）の設立を排除しない。第四、仲裁委員会は審級の区分をせず、審級管轄及び土地管轄を実施しない。

仲裁委員会の構成については、仲裁法は、1名の主任、2名から4名までの副主任及び7名から11名までの委員により構成すると規定している。仲裁委員会の主任、副主任及び委員は、法律、経済・貿易の専門家及び実務経験を有する人員が努める。

仲裁紛争は、仲裁人が仲裁廷を組織して行う。仲裁を適切に実施するための要点は、優れた素養を持った仲裁人チームを結成することにある。仲裁法は、仲裁人の条件について具体的に規定しており、仲裁委員会は条件に合致する人員の中から仲裁人を招聘する。

（五）人民法院の仲裁に対する監督について

仲裁か裁判かの択一の制度を実行することは、すなわち人民法院が仲裁に対して干渉しないということであるが、必要な監督は行わなければならない。人民法院の仲裁に対する監督方式には、主に判断の不執行と判断取消の2つがある。不執行の手続については、民事訴訟法にすでに規定がある。判断の取消申立の手続を規定することにより当事者の適法な權益を保護し、仲裁業務における誤りを減少させることができ、アメリカ、ドイツ、フランス及び日本等の多くの国々において同様の手続がある。そこで仲裁法は判断の不執行及び判断取消の申立について規定を設けた。どのような事由を備えている仲裁判断の場合に人民法院が執行しない旨を裁定できるかについて、仲裁法は、民事訴訟法の規定に準拠して規定している。

（六）涉外仲裁について

涉外仲裁とは、涉外的要素のある仲裁のことである。民事法律関係には民事主体、客体、内容の三要素が含まれる。法律事実は、民事関係の発生、変更又は消滅を引き起こす。民事主体、民事客体又は民事事実のいずれかに涉外的要素があれば、涉外民事関係を構成する。つまり、民事主体の双方もしくは一方が外国人である、又は民事関係の客体が国外にある、又は民事関係の発生、変更もしくは消滅を引き起こす法律事実が国外で発生した場合、当該民事関係において1つでも外国と関係する要素があれば、それは涉外民事関係である。一般的に、涉外民事関係の当事者に財産上の権利に関する紛争が発生し、仲裁合意がある場合は、涉外仲裁となる。仲裁法は、涉外仲裁に対して独立した章を設け、同時に中国国際商会が仲裁法及び民事訴訟法の関連規定に従い涉外仲裁規則を制定することができると明確に規定している。

中国国際貿易促進委員会及び中国国際商会は、1994年に「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」を制定し、涉外仲裁に対する管轄、組織及び仲裁手続等の問題について明確に規定した。当該規則はその後何度か改正され、2005年に、中国国際貿易促進委員会及び中国国際商会はさらに「中国国際経済貿易仲裁委員会金融紛争仲裁規則」を制定した。これらの規則が確定した涉外仲裁処理に関する原則は、国際商事仲裁基本原則に合致するものである。

仲裁法は施行からすでに十数年を経ており、実践的なニーズ及び諸問題に対応できるよう改正の必要があった。仲裁法の改正は、すでに第10期全国人民代表大会

常務委員会立法計画に組入れられている。我々は、目下、各方面の意見及び提案を収集、整理しており、改正の関連問題について検討を行っている最中である。



陳佳林講師



左から松島弁護士、陳講師、小杉弁護士

【講演2に対する 日本側コメント・討論・会場質疑】

コメンテーター

龍土綜合法律事務所弁護士・当財団学術評議員
松島 洋

○小杉 陳先生、大変熱心な熱の込められたお話をいただきありがとうございます。民訴法、仲裁法の改正というか、現在直面している課題ということで最初にお話をいただき、特に民訴法の関係では、上訴難と執行難の2つにかなり重点を置いてお話をいただきました。仲裁法のところでは、いまの問題からさらに話を広げて、労働調停仲裁について、中国に進出している日本企業の問題としても大きな問題であろうということで、いま考えられていることをお話いただきました。お話を伺っていて、日本の企業にとっても中国の現地でも非常に大きな問題であろうと思われるし、また、お話の中では日本の状況とかなりパラレルに考えられるところもあると伺って、なかなか興味深いお話だと思いました。

最後に、先ほどの張先生の補充の形で、物権法についてもこういうブレイクスルーがある法律なのだというので、収用の問題、使用権が以前より長く認められるようになったこと、私人の保護を非常に強めた法律なのだということの3点のお話があったと思います。

ここで、日本側から龍土綜合法律事務所の松島洋先生に、いまの陳先生のお話を伺った上で、日本側からのコメントということでお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松島 ただいま小杉先生からご紹介いただきました松島と申します。実体法の物権法のほうが、日本の物権との対比の中で、皆さん方の頭の中で、ある意味ではパラレルに違い等を比べて、逆に手続法になると、おそらく中国の民事訴訟の実際あるいは民事訴訟法をご存じない方が大部分だと思ったので、幸い多少時間がありますので、この際中国の民事訴訟法の置かれているいまの位置や、どういう改正の必要があるのかに関して、日本の著名な民事訴訟法学者の先生方もいらっしゃるのので、ご理解いただいてコメントをしたいと思います。

手続法は、歴史や文化に非常に色濃く彩られるわけで、理解することは容易ではないので、かなり私の独断の話になるかもしれないのは、あらかじめご容赦いただきたいと思います。

まず、私のことを紹介しないと話がわからないと思うので、簡単に紹介します。私は、この財団の学術評議員をやっております。この財団が設立する以前から、日本と中国の法律家の交流を目的とする、いまで言うNPOのような形で、民間でやってきた日中法律家交流協会というものがあって、すでに30年以上の歴史を持っています。主として弁護士会、あるいは公証人といって、検察官などを辞めた方の法務検察グループを含めた法律家の有志で、長い間中国の法律を文化大革命の後、どのように世界の中に法制化していくのかということで、30年以上の交流をしてきました。私自身もその団体で20数年やってきていて、いま陳先生が属しておられる立法を担当する法制工作委员会というものがあるのですが、たしか私の3回目の訪中だったと思うのですが、1986年4月に訪中しました。できたばかりの中国の民法通則の刷り物を直接法制工作委员会からいただいたのを、いま思い出しました。この付録に民法通則が出ていて、あれができたのが1986年4月であった

なということで、そういえば、そのときに行っていたなと、懐しく思い出しました。

それ以降、法制工作委員会のみならず、その協会は中国司法部や法学会、あるいは中国の弁護士協会等との交流をしたり、定期的な交流を持ってきていて、今年民法の集大成とも言える物権法が来月から施行になるのですが、私は21年かけて中国の民法の立法を見学させていただいたということで、本当にそれが出来上がって、民事訴訟法の担当の陳先生までもが熱く語るぐらい、物権法が制定されたことの意義は中国国民にとって大変なものであったことは、本当にここで敬意を表したいと思います。

では、なぜ民事訴訟法のコメントをするかというと、私はその後2001～2004年に日本の司法研修所の民事弁護の教官をやりました。実は、日本の弁護士は民事訴訟法をよく勉強して民事訴訟実務をやっているかというと、そうでもないのです。そういう意味で、学者の先生方は実務をあまりやっていらっしゃらないので、たまたま司法研修所に行って修習生に教えるということは、もう1回勉強し直さなければいけないので、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法などを勉強しました。そして法総研の国際協力部のほうから、ベトナムの民事訴訟法の制定があったときにはそのセミナーに行ってくれと依頼を受けたりしました。アジアのほかの国が自分の文化ではない法律の制度を、特に手続を現実の国のものにしていくことは大変な課題であることを、中国だけでなくいろいろな所で経験しているので、そういうことも併せて私にコメントをする命令が来たのだと思っております。

まず、中国の民事訴訟法を読んでいない方がたくさんいるのではないかと思いますので、中国の民事訴訟法のことを説明しますと、いま陳先生からご説明がありましたが、1982年3月に（試行）というものの付いた法律ができ、その後1991年4月に現在施行されている民事訴訟法ができております。したがって、先ほどのように物権法というのがなかったというのではなく、民事訴訟法はすでに完全なものとして制定されて16年が経過しているわけです。

条文はどうなっているかというと、全部で270箇条あります。270箇条が4編に分かれており、1編が総則です。この総則の中に、例えば先ほど陳先生がいちばん冒頭に説明した「調解」、日本で言うと調停と言ったほうがなじみがあると思うのですが、総則の第8章が調停という形になっています。第2編が裁判手続で、その中に先ほどの「裁判監督手続」、これは日本の民事訴訟法にないので、皆さん理解に苦しんだかと思うのですが、16章に入っております。第3編には執行手続が入っております。第4編には涉外民事訴訟手続が入っています。これらが1つの民事訴訟法になっております。

私もこんな所で民事訴訟法の話をするのはおこがましいのですが、私は大学のとくに、今日おいでになっている青山教授の講義を聴かせていただいたのですが、30年も前なのです。当時いちばん若い教授であった青山先生の民事訴訟法と破産法の話、いちばん熱心に聴いた記憶があります。それより前は勉強不熱心だったものですから、手続法辺りで勉強しようと思ったので、いちばん自分がまじめに始めから終わりまで聴いたのは青山先生の講義でした。それはおそらく1978年ごろかと思っています。こんな歴史のことを話したのは、実はその当時、日本の民事訴訟法は強制執行や民事の保全を全部含んで民事訴訟法となっておりました。日本の民事訴訟法から、いま民事執行法というのができているのですが、それができたのが1979年、民事保全が分離したのが1989年でした。私が弁護士になる前に勉強したときには、民事保全法はなかったし、民事執行法もできたばかりか、ある

いはできつつあったところで、解釈が実務や学者の見解が分かれていて、それがやがて法律によって解決されていったのが、日本でもつい最近、20～30年前のことかと思います。その後、日本は1996年に民事訴訟法の全面改正があって、また2003年に重要な一部の改正があって、現在に合わせる形で日本が時間をかけて改正してきているということで、日中それぞれの手続法を変えていく歴史があることをご理解いただきたいと思います。

その中で、1991年に中国民事訴訟法を作った後、ご承知のように中国は大変な経済的な発展を遂げ、詳しい数字はわかりませんが、中国の弁護士の数もおそらく10倍くらい増え、紛争も増えてきて、いままでの民事訴訟法では適合しなくなってきたことがいろいろあります。

さて、陳先生は、いま問題になっている本当に緊急な課題としては、上訴難と執行難の2つを挙げております。これに関してはこれだけなのか、いま特にこの2つは非常に緊急の課題なので、これだけを取り出して改正をしなくてはならないという話は聞いているのですが、これ以外に何かあるのかをあとで聞きたいと思います。

上訴難、執行難の中に、その原因なのかもしれませんが、先生のレポートにも書かれていますが「地方保護主義」というものがあります。それは、具体的にはどのようなことなのかという質問と、それはどのような克服方法があるとお考えなのかということ、あとで聞きたいと思います。

先ほどの裁判監督手続というのは、日本で言うと、制度は違いますが「再審」のような手続だと思うのです。これは、中国の民事訴訟法が二審制を取っているのですが、すべての判断が日本では最高裁判所なり最終的に統一される場所があるのですが、二審で終わってしまうので、それが不満がある、あるいは問題があるときには裁判監督手続を取るのだと。いまのコメントでは、それを元の裁判所で受け付けるとまたもみ消す恐れがあるので、それより上級の裁判所に裁判監督手続を集中させたいと考えていると理解したのですが、それでいいのかということ、また、裁判監督手続ではなくて、別のある種類の裁判に関しては二審でなくするのだとか、二審手続そのものを将来的に見直すつもりがあるのかというのが聞きたいところです。その点が、民事訴訟法についてです。

もう1つは仲裁法なのですが、おそらく日本も同じ仲裁法を持っているのです。それは、もしかすると将来的にそう違わないものになるのかもしれないのですが、いま陳先生がコメントされたように、中国は伝統的に調停があって、仲裁があって、それで駄目なら人民法院があるのです。日本もそういう発想が強いのですが、それを制度的にそのように誘導しようとしているように私は受け止めたのです。国際商事仲裁の分野は、射手矢先生も含めて話を聞いたり説明を受けてはいるのですが、折角の機会なので、私も今回コメントをするので勉強したのですが、1994年に仲裁法ができて、これを読むと各省や特別市においては仲裁委員会が置かれていると。つまり、日本に置き換えると、東京仲裁委員会とか、そういうものが置かれているのではないかと思います。いま、労働仲裁は日本でも労働委員会があるので労働審判などができていますが、一般的に仲裁委員会はどこに置かれるのか。労働仲裁などは、いままで労働管理部門に置かれているのではないかと思います。各省や特別市の仲裁委員会は裁判所に置かれるわけではないとすると、いままでの部分のどこが設置しているのか。そこは皆さんも聞きたいと思うので、教えていただければと思います。

○小杉 そこで切っていただいて、いま民事訴訟法について松島先生から4つ質問

が出されておりますので、これについて陳先生にお答えをいただく形にしたいと思います。民事訴訟関係で3つあって、最初は上訴難、執行難のご説明があったけれど、ほかに何か問題がないのかという話が第1です。2つ目は、地方保護主義といわれているけれど、具体的にそれが何で、どのような克服方法があるのか。3つ目が裁判監督手続、再審手続で、中国の二審制が裏にある話であろうということで、その二審制自体を改善する動きがあるのか。この3つが民訴法についての質問です。

最後に仲裁法の話で、仲裁委員会についてそれがどういう所に設置されていて、どのように設置されるものなのか、実態を知りたいということです。適宜陳先生からお答えをいただきたいと思います。

○陳 ありがとうございます。松島さんは中国の民事法を20年間研究されたということですが、私の研究は松島先生より長くありません。ですから、先生と言うべきです。

最初の問題、二審の問題ですが、上訴難と執行難があります。民事訴訟法は、直すべき点がたくさんあります。しかし、今回は主にポイントとして目下のところ突出している問題を解決しようと言っているわけです。もちろん、多くの問題が山積しております。民事訴訟法の証拠の問題ですが、単独の証拠法では駄目です。これは民事訴訟法で解決できないと。大きな原則として小さな改正をする。小さな改正をした後、大きな改正をしていくことになります。

中国全人代の立法法の規定では、立法法というものがあって、1つの法律は制定や改正のみならず、三審、3つの審議を通さなければいけません。現在、民事訴訟法は今年の6月と8月に2回の審議を行っております。ですから、この法律は、正常なスケジュールですと今年の年内に改正の仕事が終わることになります。ですから、その次にもどんどんやっていかなくてはならない、全面的に民事訴訟法を変えていかなくてはならない。たくさん問題が山積しているのです、何度も考えていかなければいけないというのが1つ目です。

2つ目の問題として、「地方保護主義」です。皆さんはあまり中国の状況には通じていないのかもしれませんが、イメージ的に地方保護主義とはどういうことかという、北京にある企業が上海の企業とある契約を交わして紛争が起きました。上海の裁判所がこの案件を受理して、上海のほうが敗訴しました。この判決は、上海の企業が敗訴して責任を負うことになりました。しかし、上海の当事者の財産、お金を北京の当事者に譲渡することになったときに、この企業は上海にあるということで、上海の裁判所はご当地の企業を守ることによって保護したいと。上海にある企業の財産を守りたいと、敗訴という判決が出たにもかかわらず、北京に受け渡したくないということになる。これを地方保護主義の1つの例としてみなすことができます。多くの地方で実際そうしたことがあって、財産が移ることによってその地域の経済に打撃をもたらすことが起こる。

この地方保護主義をどのように解決するかというと、こうした状況が起きたら、上海の裁判所がこれを執行しなければ、これは北京の裁判所が相応の措置をとることによって、いわゆる地方保護主義の問題を解決することができるということです。これが2番目の問題です。

3番目の問題としては、松島さんが先ほど言われたとおり、中国はこの二審をなくすことがあるか、二審で終えるということです。最近知っているのは、松島さんがいちばん新しい情報をもたらしてくれて、中国は大きな二審制を変えるということとは聞いたことはまだありません。

4番目としては、労働仲裁委員会はどこにあるかということですが、先ほども少し言及しました。少し速すぎて、はっきり聞き取れなかったかもしれませんが、労働仲裁委員会は自治区、中国には小レベルの自治区というものがあります。人民政府は、県、市の2つのレベルにおいて労働仲裁委員会を設置しなければなりません。直轄市であれば、北京や上海であればどこに設置するかというと、区、県レベルに設置します。これはレベルとしては低いわけです。実際のレベルとしては、いちばん基層のレベルになります。設置した後、この機関は独立の機関です。行政機関とは何らの関係ありません。どの自治体にも帰属しません。新しい労働仲裁法の規定によって、この権利を執行します。それは、労働行政主管部門の代表、この組合の代表、企業の代表、この3つの代表によって構成されます。これは非常に新しい機関で、自治体とは何ら関係はありません。

○小杉 最後のお答えは、労働仲裁委員会についてのお答えだったと思いますが、これは松島先生のご質問に合っているのでしょうか。

○松島 私の質問は、労働仲裁委員会が、非常に中国にとって労働紛争が多いから、いちばん基層のところに設置して、紛争を解決しやすくするということだと思うのですが、そうではなくて、もともと先生の発表にあった仲裁委員会は、国際仲裁のことはわかっているのですが、もっと上のレベルに作ることになっていますね。省のレベルや直轄市のレベルで仲裁委員会を作ることになっていないんですか。

○小杉 松島先生から仲裁委員会ということでご質問があったのは、民事訴訟法との関係でお話をされた仲裁委員会についてのご質問だったと私は聞いたのですが。

○陳 さらにお答えしておきます。労働仲裁委員会は、仲裁法の言っている仲裁委員会とは全く異なります。仲裁法の言っているほうは、すでに存在する市のレベルのものです。新しく作る労働仲裁委員会とは全く異なっております。現在の法律の草案の中に新しく設置する仲裁委員会は、労働争議を解決するだけのもの、新しい機関です。現存する仲裁委員会とは全く異なります。何ら関係はありません。仲裁法の規定の中では、新しい民商事の仲裁を解決する機関は労働争議は解決できないと。労働争議は、単独にこの委員会が仲裁しなければいけないのです。仲裁法も、明確に中国の仲裁法は労働争議の規定には適用されないと言っております。ですから、中国の新しい法律に基づいて、新しい仲裁制度によって行っていくということです。

○小杉 時間がだんだんなくなってきているので、まだ少し食い違っているところがあるように思いますが、あとで個人的に聞いていただくことにします。

○陳 1つよろしいでしょうか。もう1つの問題として、物権法の中での規定ですが、中国の在中日系企業の問題もありますが、現在の宅地建設用地は、工業用地であれば一律にオープンビッドで競売をします。中国で起業をする方には、非常に重要です。政府と交渉することで土地を設置するということで、入札の方法によって土地の使用権を得ることになります。ですから、今後中国で起業、進出するときは、そちらの資金が以前よりもよりかかると考えていただいたほうが良いと思います。

○小杉 それでは、時間も少なくなっておりますので、陳先生のご講話についてフロアからのご質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。

○陳（会場） 私は、日本企業で中国法の顧問をしているのですが、ご講演ありがとうございました。いくつかの問題をお教えいただきたいと思います。

いくつか伺いたいのですが、まずは中国の民事訴訟法の改正について。先ほど陳先生がおっしゃった、将来的には民事訴訟法の大規模な改正も考えていると。いま、

中国民事訴訟法は208条ありますが、それを別途にして、最高裁に民事訴訟法の解釈もあります。我々実務者から見れば、むしろその解釈のほうがより厳密で詳しいのではないかと認識しております。ですから、将来的に最高裁の解釈の内容も、民事訴訟法の改正に加えることはできるのでしょうか。

例えば、いまの物権法もそうですし、物権法の執行によって、中国の担保法の中のいくつかの条項は実際に否定されています。お互い矛盾が生じております。ですから、将来的に担保法の内容はそういう改正があるかどうかを伺いたいと思います。○陳 民事訴訟法の最高裁判所の存在する経験を、それを採用するかということですが、それは避けて通れないと思います。最高人民法院は、長年来多くの紛争の調解をしてきたわけです。非常に有効的な措置を取ってきたわけです。ですから、大規模な民事訴訟法の改正の中で、現行の司法解釈の規定を研究し、合理的なものは取り入れることになってくると思います。タイムスケジュールについては、まだはっきり言いきれません。この仕事がいっ終わるかは、分量が非常に多いので、それをすぐ解決することはできませんが、プライオリティを設けながら1つひとつより完璧なものにしていくということです。

2番目の問題は物権法と担保法の関係ですが、担保法は依然として有効です。しかし、この法律を執行する人間としては、大原則として物権の担保ということは、物権法は担保法よりもプライオリティが高いことになります。ですから、この原則は特別法が一般法よりも優先するというブレークスルーが見られたわけです。

中国の担保法はどうして廃止されていないかには、2つの理由があります。1つの理由は、中国の担保法は2つの内容があるわけです。1つは「人の担保」、もう1つは「物の担保」。物権法は物の担保しか入っていないわけです。ですから、担保法は依然として意味があるのです。新しい物権法が通過しても残す理由です。また、物権法を担保する際に、担保物権の重要な内容を入れているわけです。どこに登記するかは、現行の担保法の規定に則るわけです。ですから、この2つの理由からしても、物権法が通ったとしても、現在の担保法は依然として効力を発揮しているということです。しかし、物権法が制定されるときには、現行の担保法に多くの修正を行ったということは言えると思います。ですから、この物権法を実行して不一致が生ずる場合は、物権法をよりプライオリティの高いものとしてみなすということです。

○小杉 ありがとうございます。時間もないので、もうお一方フロアから質問を受けたいと思います。

○青山 明治大学の青山です。今日、詳しい中国の民事訴訟法の改正や仲裁法の改正についての情報を提供していただきましてありがとうございました。

中国の民事訴訟法の改正は、先ほど言われたように、執行難と上訴難を中心として今回の改正がなされるということですが、陳講師のお話では小さな改正を積み重ねて大きな改正につなげていくのだということでした。先ほどの松島さんの発言との関係もあるのでお聞きしたいのですが、中国は民事訴訟法の改正の中に強制執行や保全、公示催告なども全部取り込んだ民事訴訟法にするのか、それともそういうものを単行法に崩していくことも考えておられるのでしょうか。証拠については、証拠法は民事訴訟法の中になくはいけないとも言われたので、大きな民事訴訟法を作ることなのか、その辺りをお聞きしたいのが1つです。

もう1つは、強制執行の執行難の話があって、さまざまな原因で判決をもらっても強制執行が実現できないというお話がありました。その中で「地方保護主義」は、

なるほどと思ったのですが、ほかにどんな原因があるのでしょうか。というのは、いま強制執行の改正で考えられている、いくつかここに書いてあるものは、人民法院が財産状況を報告するように命ずるとか拘留を命ずるとか出国制限措置を命ずるというのは、非常に強硬的な措置だと思うのです。そういう強硬的な措置と、いまの強制執行が能率的に動かないことが直結しているのかどうか、どういう原因で強制執行が実効を上げていかないのか、いま考えられている強硬措置が連続しているのかをお聞きしたいと思います。

○陳 今回の民事訴訟法の考え方ですが、我々は単行法などで作ろうとは考えておりません。いまある民事訴訟法の基礎の上で、あくまでも修正をしていくことです。したがって、これを作り直しております。つまり、現行の基礎の下での修正という考え方で、破産法の規定がありますが、今年中国は別に破産法案を通しました。すべての企業に対して適用される破産法案が通っております。民事訴訟法の中の破産規定は、非国有性のものに対する規定でした。いまそういう変化はあります。つまり、切るべきは切る、増やすべきは増やすという考え方であります。しかし、文言もそれに合わせて整理するという考え方です。

2点目ですが、地方保護主義が強制的な措置の原因かということですが、執行が難しいのはいろいろな問題があって、一口ではなかなか申し上げることができません。いろいろな原因で今日の状況がもたらされております。地方保護主義は、その中の1つの原因です。ですので、我々が今回いろいろな強制措置を講じているのは、現実の中でいろいろな問題が生じている、例えば判決が出た後実際に行わない、国外に財産を移してしまうという現象も出ているわけです。また、司令を受けてもちゃんと自分の財産状況を報告しないとか、いろいろな状況が出ているわけです。したがって、報告を強制するとかいろいろな措置を考えているわけで、すべて現実に生じている現象に合わせて取っている強制的な措置です。中国は、いまの段階において判決の正常な執行を保証していくということで、現実の問題を解決していかなければいけないわけです。

○小杉 竹下先生、折角お手を挙げられたので、最後に締めくくりのご質問をお願いします。

○竹下 駿河台大学の竹下です。今日は、陳先生から現在問題になっている民事訴訟法、仲裁法の問題点のお話を聞かせていただいてありがとうございました。

私が伺いたいの、陳先生も触れられましたし、別の方からの情報として、中国では今日お話のあった上訴難、執行難の問題の解決のための改正に続いて、大規模な民事訴訟法の改正を考えておられるということですが、それはどの程度の規模のことなのでしょうか。つまり、全面的見直しなのか、それとも部分的なものなのか。

それから、そのような改正をされる理由です。どういう理由で、いまこの時点で中国で民事訴訟法の改正の問題が浮かび上がったのか。おそらく、この10年来の中国経済の著しい発展、社会主義市場経済と関連をするのではないかと思います、その点についてご説明をお願いします。

○陳 民事訴訟法をどの程度の規模で変えるかという点で、これははっきり申し上げることは難しいです。なぜならば、いまだという部分を変えなければいけないか、どういう問題があるか、変えてはいけなところはどこかについて、小さい修正を積み上げたあとで研究することになります。

なぜ大きな修正かという、この法律はすでに10数年やってきて、いまの中国の経済、社会の現状と合わない部分が出てきています。ですから、そういうところ

についてより現実に合ったものという意味で、法律的に完備していかなければいけないわけです。ですから、そういう意味で考えているわけです。中国経済の発展にとってよりよい条件を提供する意味で、外資であろうと一般の庶民にかかるものであろうと、合法的な問題解決の道を整えることが必要になっております。ですので、私も法の修正に携わっている1人ですが、いつごろどの程度の規模でやるかについて、いまはまだ申し上げることは難しいです。いずれにしろ、全面的に人々の権益を保護するという考え方です。

○小杉 ありがとうございました。それでは、時間も過ぎておりますので、これで講演を終わらせていただきます。陳先生には、立法の担当者として具体的にいまの中国の民事訴訟法、仲裁法の問題点、これからの解決の方向をお話いただきました。松島先生には、日本側のコメンテーターとして中国でどういうことが起こっているかを我々にわかりやすい形でご経験に基づいて問題提起をしていただき、大変有意義な貢献をしていただいたと思っております。この問題のコメンテーターは松島先生にしてくれと言ったのは私で、そういう意味では非常にその役回りを果たしていただき、大変ありがたいと思っております。

それでは、講師の陳先生と松島先生に感謝の拍手を送って終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。



松島洋弁護士

<総括(1)>

国务院国家发展改革委员会
法規司司長 任 瓏



ご在席の皆様、ご苦勞様でした。午後の時間を使いまして、非常にタイトな、しかし効果的な仕事が行われたと思います。今日のセミナーも間もなく終わろうとしています。私は2003年からずっと、このセミナーに参加してきました。今回、私にとっては5回目でございます。

私の感じたことは、セミナーは回を追って良くなってきていると思います。内容もより実務的になってきていると思います。交流はより深まっていると思います。成果はより豊かになっていると思います。中日双方がお互いより大きな影響を持つようになっていると思います。

本日のセミナーは一層、この点を証明したと思っています。これはまた、中日双方の共同努力によって効果的な成果を挙げていることを証明していると思います。また、我々の間で深まっている友好関係のためにも、これを構成する重要な部分になっていると思います。実践が証明しているとおり、経済のグローバル化、市場化が発展している今日、中日民商事法交流はより重要になっていると思います。

ただいま、小杉先生は司会を通じて、セミナーについていくつかの見方を公表されました。また、コメンテーターの素晴らしいコメントも総括に値すると思います。ですので、私はあまり時間をかけないようにしたいと思います。今回のセミナーの成功に対して、主催者を代表いたしまして心からの感謝を表明したいと思います。

今回のセミナーの成功に関してはまず宮原会長と杜副主任に感謝申し上げたいと思います。お2人の支持がなかったならば我々のセミナーは成功しなかっただろうと思います。また、小杉先生の優れた司会にも感謝申し上げたいと思います。

私が参加したこの5回のセミナーの中で、小杉先生は毎回優れた貢献をなさっておいでです。この「中日民商事法セミナー」において欠かすことのできない人材だと思います。また、さらに、素晴らしいコメントを発表されました射手矢先生、松島先生、お2人の弁護士の先生にも感謝申し上げます。お2人は深い経験、または知識をもとに、講師の語られた内容に非常に突っ込んだコメントをなさいました。特に、中日間における同じような法律の異同についても、いろいろなご指摘をいただきまして我々の理解を深めていただきました。そして、今回のセミナーの効果を高めるのに寄与されたと思います。

さらに、ご在席の皆様方に感謝申し上げたいと思います。皆様方、お忙しい中、貴重な時間を割いていただいて今回のセミナーにご参加いただき、ありがとうございます。かつ、また、積極的にご質問いただきました。ありがとうございます。今回のセミナーを通じ、また皆様方からのご質問を通じ、日本側が中国の法律のど

ういう点に関心をお持ちかということがわかりました。我々の今後の法律上の実践においても、皆様方の関心は役に立つと思います。また、関係の法規を完備していく上にも役立つと思います。

さらにまた、張治峰、陳佳林、お2人の講師にも感謝したいと思います。お2人の講師はともに、中国の民商事法における権威であります。そして、いくつかの重要な法律の制定にかかわっています。特に陳先生におかれましては、今回のセミナーのために事前に多くの準備をなさいました。そして、今回のセミナーの成功に大きく寄与されました。また内容豊かな、テーマ以外のことについてもお話いただき、大量の情報を提供していただきました。

私はまた、ご質問をいただいた方々にも感謝したいと思います。それから、通訳者にも感謝申し上げたいと思います。最後に、具体的にこの仕事の準備を担当されました国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、日本貿易振興機構の皆様方の細かい大量の仕事にも感謝申し上げたいと思います。主催者側として日本側が関心を持たれている問題について整理され、講師にご提供いただきました。講演の内容を具体化する上でご貢献いただいたと思っています。

今回のセミナーは既に初期の目的を達成したと思います。我々はこの成果を継いで、「中日民商事法セミナー」というこのプラットフォームをより立派に活用していきたいと思っています。そして、このセミナー自体を新たなレベルに上げていき、中日友好のためにより大きな貢献をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

<総括 (2)>

松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
小杉丈夫



大役を果たしてホッとしたという感じです。私はもう、この「日中民商事法セミナー」には第1回からずっと関与しています。ほぼ毎回、司会をお引き受けし、三ヶ月先生が退かれたあとは三ヶ月先生の代わりに総括もやれということで、大変荷の重いことをやっております。

今日のセミナーは、いままでの12回の中でも非常にレベルの高い、良いセミナーだったのではないかと思います。テーマも「物権法」と「民事訴訟法・仲裁法の改正」ということで、日本側からの関心も非常に高いし、また中国にとっても非常に大事な問題を議論しました。理論の面と実践の面の話が両方、非常にうまくかみ合って、スピーカーの方も大変要領良い、また熱の込められたお話をいただきました。コメンテーターの日本の弁護士の方々もちゃんと準備をされて、聴衆の方にどういう話をすれば自分たちの役割が果たせるかということを中心に理解した上でコメントをいただいたということは、司会をしていて大変ありがたいことでした。フロアのご質問も、物権法のほうは時間がなくなって、うまく司会ができませんでした。最後の民訴法、仲裁法のところでは、物権法にからんだ質問も出していただき、そういう意味ではつつがなく終わることができました。

いま、任先生からもお話があったように、この国際民商事法センターのセミナーというのは、年を追うごとに重要性を増しているし、また12年の積み重ねというものが非常に大きな意味を持っているなということを改めて実感しているわけです。来年、今度は中国でやることになりますけれども、是非こういう形を皆様のご支援をいただきながら続けていきたいというのが、国際民商事法センター理事としての私の思いでございます。法務総合研究所、ジェトロ、中国大使館というような方々にも大変お世話になりました。このような形でセミナーができたこと、本当に支援いただいた方々のおかげであり、またここにお集まりいただいた皆様、支援いただいている会員企業のおかげだと思っています。

最後に任先生も言われましたけれども、通訳をされたお2人、なかなか難しかったと思います。特に質問等、事前の準備ができないところの日本語、中国語への通訳、大変だったと思います。立派にやっていただいて、本当にありがとうございました。これをもちまして最後のまとめといたします。本日は、本当にありがとうございました。

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

大 阪 セ ミ ナ ー

2007年9月21日(金)

大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

[注] セミナーの中国語/日本語同時通訳は㈱サイマルインターナショナルの
通訳によるものです。



第12回日中民商事法セミナー/大阪

テーマ：①「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」
 ②「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」

開催日：2007年9月21日(金)

会場：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室
 大阪市福島区福島1-1-60大阪中之島合同庁舎・法務総合研究所
 (阪神福島駅、JR福島駅、JR大阪駅下車)

プログラム		＜中国語・日本語同時通訳＞	
12:30～	開 場		
13:00～13:30	開会挨拶	原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長 杜 鷹 国務院国家発展改革委員会副主任 稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員 岩崎正博 JETRO大阪本部次長	
	総合司会 田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官 中国側司会 李国華 国務院国家発展改革委員会外事司副司長		
13:40～14:30	講演1		
	演 題：中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響 講 師：張治峰 国務院国家発展改革委員会法規司処長		
14:30～15:10	日本側コメント・討論・会場質疑 コメンター： 村上幸隆 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授		
15:10～15:30	休 憩		
15:30～16:20	講演2		
	演 題：中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの 講 師：陳佳林 全人代法制工作委员会民法室処長		
16:20～17:00	日本側コメント・討論・会場質疑 コメンター： 栗津光世 栗津法律事務所弁護士		
17:00～17:10	挨 拶	李国華 国務院国家発展改革委員会外事司副司長	
17:10～17:20	総 括	村上幸隆 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授	
(閉 会)			

<開会挨拶(1)>

財団法人国際民商事法センター
理事長 原田 明夫



国際民商事法センター理事長の原田明夫でございます。第12回日中民商事法セミナーの開催にあたりまして主催者として一言ご挨拶申し上げます。

本日は私どもの催しにかくも多数の皆さまにお集まりいただき誠にありがとうございます。また、当財団の関西での活動に日頃よりご支援、ご協力をいただいている法務総合研究所国際協力部をはじめ、企業会員のみなさま、法学界・法曹界のみなさま方にこの場を借りまして厚くお礼申し上げます。

さて、今回の第12回日中民商事法セミナーには、中国から国务院国家发展改革委员会の杜鷹副主任、任龍法規司司長、李国華外事司副司長をはじめとする皆様にお越しいただきありがとうございました。心より歓迎の意を表したいと思います。特に杜副主任には、中国経済全般の立案・運営という大変重要でお忙しいご公務にも関わりませず、私どものセミナーのためご来日いただきましたこと誠にありがたく、厚くお礼申し上げます。

本セミナーは、財団が設立された1996年に第1回目を東京で開催し、以来毎年、北京と東京・大阪で交互に開催を続け、今年は第12回目を迎えるにいたっております。このように長く続けて来れましたのも、ご関係者特に中国の国家发展改革委员会を初めとする関係機関の皆様のご理解とご協力の賜物であり、改めて深い敬意を表する次第です。

このセミナーは毎回、その時々の時宜にかなったテーマにつきお互いに専門家を招聘し、講演をいただき、それに対し、相手国のコメンテーターがコメントをし、議論を進めていくという形を取っております。

今回のテーマは、一つ目が去る3月全人代にて可決成立した中国物権法についてその内容と外国資本への影響などをお伺いすること、二つ目が全人代からの申し出で、JICA・法務省が改正作業に協力することになっている中国民事訴訟法および仲裁法につき、その改正の方向などをお伺いすることにしております。

申すまでもなく、世界はグローバル化が進み、中国・日本間においても経済における相互依存の度合いがますます強まっております。

かかる時代にあって、日中両国の関係者が各分野において交流を深め、緊密化を図ることは非常に重要であり、本セミナーが法制度分野において現状を理解し合い、課題と今後の方向について、議論をしていただく場を提供できることになれば、幸いであります。

講演は張治峰処長、および陳佳林処長をお願いしております。また、コメンテーターとしましては私ども財団の事業を支援いただいております、中国の法律にお詳しい土佐堀法律事務所の村上幸隆弁護士と栗津法律事務所の栗津光世弁護士のお二人をお願いしております。

最後にご多忙の中、本日のセミナーに参加いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、本日のセミナーが実り多いものとなるよう祈念いたしまして、私のご挨拶いたします。

ありがとうございました。

<開会挨拶(2)>

国务院国家发展改革委员会
副主任 杜 鷹



尊敬する原田理事長様、日本の皆さま方こんにちは。本日、私はまた大阪に来ることができまして、喜んでおります。今回は12回目の中日民商事法セミナーであります。本年は中日国交が正常化して35周年となりますが、また中日と文化、スポーツの交流年となります。そして今回のセミナーも12回目を迎えて、その12年というのは皆さんの努力によってできたものだと思います。そして今年は非常に記念すべき年でありまして、私は中国国家发展改革委员会を代表いたしましてこの12年間、皆さまが中日の法律の交流に対してなされたご尽力に感謝いたします。皆さんは大きな手助けをしてくださいました。心から感謝申し上げます。また今回お出でになった皆さま方にも心から感謝を申し上げたいと思います。

中日の相互の法律分野での交流は、100年以上の歴史がございます。清の時代、清政改革というものが行われました。それは20世紀の初めのことでありました。そのときに日本の法学者を中国に招き、中国の法律の制定等の手助けをしてもらったわけでありまして。北京師範大学で教鞭をとってくださいました。そのときから中日両国は法律における交流を始めたわけでありまして。昨日私は幸いなことに、日本の法務省を訪問させていただき、伝統ある建物を拝見いたしました。非常に素晴らしい建物で、110年の歴史があるということでした。赤レンガの建物なのですけども、私は中日の法律の交流の生き証人だと思いました。

中日の民商事法セミナーによる交流は、まだ12年という短い期間ではありますがけれども、私たちはこの12年の間に、100年間の法律交流の素晴らしい伝統を受け継いで、それを高めていると感じております。中国におきましても、日本と同じように中日民商事法の交流が、法律分野におけるすべての交流の中で、いちばん大切なホットスポットとなっており、中日友好に対して大きな貢献をしております。

第12回目になる今回のセミナーでは2つのテーマを掲げております。1つは、中国の物権法です。法律の体系の中で実体法と呼ばれるものであります。

もう1つのテーマは、民事訴訟法及び仲裁法です。これは法律体系の中では、手続法に属します。今回のセミナーでは、1つ目の大切な実体法、2つ目の大切な手続法を併せて皆さんにご紹介します。是非、皆さま方、中国の法律の全体の様相について、新しい理解を深めていただきたいと思います。

では簡単にこの3つの法律についてご紹介したいと思います。物権法が中国において起草されたのは、14年前の1993年でありました。そして14年が経ちましたが、この間ずっと起草を行い、100回近い討論会を行いました。人民代表大会の常務委員会では、6回の討議を行っております。そして社会、各界から1万件以上の意見を集め、改正に役立てております。この規模はいままでになかった規模であります。この法律は中国全体の法律体系の中で、非常に重要な位置を占めると考えております。特にここで申し上げたいことは、この法律が国の集団、あるいは私人の物権について平等な保護を与えようとしていることでもあります。

このような原則を貫くということは、立法の過程でさまざまな議論を呼びました。

一部の人は賛成しませんでした。しかし私が申し上げたいことは、この原則は最終的にはこの法律によって確認され、これは中国の改革開放がさらに進み、その自信を表すものだと思います。また、私ども中国全体の市場経済の発展と非常に相呼応するものです。そして非常に整ったものであると思います。この方向性は逆転することはできません。中国政府としましては、2010年にはかなり整った法律体系を作りたいと考えております。この物権法は中国の法律体系を整理する上で、非常に象徴となるような法律だと思います。中国の法制度整備の1つのメルクマールになっていくのではないかと考えております。

あと2つの法律でありますけれども、1つは民事訴訟法、もう1つは仲裁法です。この2つの法律は10数年前に既に制定されたものです。しかしいま情勢が新たに変わって、中国のさまざまな経済関係がさらに複雑になってきておりますので、さまざまな紛争も起こっております。ですから新しい形で、元あった法律を改正していく必要が生まれ、よって民事訴訟法・仲裁法を改正しているわけであります。そして人民代表大会でいままさに、この改正作業を行っております。今回のセミナーでは2人の講演者を用意しております。その2人よりこの3つの法律についてご紹介いたします。

最後に申し上げたいことがございます。中国は大きな国です。しかしながら発展途上であります。ここ数年、経済は目覚ましい発展を遂げております。急成長を遂げております。本年のGDPの成長率は多分11%を超えるであろうと言われております。中国の経済がこのように急成長する中、そして勃興していく中において、中国政府は非常に法律制度の整備を重視しております。私どもは法に則って国を治めるということを国策としております。基本的な国策であります。ですから中国はこれにつきましては、長足の進歩を遂げたということができると思います。しかしながら法律をひとつの文明として捉えながら、あるいは国と国との交流というもので言うならば、中国の法律制度の整備にはやはり外国から学ぶことが必要であります。まず、日本から学びたいと考えております。ある意味から言いまして、中国の近代、現代の法律制度は、まず目を開けて西洋から学びましたが、これは日本という媒体を通じて、西洋から学んでまいりました。このような情勢が生まれてきたわけです。ですから私が思いますに、中国、日本の民商事法分野での交流は、その一部の活動でありますけれども、しかしグローバルな意義があると思います。

昨日は法務省の事務次官にお目にかかりましたが、次官は私たちのこのような活動に非常に高い評価を与えてくださいました。私が知るかぎり、中国の駐日大使の王毅さんも、この活動を高く評価しているということでもあります。私自身も、そして私がその奉職している機関におきましても、この活動に高い評価を与えております。国際民商事法センターの宮原会長、原田理事長そして法務省の小津事務次官、皆さま共通の願いがあると思います。私たちはともに努力をして、このような一連の活動を1年、また1年と続けていきたいと願っています。中日の法律の交流のために私たちは貢献しようではありませんか。中日の世々代々、子々孫々にわたる友好に貢献しようではありませんか。以上でございます。ありがとうございました。

<開会挨拶 (3)>

法務総合研究所国際協力部長
稲葉 一生



杜鷹中華人民共和國國務院國家發展改革委員會副主任、李國華同委員會外事司副司長を始めとする中国ミッションの皆様方、原田明夫財団法人国際民商事法センター理事長、岩崎正博独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部次長、牛建国駐日中華人民共和国大使館参事官及び御臨席の皆様方。

第12回日中民商事法セミナーの大阪での開催に当たり、当セミナーを共催いたします法務省法務総合研究所を代表し、ごあいさつ申し上げます。

本日は御多用の中、御参加いただき、誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として、日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について、相互に理解を深めるとともに両国の交流の発展に寄与することを目的として開催されてきたものであり、今年で第12回目を迎えます。

昨日は東京でのセミナーが開催されましたが、本日、当法務総合研究所国際協力部の国際会議室において、大阪におけます同セミナーを開催できましたことを大変光栄に存じます。

本セミナーのテーマは、「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」と「中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの」の2つであります。

本年3月に制定された中国物権法は、中国領域内で行われる経済活動に対して一律に適用されるものであり、中国で活動する日本企業にとっても、その内容や経済活動への影響については大変関心が高いと思われます。

また、現在、中国側で民事紛争解決の基本法である民事訴訟法及び仲裁法の全面的改正が予定されているとのことであり、その改正内容は中国と交流のある多くの関係者にとってこれまた重要な関心事であります。折しも、両法律に改正に我が国が協力するプロジェクトが間もなく開始される予定であり、民事訴訟法及び仲裁法改正の動向について御講演いただくことは、同プロジェクトに協力する法務総合研究所国際協力部にとりましても、大変貴重な機会であります。

いずれのテーマにつきましても、まさに時宜にかなったものであり、中国側の専門家に御講演いただいた後、活発な意見交換が行われ、御参加の皆様にとって実り多いものとなることを願っております。

最後に、日中両国の更なる交流が深まることを心から祈念し、私のあいさついたします。ありがとうございました。

<開会挨拶(4)>

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)
大阪本部次長 岩崎 正博



ただいまご紹介いただきました日本貿易振興機構JETRO大阪本部次長をしております岩崎です。本来は私どもの本部長洲崎が、ここでご挨拶させていただくのですが、所用により今回欠席をさせていただきますことをお詫び申し上げます。主催者であります財団法人国際民商事法センター原田理事長様、中国国务院国家発展改革委員会の杜鷹副主任様、また李国華副司長様、法務総合研究所の稲葉国際協力部長様、そしてご参加の皆さま方、本日は第12回日中民商事法セミナーのご開催、誠にありがとうございます。また、このような素晴らしい機会にご挨拶をさせていただきますことを心よりお礼を申し上げたいと思います。

皆さま方がご存じのとおり中国では特にWTOの加盟後、法律の新設・改廃等、法整備が急速に進められてきております。すでに中国に進出なさった企業はもちろん、さらに投資の拡大を計画されている企業、そしてこれから進出をお考えの企業の方々等々、中国でビジネスを行うすべての日本企業の皆さま方にとって、中国の法制度の動向をご理解いただくことは事業の戦略上、またリスクの回避にもつながる非常に重要なことであると思っております。このような中で本日のセミナーのテーマは、大きく変化する中国の法体系、そしてまた日中経済関係がより密接になり、企業の経営方針、事業戦略がより多様化する中で、まさにタイムリーかつ適切なテーマと敬服しております。ご参加の皆さま方が、本日の貴重な機会を有意義にご活用いただき、よりご理解を深めていただければと存じます。私どもJETROは近年日本の企業による対中投資動向の増大を受け、日本企業の皆さま方をサポートさせていただく体制をいろいろ整えてまいりました。私どもは東京、大阪をはじめ国内36カ所、また海外54カ国に73カ所の拠点を設置しておりますが、中でも広大な中国でございますので、中国におきましては北京、大連、上海、青島、広州、そして香港の計6カ所に事務所を設け、日々中国に進出された日本企業の拠点設立や法務、労務、税務、会計など各種ご相談に対応させていただいておりますとともに、現地進出企業を含めた支援も、JETROの国内外のネットワークを活用して、中国政府、日本政府および国際民商事法センターをはじめ、関係各機関の方々のご協力をいただきながら、さまざまな活動を実施してきております。

また今回開催の大阪におきましては、日本と中国を結ぶ最大級の経済イベントとして、すでに6回の開催実績を誇ります日中経済討論会を開催しております。本日、国際民商事法センター様のご好意で、ご案内のチラシを皆さま方のお手元に入っておりますので、是非ご覧になっていただければと思います。

さて、本日の日中民商事法セミナーは、まさに日本企業の皆さま方に中国ビジネスをご理解いただく重要なセミナーの1つとして、JETROも以前よりご協力させていただいています。本日、第12回目を迎えられましたことは、私どもJETROにとりまして大変喜ばしいことでございます。日本および中国の関係各位のご

尽力に改めて敬意を表したいと思います。最後に本セミナーの開催がご参加の皆さま方にとって、実りあるものになることを祈念いたしまして、私どものご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



セミナー風景



原田理事長、杜副主任

【講演1に対する 日本側コメント・討論・会場質疑】

コメンテーター

土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授
村上 幸隆

○田中 張先生、長時間にわたるご講演ありがとうございました。それでは、日本側のコメンテーターとして、土佐堀法律事務所の村上幸隆先生からコメントをお願いいたします。

村上先生は、大阪市立大学法学部ご卒業後、1985年から弁護士として活躍しておられ、特に会社法、倒産処理法、中国法をご専門とされており、共著での『逐条解説 中国契約法の実務』をはじめ、多数の中国関係の論文をJCA ジャーナルや国際商事法務などの法律・ビジネス雑誌に寄稿されておられます。また、現在は関西大学大学院法務研究科教授として、法科大学院で学生の指導にも当たっておられます。では、村上先生、コメントをよろしくお願いいたします。

○村上 いまご紹介いただきました弁護士の村上です。一緒にコメンテーターをされている粟津弁護士も、京都産業大学の法科大学院で中国法を担当して、共に研究会で中国法を勉強しています。本日は一緒に勉強させていただくというつもりでコメンテーターをやらせていただこうと思っております。

張先生、物権法に関する詳細なコメントをいただきまして誠にありがとうございます。私のほうから、お出しいただいているレジメに沿って、張先生が話されていないことを含め、私自身が疑問に感じている点を含めて少しコメントをしたいと思います。

最初に、中国物権法制定の意義という点についてです。張先生のレジメのいちばん最初にもあるのですが、中国において、物権法が制定されたことによって初めて物権の保護が図られるようになったというのではない、という点です。これは、特に日本のマスコミ等で、あたかも物権法によって初めて中国で物権の保護が図られるようになったのだ、という報道があります。しかしながら、私は、これは一種のミスリードではないかと思います。これまで、こうした物権の保護がない状態であれば、日本などの外国資本は現地法人を作って現地の工場で生産をすることができなかったはずですが、私も、従来から実質的意味の物権法は存在していたのだと理解しております。ただ、「物権法」という形の法律ができたというのは、1つの大きな意義があると思います。

経済的に言うと、中国が世界に向かって市場経済体制に相応しい法体系を整備したことを宣言したという点にあるかと思います。法理論的に言うと、いままで分散して存在していた物権法規制に関して、例えば不動産登記制度や物権変動に関して統一的な理論を打ち立てたという点では、重要な意味があるかと思いますが、また、用益物権についても、物権法秩序として統一性を欠いていた点があるのですが、それが統一された。例えば、建設用地使用権は、従来日本企業などの外資系企業が工場を建てる時に使っていた土地使用権を物権法の中に組み入れ、また農村の土地請負経営権も、従来それぞれ単行法で定められたものについて物権法の形で統一したといった意味で、かなり重要な意義があるのではないかと思います。

レジメに従って申し上げます。

まず張先生の講演の日文のレジメの3頁の17行目辺りからある、公有財産に対する特殊保護の点です。これは、以前からこのようなことが言われていたとして、理論的なものだったのだろうかというのと、物権法の制定によってこれが排除されたという理解でよろしいのでしょうか、ということです。ここで引っかかったのは、取得時効という記載がある点です。私の理解では、従来中国法では取得時効はなかったと理解しております。

次に、物権法定主義に関してです。物権法5条なのですが、これに関してはこれまで発表された論文、書物も含めて、かなり厳格な物権法定主義をとっているのだと言われております。問題だと思うのは、張先生のレジメにもありましたが、例えばモーゲージローンといった非典型担保をどう扱うのかという点です。経済活動の進展に伴って、経済活動をサポートするための各種の法的スキームが自然に発生してきて、形成されていきます。そうした場合に、それが物権法に定められていないからといって、法的保護を与えないのであれば、実務の要請に答えられない可能性が出てくるのではないかとという点です。

今回、動産抵当の制度が認められましたが、従来から、中国の国内において、動産の譲渡担保が現実になされているケースがあります。こうした非典型担保がどのように扱われるのだろうか。従来制定されたものが無効になってしまうのか、あるいは今後発生する非典型担保の効力はどうなるのか、特に実務上の観点からすると気になるところです。

次に、物権法の実施にあたって、現実に登記制度が機能するのかという点が非常に気になります。中国の登記制度の整備がどの程度進んでいるのか。施行が10月1日ですから、あと10日ぐらいいかないのですが、実際のところどうなっているのでしょうか。不動産売買契約を締結したけれど、登記ができないといった状態が頻発するのではないかと懸念されます。特に、中国は不動産登記を対抗要件ではなく効力要件と解しているので、不動産売買契約を締結したけれど登記できない状態が出たときに、果たしてどういう解釈をされるのか。物権法246条によると、全国レベルの統一法規ができるまでは、地方法規レベルでやりなさいということになっているのですが、だとすると地方ごとにかなりばらばらの扱いになってしまっていて、折角物権法ができたのに、混乱を来さないかと、心配しているところです。

次に、物権法15条についてです。これは補足的な説明になるかもしれませんが、従来、物権変動と原因行為の区分をよく理解していない地方の人民法院の裁判官がおられて、理論的におかしい判決がなされていたという背景があります。我々から見るとこんな規定は当然のことなのですが、そういった意味の教育的規定ではないかと思えます。この規定の背景にはそういった裁判例が現実にあったということです。そこで、担保法41条がレジメに挙げられていますとが、これは物権法178条によって、物権法の規定と抵触するために効力がなくなったと解しているのでしょうか。

いま申し上げた担保法41条の点とも関係するのですが、物権法178条は担保法の関係について規定しています。問題なのは、この178条で従前の担保法のどの条文が効力を失うのか、あるいは一定限度効力が制限されるのか、解釈を変えなければいけないのか、こういった点が非常にわかりにくい。ひとつひとつ検討しなければならなくなって、非常に煩瑣ではないかと思えます。率直に言って、このような立法の仕方をされると、中国での経済活動の際に予測可能性が奪われるおそれ

があります。時間的制約等もあったのかもしれませんが、担保法も含めて全面改正するのであれば、大変だったという事情は推測するのですが、今回物権法ができたあと、担保法を含めたこのような担保物権に関する統一的な構成をした立法作業を是非していただきたいと思っております。

登記を対抗要件とする物権変動の部分なのですが、物権法24条で、善意の第三者に対抗することはできないとされています。日本法的な感覚から言うと、対抗要件で善意を持つてくるのは、法的安定性を欠くのではないかという疑問があります。また、この場合、無過失が要求されるのかという点がわからないところです。

善意取得の制度ですが、皆さんも読まれてみて極めて特徴的だと思われる、不動産についての善意取得が認められております。これは、立法過程で公信力を与える法制度と比較検討されたとは伺っているのですが、実際どのように公信力を与える制度との比較された善意取得制度を入れたのかをご説明いただきたいと思います。また、善意ということですが、草案段階では善意無過失という要件が加わっていたのですが、削除された経緯があるので、無過失要件はなくなったと理解してよろしいのでしょうかという点です。

用語の定義に関して若干お聞きしたいのですが、実は物権法には「不動産」という言葉の定義がないのです。これはどうしてなのかということと、不動産と動産では対抗要件の問題などいろいろな面で異なってくるので、どのように理解したらいいのか。もう1点、「私人」という用語が出てきます。いままで中国の民法体系の中で、「公民」とか「自然人」、あるいは「個人」という用語が出てきたのですが、「私人」という言葉は初めて見ました。「公民」や「自然人」とどう違うのか、若干表現が変わっているので、その辺りもご教授いただければと思っております。

次に、物権法37条です。これは物権的請求権の所で出ていますが、要件は無過失なのだろうと思います。ただ、理論的には不法行為に基づく、中国語で言うと侵權行為に基づく損害賠償請求権ではないかと思えます。物権の保護という観点から過失を要求しなかったのかなと推測しているのですが、この辺りをお聞きしたいと思えます。

次に、農村の集団所有権の問題です。これも、日本の企業からすると、今後農村地域に進出して行って、そこの集団所有権のある土地について建設用地使用権を設定する場合には、若干問題になろうかと思うのですが、集団の構成員の確定について物権法に規定がないのです。この辺りは根本的な解決がされていないのです。例えば、農民と結婚していたけれども離婚した人の扱いはどうするのか、あるいは農村から出ていくと、最近では農村戸籍と都市戸籍の区別がかなり流動化しているので、離れていった人の扱いをどうするのかという問題があると思えます。

次に物権法8条の問題で、先ほどの物権法178条と同じような問題になるかと思えますが、特別法と一般法です。特別法が一般法に優先すること自体は至極当然なのですが、いつも新しい法律ができたとき、いままであった法律との抵触関係がどうなるのか。これもひとつひとつ検討しなければならないという点で、実務で相談を受けている立場からすると、生きているのか、なくなっているのかが分かりにくいので、できればこの辺りの立法作業にもう少しご配慮いただきたいと思います。

物権法84条で、留置権の問題があります。従来担保法では、3種類の契約に限定して留置権を認めていたのですが、物権法230～232条で一般的な契約全体について認めたて、日本法と同じような規定になりました。これは、契約法上の同時履行の抗弁権や先履行の抗弁権、不安の抗弁権などと並んで、中国に進出し

ている企業にとっては、中国国内で取引した場合にプラスになる規定ではないかと思ひます。

私がコメントしたというより、私自身が教えていただきたいと思ふ点を中心になつたかもしれませんが、コメントーターとしてのコメントは以上です。

○田中 村上先生、どうもありがとうございます。それでは、いま村上先生のコメントの中で種々ご質問があつた点について、張先生からお答えをいただきたいと思ひます。

○張 ご質問に感謝申し上げます。村上さん、コメントをいただきましてありがとうございます。村上さんの質問に、いくつかお答えしたいと思ひます。

まず、取得時効の問題です。先生がおっしゃつたように、私が先ほど申し上げたときにはっきりしていなかつたのかもしれませんが、私の知る限り、中国の現在の法律においては取得時効の制度はありません。物権法の起草の過程において提案があつた物権の取得について、時効を設けてはどうかということはありませんでしたが、そういった考えは取り入れられませんでした。皆さんご存じのように、中国にはまだ民法典がないので、現在行っているのは、それぞれ別途立法するという形です。例えば、物権については物権法があります。契約法については契約法があります。侵害行為については法律があります。親族法、相続法などもあります。中国は、1986年に民法通則ができました。これは民法の基本的な原則に規定を置いたものですが、厳格に民法の総則と言うことはできません。中国は、将来は民法の単独の法律について総則的な法律を作り、最終的には民法典にしようという考えがあります。民法総則にしようとしているわけです。時効制度については、その総則の中で統一されるでしょう。取得時効については、そこではっきりするでしょう。

次に物権法定主義です。そこに關わるのは、私の原稿の中でもお話をしておりますが、ここで資料を調べてみると、物権法の起草の過程においては物権法定主義を貫いてきましたが、中国は現代まで「按揭（モーゲージローン）」を法律でどのように対応すべきか、モーゲージは、中国の言葉では「按揭」といひます。この制度は、私の調べた資料によると、正しいかどうかわかりませんが、モーゲージの現在のやり方は一致したものはありません。一部地域においては、モーゲージを2つの段階に分けます。

第1段階としては、例えば家屋、一般の分譲住宅ですが、建物が出来る前、まだ物が建設されていないときに売買契約の債権請求權に關わるものです。

2つ目の段階は、建物が出来上がつてから、その建物の上に物権法を設定することです。第2段階においては、ある學者に聞くと、買主の權利あるいは所有權を銀行に登録して、その所有權に対して担保を設定するという事です。別の所ではまた違ふやり方があつて、例えば不動産證明書を銀行に持つていって、それを抵当とするという方法もあります。所有權の担保であれば、これはかなり違ひます。不動産證明を移転するという事であれば、それは一種の質權設定になります。權利の質權設定によって担保を行う。もう1つは、債權の保護です。それは物權と言うことはできないかもしれませんが。その建物のモーゲージローンは時間的な流れがあるので、異なる見方が存在するでしょう。

立法機關においては、これは陳さんが書いた本ですが、「譲与担保」という言葉も使つております。日本では「譲渡担保」と言うのかもしれませんが、現在の關連の

動産の抵当権設定は、留置があり、質権設定がありますが、質権の中には権利の質入れもありますし、これによって担保の質を満たすことができます。

立法者から言うと、多くの国では物権法の中で移転を認めておりません。ですから、私たちは譲渡担保はないわけです。モーゲージのやり方を家屋の所有権証明書を質に入れる方法にするのならば、質権設定とする場合はこれも担保になります。しかし、一部地域では所有権を抵当に入れることもあります。物権法の経過に、このようなやり方は法律の支持を得られないでしょう。これがモーゲージ、按揭、あるいは動産の引渡し、非典型の担保についての話です。

登記制度ですが、昨日と同じように皆さん関心のある問題だと思います。中国においては1つの問題があって、先ほど申し上げたように、不動産の登記部門はたくさんあって統一されておりません。登記ルールについては、土地登記規則というものがありますが、それも不動産については限定的です。物権法が指し示す方向は、登記を統一するということです。物権法は10月1日から実施ですので、短期的には登記は難しいと思います。246条においては、地方に対して土地の登記について権利を委任すると書いてあります。それぞれの地域で違うやり方があれば、登記の混乱を招くのではないかという心配は当然あるかと思いますが、私たちが想像するように、そんなにひどいものではないと思います。というのは、246条に「本法の関連規定に則る」という言葉があり、各地の不動産登記規則に則るという言葉があります。登記制度の重要な内容、つまり要求ですが、それは例えば登記申請資料、登記機関の職能機能、その行為に対する要求、登記の料金、不動産登記簿、権利帰属の証明書等の関係、先ほど話があった擬制の登記、更正登記、予告登記などが関係しております。物権法は、すべて規定を置いております。登記制度を構成する主な内容は、物権法にすべて規定があります。いちばん足りないのは、統一的な登記制度、もっと詳しい登記の制度だと思います。これは一定のプロセスが必要でしょう。昨日、陳先生の話にありましたが、中国立法機関も登記制度を作ろうとしているということです。最終的に、この問題は適切な改定と見ることでしょうが、一定の時間が必要だと思います。

4つ目のご質問ですが、問題点を提起してお話したいと思います。15条の物権の変動と区別の原則ですが、これは司法の実践で非常に意味のあることだと思います。いままでの何年間は、担保法の関連規定の影響で、抵当の契約は抵当の登録でやっと効力が発生するというのですが、抵当契約によって債務者の責任を履行しない判決がありました。物権法が出てから、こうした判決はなくなるだろうと思います。もし、そういった判決が出るのであれば、それは誤った判決になるでしょう。

5つ目の問題は担保法との関係ですが、おっしゃるようにその評価ははっきりしていると思います。担保法編の中で、多くの修正がなされました。私たちは、速やかに担保法を改正することができませんでした。ですから、実際に利用する場合に非常に不便になっています。しかし、先生がおっしゃるように、一般大衆としては私たちの権利機構に対して申請を出して、できるだけ担保法を改正してほしいと言うしかないでしょう。担保法の中で人の担保については、契約法の中で考慮することができると思います。

まとめて言うと、この2つの法律の長期的な並存関係は、当事者の便宜を考えた場合、長期的に並存するのはよくないと思います。私自身としても迷いが出てくると思います。

しかし、この問題はあまり大きくないと思います。というのは、先ほど村上先生

がおっしゃったように、物権法 187 条にあるように、もしも担保法との齟齬が生じる場合は本法物権法を基準とするということがあるので、先生のご質問の担保法の 41 条の規定については、私の理解は以下のとおりです。この条項は、物権法 187 条で代替されたと思います。41 条で決めていることは、当事者は 42 条に従って抵当の届けをしなければならない。登記の日から効力が発生すると書いてあります。ですから、物権法 187 条によってすでに代替されていると思います。これは担保法との関係の質問でした。

これを含んだ問題としては、もう 1 つあります。物権法 178 条との関係です。物権法 8 条によると、その他の法律に規定がある場合には、その他の法律によると書いてあります。特別法というのは、特別法と一般法との関係になります。具体的に担保法との関係において言えば、物権法 178 条は明確に規定があり、8 条と矛盾しません。8 条はほかの条項に関わる一般的な規定ではなく、178 条は特に物権法と担保法の関係について規定を置いております。ですから、担保法と物権法の関係においては 178 条の規定が優先的に適用されます。

10 番目のお答えですが、善意取得の問題です。これについては、先生は非常によく勉強していらっしゃると思います。中国の物権法のいままでの規定についてもよくご存じで、非常に感銘を受けました。善意取得については過失の規定がないということですが、私の理解は以下のとおりです。善意取得の要件の中には、過失に係る規定がないということです。これは要件ではないと思います。106 条の要件を満足すれば、善意の取得にすべて登録すべきだし、引き渡すべきは引き渡すと、これだけでいいと思います。これで善意の取得になると思います。

不動産について善意の取得があるか、この制度が適用できるかということですが、学者間ではいろいろな考え方があります。

しかし、私が思うに、この問題も大したことはないと思います。これは、不動産の権利者を脅かすものではないと思います。登記簿に間違いが起こる可能性は非常に少ないからです。第三者の登記簿に対する信頼は、あまり間違いはないということです。なぜかという、物権法は同時に更正登記、あるいは擬制登記を認めております。これによって、登記簿にあるかもしれない誤りを直ちに訂正することができます。ですから、實際上善意取得に関わる瑕疵の問題の確率は非常に少ないと思います。

7 番目ですが、不動産と動産の定義、私人の定義ということです。私が勉強してきたことでは、いままではすべての不動産は移動できないものと、移動したら価値を破壊されるようなものを不動産と習ってきましたが、一般的には土地を指しております。土地の上の建築物と付属物です。構築物、付属施設、設備、構造物以外、例えば森林とか木とか、木がまだ伸びているときは土地と関わりのある動産とみなされます。しかし、これを買って使ってしまったら不動産になります。動産と不動産の違いはそういうことです。動産というのは移動することができる、その価値に影響を及ぼさない場合には動産と言います。

「私人」についてですが、ご存じのとおり、中国は改革開放がだんだん進んできて、物権法の中には私人という概念がはっきり出てきました。これは非常な進歩だと思います。皆さんご存じのように、中国は「私有制」とはあまり言わず、「民営」という名前を使ってきました。觀念上に関係あるわけです。そして、物権とも関係があります。1986 年の民法通則の中には、この概念はありませんでした。いまの理論は、物権法は資本主義の概念ではないかという人もいます。しかし、物権法

が通則においても財産に関わる権利を認めております。ですから、そういった用語だと思います。「私人」という概念ですが、この法律の中に出てきたということは、私たちの認識の進歩だと考えることができます。私人という意味は何かというと、非公有と均等の概念だと思います。私は、個人的には、この中には自然義務を含むと思います。また、非公有制の企業も入ります。各種の自営業者も含みますが、これらを私人と呼ぶことができると思います。非公有であれば、広い意味での私人と行うことができると思います。

37条に関して、権利者の損害賠償請求権についてですが、この問題を提出していただいたことにも非常に敬服しています。私の講演原稿の中で、物権請求権の部分ではこの点について言及しました。一部の学者は、37条を物権請求権に含めるべきではないと主張しています。物権という要件だけでは足りない、権利の侵害という範疇に含めるべきだと主張している学者がいます。物を元に戻すだけでなく、賠償の問題が発生するのでここに入れるべきではないと言っている学者がいますが、なぜここに入れているのかというと、訴訟の負担を軽減するためです。

農村の土地についてですが、農業用地を建設用地に転用する場合は、手続が必要です。物権法の中でも関連の条文があると思います。おそらく、いまお手元にはないと思いますが、土地管理法第44条を参考にいただければありがたいと思います。農業用地を建設用地に転換するときの手続についての規定があります。

また、農業用地の徴収、45条ですが、農村の土地には転売の手続が必要なくて、直接農業用地に建設できるのは農村の企業、公的目的で建設するときは使うことができます。おそらく、いま私が提供した資料の中ではこの部分の内容が含まれていないので、お帰りになってからお調べいただければと思います。

担保法84条の留置権の範囲の問題です。同じ債務関係、主債権と同じ法律関係ではない財産を留置できるということです。簡単な答えですが、もし何か問題があったらご指摘いただきたいと思います。

○田中 張先生、どうもありがとうございました。村上先生、コメントに対するお答えとしてはこれでよろしいでしょうか。

○村上 はい。丁寧なご解説をいただきましてありがとうございます。

○田中 それでは、フロアからの質疑に移ります。質問票が2枚出ておりますので、村上先生のほうでご紹介いただいて、必要な点についてのご回答を張先生からお願いします。

○村上 1つは、物権法239条について質問をいただいております。物権法239条は、動産に質権が設定され、当該動産がさらに留置されている場合の規定ですが、これは具体的にどのような状況になるのでしょうか、という質問です。おそらく、これは特定の動産に質権が設定されるということは、占有移転がされている。それがさらに留置されるというのは、状況としてどんな場合にこのようなことになるのだろうか、というご質問だと思います。

同一の方の質問なので、まとめて申し上げます。中国の担保法の司法解释があって、12条2項で、担保物権の非担保債権の訴訟時効成立後2年以内は、担保物権の行使が可能だという規定があります。物権法202条はこれを改正してしまった

のでしょうか、というご質問です。担保法202条は、担保権者は主債権の消滅時効期間内に抵当権を行使しなければならないことを定めているものです。先ほどの司法解釈は、その後さらに2年間できることになっていますので、この間には矛盾があるのではないかと。だとすると、物権法がこれを改正したのではないかとというのが、1つの質問です。

また、物権法202条に関して、抵当権の定めについてですが、質権や留置権についても202条が適用されるのでしょうか、というご質問です。これがおひとりの質問です。

○張 同一動産の上に質権が設定され、当該動産がさらに留置されている場合については、1つ例を挙げています。例えば私の持っている車ですが、これは動産抵当に設定することができるのです。つまり、この車の上で抵当権が設定されています。抵当権の決定に基づいて、この車の占有を譲渡しなくてもいいのです。私は依然としてこの車を使うことができます。例えば、私は車を修理工場で修理してもらいます。私は修理費を払わなければなりません。もし修理費を払えないのなら、修理工場がこの車を留置することができます。つまり、同一動産の上に質権と留置権を同時に設定することができるということです。

また、この車は抵当に出されているので、もし抵当権を実行しない場合どれを優先するのかに関しては、留置権のほうが優先です。競売に出して修理費を取って、残りの分は抵当権に当てることができます。

2つ目の質問、中国の担保法の司法解釈、第12条の問題ですが、訴訟時効成立後2年以内は担保物権を行使することができるという司法解釈についてです。これは、物権法202条ですでに改正したということです。つまり、主債権の時効期間内に抵当権を行使しなければならないことになったのです。抵当権の行使期間をどれぐらいに設定したほうがいいのかについては、当時も議論されていますが、一部の人は、司法解釈に基づいて主債権の訴訟時効成立後2年以内に抵当を設定したほうが良いと主張しています。でも、物権法はその意見を採用しなかったのです。訴訟時効の期間内に抵当権を行使しなければならないと決めています。つまり、司法解釈を改正したということです。最終的には、202条にしたのです。ですから、この司法解釈はすでに202条によって変えられたということです。

また、質権と留置権の時効については、物権法の中では詳しい規定があります。質権の行使期間は、物権法220条の中で決められています。つまり、質権設定者が質権者に対して、債務履行期間満了後遅滞なく質権を行使するよう請求することができます。もし質権者が行使しない場合は、質権設定者は人民法院に対して質権の競売を申し立てることができます。詳しい規定が220条に書かれています。物の時価が変わったり、食品だったら腐ったりすることがあるし、株だったら価格も変化しているので。

留置権の時効については、237条に規定がありますので、これを参考にしていただけだと思います。時効については、物権法の中ではこの3種類に関してそれぞれ違う時効を決めています。

○村上 時間の関係等もありますので、次に典権についての質問です。これは、伝統的な慣習上の物権と理解されていた権利です。これについてのご質問なのですが、典権は今後なくなる、あるいは物権法によって認められなくなったという理解でよろしいのでしょうか、というご質問です。

○陳 典権ですが、台湾の民法の中でこの言葉が出てきます。過去では、これは1つの用益物権のことだと思われていました。物権法の理解から、物権法ではないので実際は典権の制度はないわけですから、私の理解では、中国には現在のところ典権制度は存在しません。なぜかと言うと、典権の実質的な意義は大きくないということです。伝統的な農村社会と非常に関係しているわけです。現在は典権の使い所はないわけです。ですから、用益物権を考えるときにも典権を出していないのです。物権法から判断すると、それはないと解釈できるのです。

私は中国の全人代の法制工作委员会から来たのですが、非常に多くの問題を出していただき、物権法の起草の中でもいろいろと考えてきた問題で、非常に高いレベルの質問をしていただきました。典権をなぜ出していないかということですが、物権法の草案を見ると典権という章がありました。しかし、それは削除されました。原因は、中国が成立してからだいぶ経っているわけです。典権という事情が、このことが起こっていなかった、家を融資して20年と規定して、20年切らないうちに相手に引き渡すことがないということです。

第2番目としては、中国は現在では家屋の抵当、リース、賃貸によって融資の問題は解決できると。つまり、現在中国には多くの融資のルートがあるわけです。ですから、この典権という非常に古い、歴史の舞台から排除されるべき制度は、もうなくしてもいいのではないかと皆思ったわけです。ですから、典権が削除されたのです。先ほど、張先生から非常にすばらしい答えをしていただいたわけですが、東京と大阪でこのセミナーをしていて、1つの問題として、いかに物権法と担保法との関係を処理するか。3つの原則があります。1つの原則としては、担保法は物権法に対して優先する。特別法は一般法に優先する。



村上幸隆弁護士

2番目としては、同じ問題に対して違う規定がある。それは新法が旧法に優先するという事です。物権法はこう解釈しています。しかし、ほかの法は別の解釈があります。物権法は新しいわけですから、旧法に優先するという事です。例えば、我が国では建設用地の問題がありますが、期間が来たら期限を継続するか、1年前に継続手続を進めなければいけないわけです。自動期限延長という制度があります。しかし、物権法のほうが新しいわけですから、いずれにしろ物権法のほうが優先されます。

3番目の原則としては、担保物権は物権法の規定に基づいて実施されます。ですから、多くの問題に非常に矛盾が生じるのです。担保法は、物権法の担保に関する問題に対して多くの修正をしています。ですから、担保に関して見るときには物権法を見ていただくということです。なぜ担保法を早く改善しないのかという声があります。我が国として大きな計画があつて、非常に大きな民法典を作成する目標があるわけです。ですから、現在、非常に複雑な時期です。では、担保の問題を見るときにはどこを見ればいいのかですが、物権法を見て担保法を見るという順序で見ていただければいいと思います。

○田中 陳先生、どうもありがとうございました。時間もだいぶ過ぎましたので、講演の第1はここで終了させていただきます。貴重なご講演、コメントをいただきました張先生、村上先生に改めて拍手をお送りください。

【講演2に対する 日本側コメント・討論・会場質疑】

コメンテーター

栗津法律事務所弁護士

栗津 光世

○田中 陳先生、本当に詳細なご発表・ご講演をありがとうございました。日本側のコメントを栗津法律事務所の栗津光世先生にお願いいたします。栗津先生は、京都大学法学部をご卒業後、1973年から弁護士として活躍され、特に日本・中国の身分法、仲裁法、民事訴訟法をご専門としておられて、JCAジャーナルでは「CIE TAC 仲裁事例研究」、中国法令では「中国重要法令解説」、国際商事法律務では「中国案例百選」を連載しておられるなど、多数の中国関係の論文を寄稿しておられます。では、栗津先生、よろしくお願いいたします。

○栗津 陳先生のご報告なのですが、レジメとパンフレットの案内と、ややテーマがずれているのではないかとということを感じました。セミナーからの演題と申しますと、「民事訴訟法と仲裁法の改正の動向とその目指すもの」となっているので、これを頂戴したときには、そういうことを準備していたのです。少し前にいただいた陳先生の報告の翻訳の見出しを見ると、「絶えず整備される中国の民事訴訟制度と仲裁制度」ということで、これはどの辺がポイントになるのかと、やや戸惑ったことがありました。セミナーのほうのテーマとしては「改正」かなということになりますが、陳先生のほうでは、むしろ現在の民事訴訟法制度の問題点といえますか、仲裁法の紹介というのが主眼だったかなという感じがします。そのような感想です。

まず、レジメと報告書の中に全くなかった報告が1つあります。それで、皆様はあらかじめ、あるいは今日現在、ご報告の前に目を通された方はわかると思うのですが、それは労働調停・仲裁制度の改正に関する報告です。これは私も今日初めて聞いたところで、そのような制度が制定新設されているということを初めて知りました。報告によると、今年の8月に審議に入ったということです。この点については、皆さん非常に関心のあることだと思います。中国の人民法院では、人民法院勸告改革5年計画、一方、法制度としては民事訴訟法、仲裁法の改正が、確かに計画に上がっています。この前セミナーのテーマの「物権法」については、既に今年の早々に全文が出ましたし、あちこちで翻訳も出ています。ホームページでも見ることはできます。非常にわかりやすく、従前との比較もしやすい、研究もしやすいということです。ところが、この民事訴訟法と仲裁法の改正となりますと、果たして我々日本人が、いったい何が検討されているのか、ということが問題になっているのかということは、やや日本の紹介では少なかったのではなかろうかと思えます。

陳先生は、当面の大きな当面の問題の解決をいまやりたい、そのほか、の細かい全体般的な改善正はややあと回しにする。、たぶんこのような報告であったと思います。ところが、私自身が研究したところでは、学者たちが2004年ぐらいに「専門家建議第1項稿」を、中国語ですが既にホームページに発表しております。ですから、それは非常に入手しやすいのです。そこでは、膨大な改正というか、建議、意見が出ています。管轄から、当事者から、証拠から、非常に多い項目にわたっています。

それが全部審議されているかということ、そうでもないらしいと。正式な改正案は今年の7月に全人代常務委員会に付議されました。

付議された草案は何かというと、ちょっと我々は入手できないということですが、することはできません。陳先生の報告によると、ともに懸案の重要な問題であると。それは「申訴」、これは「上訴」ではなくて「再審」の困難を克服する制定ということにされました。改正だと述べられました。もう1つは「執行の難しさ」を克服したいということ。この2つの改正が当面の問題であるということになっております。ただ、それ以外のもう10年以上、20年近く現在の民事訴訟法は施行されておりますので、いろいろな問題点と改正すべき事項を学者は自由に言っていると思います。そこで、当面の重要な改正すべき問題は2つぐらいだということにしぼったのではなかろうかと思います。陳先生のレジメに沿って、省略もありますが、報告された項目を中心に、やや補足をしたいと思います。

順番にはいきませんが、陳先生は「調停」のことを冒頭で報告されました。これは中国の現在の司法の公正と効率、フェアと能率ですね。これを公正を前面に押し出すと、効率がうまくいかない、あるいは能率を前面に押し出すと、どうも不公正、あるいは公正というのが背景に引っ込むかということで、現代では2つを車輪でやっていきたいということのようです。それで、調停は、むしろ効率「司法の効率を図る」ことかなという感じがします。先ほど陳先生は地道1日に1件、つまり1人の裁判官は1年に365件ぐらい事件を抱えていると。現在、日本の大阪地裁の裁判官は、1年に平均200から300件と、あまり変わらないのですが、非常な負担かなと。それを厳密な証拠調べをして判決というのではなくて、当事者で合意が成立すればいいだろうと、それが調停ということ。レジメの中では、「調停は中国的な特色」というようになっていますが、日本も非常に長い調停の歴史があると思います。

1つ、日中で非常に決定的な違いがあります。まずそれは陳先生が言われた「法院調停」です。これは日本のように、最初から簡易裁判所に調停を申立てするのではなくて、とりあえず訴状と民事事件の請求という形で審議を求める。一旦、それを受理して裁判所が調停に回すということなのです。実はこれはについて中国も最初から法院に調停を申立てできるようにシステムを考えていると聞いております。

もう1つは「人民調停」です。これは確かに陳先生がおっしゃられているように、日本ではあまりなじみがないです。これは法院ではなくて、都会では居民委員会、住民委員会、農村では村民委員会というものが調停、すなわち人民調停を組織する。これは法律で条例です。人民委員会組織条例。

これは本当は何ら関係ないということを言われたのですがしかし、これは執行力はないです。人民調停の調停書ははっきりと強制執行はないとはっきり、指令したこれは司法解釈も出ております。もう1つ陳先生が言われたのは、法院調停も判決も効力は同じなのだと。これは条文にあります。「調停書は法律効力を有する」と、そういう表現になっています。一方、執行のほうの条文を見ると、「法律効力を有する執行機関は、判決、決定、調停書…により執行の職務を負う」となっていますので、結局は日本と同じように執行力があるということになります。

話が飛びますが、先ほど陳先生が特に強調された「労働調停、労働争議、調停・仲裁」という制度なのですが、現在はそれはないのですが、ずっと長い間行われていたのは、労働部の作った「企業労働争議処理条例」というものが1つあります。これは全人代の法律ではありませんでなく、国民務院の単なる部局である労働部

が作ったということです。そこで労働事件については調停、調停が駄目なら仲裁とをやります。仲裁には非常に細かい規制があります委員会の構成は、自治体と労働組合、代表それから第三者経済団体の代表です。それで不満な場合は、今度は人民法院に訴えをができるということで、調停1つ、仲裁1つ、裁判は今度は敗訴すれば控訴できますから、2回ということです。それをやや手直しするというのではなくて、根本的に装いを新たにした制度を作るのかだということで、今日お聞きして、私も非常に関心を持っております。

それから、レジメでは報告は特になかったのですが、く最後に簡単に触れられた「証拠」についてですが、。学者の提案しております建議第1項稿から現在第4項稿ぐらいまで出ていると思いますが、第3項稿ぐらいまで手に入ります。それによると、司法解釈が膨大な証拠に関する規定を数年前に出しており、それをほぼそのまま民事訴訟法という法律に取り込むということです。それがあります。次に「挙証責任」、それから「証拠保全」、これは現在でもあるのですが、より明確かつ具体的にしたのを、司法解釈ではなくて、本民法に入れてしまうということのようです。それから、「破産」ですが、これは陳先生が言われました。つい最近、破産法ができましたので、民事訴訟中の破産手続は、もう役目は終わったて削除ということになるかと思えます。

7の「民事訴訟の妨害に対する措置」ですが、陳先生はいくつか条文（民事訴訟法102条）に即して言われました。私自身がいちばん関心があるのは第7六項です。これは、判決の意向履行を拒絶した場合には、この条文を適用すると。つまり、日本でしたら、判決で金を払えという場合に、相手が拒絶した場合どうするかといいますと強制執行ですが、これも難しいと。中国では勾留拘留ができる、あるいは科料罰金が課せられるということで、非常に強圧あるいは権力的な方法ことでもって、債権が回収されるということになっているかと思えます。

もう1つ、この中で陳先生が言われた「財産のデスクロージャー」です。これはご存じのように、日本も2、3年前ですか、民事訴訟法改正の中で、強制執行における債務者が払わない場合に、裁判所に申立てをすれば、財産開示を命ずる制度をされましたができました。日本の話になりますが、裁判所から開示命令がくれば、財産をオープンにする。オープンにしない、あるいは虚偽の開示をしますと、日本では科料だけなのです。先ほど陳先生は、科料どころか勾留拘留もできるということで、人身を拘束してまで債権を取り立てることができるようになっていく感じがします。

債権の回収、あるいは訴訟妨害罪、新しい現在の改正審議でどうなっているか、この辺は我々も資料がないし、わかりにくいですが。しかし、「執行難」という中には、非常に歪んだ現象が出ているように思います。それは取立屋の横行です。これは法律上は禁止なのです。それから、人民法院が債務者の金額・住所・氏名を一挙に公告を出してしまうとすという実務です。それで、もし住所を知っている者があれば、裁判所に密告しなさい、褒美を与えますと公告しています。執行難の解決のために、やや歪んだというよりも、奇形な現象が出てきていると思います。そういうことで、1つの改正の方向もあるかもしれないと思います。

それから、「再審」ですが、これは陳先生も言われたように、改正の大目玉と言われております。現在では、再審事由が3つか4つ、再審事由が確かに挙げられています。これは7個あるいは8個ぐらい、事由を明確にかつ拡大したするのだと言われております。こういうこと自体、現在第3項稿ぐらいまでの建議項でも、大体

似たような再審事由を拡充しており、それに沿って審議されるのかなという予想はできます。

もう1つ、民事訴訟に関する勧告改正で、我々が非常に困る奇異で不思議なものはと思うのが、人民検察院の「抗訴」(民事訴訟法185条)という制度です。これは翻訳のレジメの7頁には「控訴」という翻訳がありますが、これはやや無理ではなかろうかとです。抗訴というのはそうではなくて、検察院が再審を求めるのだと制度です。公益目的から、民間同士の民事訴訟の判決に対して、人民検察院が再審を求めるとものです。抗訴、この制度は我々は理解しにくいのであって、このような制度を将来残されるのかということです。これは実は場内の皆様からの質問にの1つに出ていて、「抗訴というのは非常にわかりにくい」と。それは民事に対する検察の干渉のように思うと。国家の干渉。これは将来残るのかどうか、あるいはそれをさらに膨らませていくのかどうか、そういう質問がまいてあります。

もう1つ、私自身の関心によると、新しい民事訴訟法が既に長期間施行されていますが、新しい民事訴訟法が1991年に制定された、すぐ1年ぐらいあとで、それ本法の約2倍、300条ですから、はるかに本法を超過する条文を有する最高人民法院の「司法解釈」が制定されています。「民事訴訟法を適用する上での意見」というものです。我々は中国法を研究する上で、条文がわからない場合にすぐこの司法解釈を見て、「あ、何だ、こういうことか」ということで理解了解するのですが、今後新たな経済の発展に伴って、民事訴訟法をより詳しくし、公正という観点から、なるべくたくさん条文に明記していきたいということになると、最高人民法院の司法解釈の役割、あるいは相変わらず司法解釈はこれからも発動布されていくのかということは、ややわかりにくいことと思います。

陳先生は、民事訴訟法、それから仲裁、さらには最後は物権の分野まで、非常に詳しく報告されましたが、次最後に仲裁のコメントをしたいと思います。仲裁委員会のことを報告されました。現在、国内の仲裁委員会は185件か所ぐらいあります。内地陸、それから上海、北京はもちろんあります。大体大きな昔の市以上の行政単位ですかねに1か所づつあります。そこに1件あります。陳先生は先ほど「完全に民間でやる」というように言われました。法令上しかし、仲裁法10条によると、「その年市の行政部門と商工会議所のほうへ行くのですが、そこが共同で作れ」となっているのです。だから、完全に「民間制度の機関」かどうかというと、ちょっと何となく首をかしげるところがあるのですが、その辺の点について仲裁法改正の項目に上がっているのや否やということにも関心を持っています。

陳先生は、仲裁人のことを申されました。これは仲裁委員会の規則ですにあります。たぶん各地の仲裁委員会の規則で仲裁員の資格、招聘の仕方が載っています。北京仲裁委員会規則の中に、仲裁員の選定、招聘が載っています。日本の企業が中国で仲裁を起こされる場合には、仲裁員を選任する必要があります。こちらが仲裁員を選任し、相手も仲裁員を選任する。し、第3番人目の仲裁員は2人の仲裁員同士が人を選ぶという3人制なのです。その場合、従来ですと「仲裁員の名簿から選べ」となっているのです。そうすると、「名簿にはパッとした人はいないな」となるとどうしようかなということになります。そこで、陳先生は申されておられますが、C I E T A C (中国国際経済貿易仲裁委員会)の2005年の規則の改正で、必ずしも仲裁人名簿に限定しないとしました。仲裁人合意で「仲裁人名簿から選ぶ」というのを第1項で記載して、第2項に仲裁の合意の中で、「仲裁人名簿以外の中からも選ぶことはができる」と記載するのです。このような仲裁合意があ

ればオーケーだという改正です。こういう我々から見れば大改正だと思います。それをやりました。そのことを1つ補足したいと思います。

それから、5番目の「人民法院の仲裁に関する監督」、これは日本でいうと裁判所の仲裁に関する関与、タッチというように言われます。これは仲裁判断にもとづく執行を許すか、許さないか。レジメでは不執行となっています。それから、仲裁判断を取り消すことができるかどうか。この2つについて日本の仲裁法も同じ規定があります。しかし、私たちのが中国の仲裁実務を読んでいる範囲限りでは、負けたほうの「執行してはならない」という負けたほうの申立てと、一旦下された「仲裁判断を取り消せ」という、仲裁判断取消しの申立て。これが二種類の申立がいっぱい人民法院にやってくるということを聞いております。それで、どうしたら調整できるかということになってはいますがいつも問題になっています。

そこで、仲裁の改正についてコメントしたいことは、仲裁の改正を議論している間に、早々と最高人民法院が1年半ほど前に、「中国の仲裁法の適用をする司法解釈と、適用する場合に生ずる問題に関する解釈」という司法解釈を30条ぐらい出しました。そこで、これによりある程度、我々の疑問点が解消されたのですが、ある部分では「あっ、またより厳しくなったんだな」という判断思いもあります。ところが、傷害涉外仲裁については、やや触れている条項が少なかったので、将来、傷害涉外仲裁について、まとまった司法解釈が出るのか、あるいは仲裁法改正の中で傷害涉外仲裁の規定を相当たくさん盛り込んでいくのかという関心を持っております。

○田中 会場から3通の質問状が出ておりますので、順次、栗津先生のほうからご紹介いただき、陳先生にお答えいただきたいと思います。

○栗津 質問をします。民事訴訟185条の「抗訴」、この検察院による抗訴制度は、今後は改正されるかどうか、なおも留保されるかどうかということです。

○陳 先ほどコメントをくださったことなのですが、中国の民訴法、それから仲裁法について、かなり鋭い分析をされました。先生の民訴法に対する理解は非常に深いということがわかりました。また、司法解釈にも触れられました。私が紹介したこと以外のことにも話が及びました。まとめてみますと、いくつかの問題で、まだ説明の必要があると思います。

まず1点目ですが、現在の「司法解釈」と「法律」の関係、どのように考えるべきかということです。中国というのは、どうしてそんなにたくさん司法解釈があるのかといいますと、中国で裁判をするときには、法律以外にやはりたくさんの司法解釈を見なくてははいけません。これは中国の現状です。中国の法律というのは、原則的な規定が多いわけです。法律というのは、例えば民訴法でも、今回出ました物権法、たくさんの条項がありますが、やはり全体としては原則的な規定にとどまっております。

ですから、最高人民法院としては、やはりそれぞれの法律が出てから、実際の裁判の実情に従って、一連の司法解釈を出してくるわけです。その司法解釈というのは、中国の裁判全体において、非常に重要な役割を果たしております。しかし、中国は立法法をとっております制定しました。ですから、司法解釈が法律と合わないということは許されません。もし、合わなければ取り消されます。ですから、人民

代表大会の常務委員会は最高人民法院の司法解釈に対して、管理を強めております。もし、合わなければ取り消します。そして、法律の改正の過程においては、こうした司法解釈を見参考にしなくてはなりませんので、これは現在の司法解釈について、深く研究する必要があります。いまの司法解釈は、実際、の裁判の経過をまとめて総括してできたものです。ですから、効果というのは実際はどうかということについては、民訴法に限らず、ほかの仲裁法、あるいは労働仲裁法においても、やはり司法解釈を考えなくてはなりません。

中国は、今回の物権法を含む改正においては、皆さんおわかりのように、担保物権担保については、例えば現在の司法解釈の中にもう既に含まれております。私たちはもちろんオプションがあって、すべての司法解釈はを全部、法律の中に盛り込むということではありません。私たちも選択をします。それが適切であれば、法律のほうに盛り込むということをしております。もしもあまり適切でなければ、司法解釈であっても、法律の中には入れません。このような問題については、私たちが法律の解釈を行うに当たって、司法解釈をどのように扱うかということについて、私たちも非常に関心を持っております。たくさん問題がありますが、全体としての紹介を申し上げました。

そして、はっきりした述べたいことは、紛争を解決するための仲裁法上の仲裁委員会のことです。これは今年8月にできたと今年8月に検討がされた労働仲裁委員会とはまた別のものです。中国の労働仲裁というのは、中国において現在の労働部の規定に従っております。それに関連する勝利のメカニズム、そして関連する仲裁の委員会です。私がいま紹介したのは、労働仲裁にかかわるものはすべて新たな法律の中でやりたいと思っていることです。ですから、この委員会はすぐできるとは考えないでください。新しい法律の中、これから制定しようとしている法律の中に、こういう委員会を設けようと考えているにすぎません。もしこのような機構ができれば、法律的な裏付けが必要となります。ですから、新たな法律の中で、正確にこれについて法律的な位置づけをしたいと思えます。例えば組織とか、労働仲裁の法律などについて、明確な規定を置きたいと思えます。

私たちがいま言っている労働仲裁の紛争の調停・仲裁は、今年の8月の人民代表大会の常務委員会で1回目の審議が済んだところです。今後は第2回、第3回、第4回の審議が続いていくかもしれません。皆さんの意見が多ければ、さらに審議は続くでしょう。そして、最終的にはどうするか。これについては、まだはっきりはしておりません。現在の規定に従えば、三方、すなわち政府と労働組合と企業の代表によって作ろうということは、大体決まっておりますが、この法律はさまざまな面の利益を考えなくてははいけませんので、広く意見を求めて、最終的にどういう手続にするか、それは法律ができるまでは、いまは明確なお答えはできません。現在はまだ草案の段階であります。ですから、こういったラインをはっきりしておかなくてはなりません。

もう1つ、調停の問題です。日本は簡易裁判所がありまして、調停の手続がありますが、日本と中国は同じようなところもあります。ですけれども、申し上げたいのは、中国の調停というのは2つあって、1つは「人民調停委員会の調停」です。この調停委員会で出た結果は、法律的な強制的な執行力はありません。この調停の条項に従って任意に履行してもよいし、やってもいいし、やりたくなければ履行しなくても執行しなくてもいいとされません。実際には、調停の結果というのは全く効果を発揮しなくて、結局裁判になるということもあります。しかし、もうひとつ

の「裁判所が作った調停書」は、異議が申し立てられない限り、強制的な執行力を持っています。ですが、この2つの調停書というのは法的な力が違いますので、この点ははっきり理解しておいてください。

もう1つ、やはり抗訴、つまり検察院による再審の申立てについて、皆さん興味があるということを私は不思議に思うのです。その抗訴の権利というのは必要かどうか。どういう場合において、検察によって再審を申し立てられるのか。私たちは実を言うと研究の段階で、重大な、例えば公共の利益にかかわるような事案に関し、汚染や公害の場合には、やはり検察院による再審の申立ては必要と考えております。しかし、現在までは、これは決まった結論がありません。法律をどのように変えていくか。その権利を拡大するか、それとも縮小するかというのは、皆さんまだ検討中なのです。ですから、本日は残念ながら、皆さん方にこれについて明確な回答はできません。今回は物権法、あるいは民訴法の改正ということですが、民訴法の改正の中では、この問題が入っていかないと思います。

それから、皆さまからの中国語の意見書による質問を見ると、審判期限、審理期限、あるいは証拠保全の問題については改正しないかというご意見質問です。今回の改正においては、マイナーな改正なのです。再審の部分の2つの章について改正を行うのであって、しかもそれは部分的な改正にとどまります。そして、加えるべき点も若干あります。ですから、これと関係のない条文については、今回の改正には入っておりません。そして、コメントの中にもありましたが、だいぶ前に中国の民訴法の改正建議稿の第1項稿をご覧になったということですが、ご覧になった第1項稿は学者の書いたものであって、私たち政府の書いたものではありません。政府としては、現在に至るまで、民訴法の全面的改正の第1項稿をまだ出しておりません。大学教授は、立法に対して非常に貢献をしておりますので、自分の時間を割いていろいろな案を出してくれるわけです。しかし、私たちはこういった案は見ましたが、これは必ず省政府に肯定されるものではありません。ですから、中国民訴法の改正は、この2つの重要な問題を解決するというのが目的です。

そのほか、皆さんの期待が大きいと思いますが、審査期限、あるいは立証責任についてどうするか。これについては私たちは今後、研究する必要があると思います。すべての問題について、例えば執行と再審にかかわらない問題については、今回の改正の中には入らないと考えております。

もう1つ、仲裁法の問題ですが、中国において、仲裁員を選ぶのは非常に厳しくやっております。非常に名声のある人から選んでおります。ですから、臨時的にアドホックで仲裁をやるかということについてはを含めて、もっと緩い選択の権利を与えるべきだと思います。仲裁法の現在の起草はいま始まったばかりで、どのようなものについて変えるか、どのようなものは変える必要がないかということについては、多くの人の各方面の意見を伺わなくてははいけません。例えば中国における外国企業など、開放度が高まっている中国ですから、すべての利益、さまざまなグループの利益が絡まっておりますので、いろいろな人の意見を聞かなくてはなりません。どの点を変えようべきか、どの点を変えようべきでないか、現在、最終的な結論はまだないのです。

それで、民訴法は主に先ほどの2点を変えようわけですが、私たちはいずれにしても、皆さんの言葉で意見を聞いていきたいと思っています。中国は毎年3月に全人代を開きます。その代表が北京に来て、重大な事項について意思決定を行うわけです。毎回、会期以降に私どもの部門はたくさんの代表からの手紙を受け取ります。この

代表の意見は、仲裁法について改正をしろという意見で、中国はできるだけ仲裁法をまず改正してほしいという意見です。ですから、仲裁の範囲を広げる、あるいはアドホックの仲裁を作るなど、ほかのさまざまな面について代表たちは意見を出してきます。中国の仲裁法をどのように変えていくかというのは、まだ始まったばかりですから、現在は最終的な結論は全くありません。私のほうから、以上補足を申し上げました。

○栗津 陳先生、ありがとうございました。以上のような回答で、まだまだ検討中ということが多いと思います。結論もなかなか出にくいということです。それから、我々が議論していまする民訴法の草案は、学者の議論だに過ぎないということです。

○田中 それでは、時間となりましたので、質疑はこれで終わらせていただきます。講演2はこれで終了とさせていただきます。講師を務めていただきました陳先生とコメントをいただきました栗津先生に、改めて拍手をお送りいただきたいと思います。



栗津光世弁護士

＜総括(1)＞

国务院国家发展改革委员会
外事司副司长 李国华



皆さん、こんにちは。私の日本語はそれほどうまくないのですが、この現場に来て皆様がこんなに真面目に聞いたり、ディスカッションされたことに対して、深く感動しました。皆さんに私たちの敬意を表すために、私は日本語で話したいのです。日本語はうまくありませんが、是非了解してください。

尊敬する原田理事長、尊敬する日本の皆様、このたび私たちは日本にまいりまして、東京・大阪で皆さんと一緒にセミナーができて、本当にうれしく思います。特に今日の午後、時間は限られてましたが、皆さん熱烈にディスカッションして、真面目に講師の講演を聞いたりして、セミナーはそろそろ円満に終わりにさしかかっています。もし時間があれば、皆さん、もっとたくさん問題について、もっとたくさんディスカッションしたいことがあると思います。

まず、私は中国側を代表して、原田理事長と日本の皆様に、多忙中、時間を割いてこのセミナーに出席していただいたことに対して、心から感謝の意を申し上げます。国際民商事法センターをはじめとする日本の関係者の方々、この東京と大阪のセミナーのために、細かいところまでよく準備してくれました。ここで本当に感謝の意を表します。

今回のセミナーのテーマは、民商事法と関係がある2つの法律についてでありました。1つは実体法ですが、もう1つは手続法です。研究者の立場から見れば、今日のセミナーはいろいろな問題が話され、その内容はとても充実していたと思います。講師の張治峰先生は、実は私と同じ役所で仕事をしていますが、彼は国家发展改革委员会の法規司の処長です。中国の北京大学の民法学の博士課程を卒業したのですが、彼は物権法を含め民事法律分野で、よく研究して豊かな経験を持っています。今日、彼は中国の物権法の基本的な原則と制度をうまく皆さんに紹介したと思います。

それから、陳佳林先生です。彼は香港大学の卒業で、いま中国全国人民代表大会常務委员会の法制工作委员会民法室の処長です。彼は立法の仕事に携わって、もう十数年以上の歴史があるのです。そして、彼は直接的に民事訴訟法、仲裁法、契約法、物権法など、重要な法律の起草の仕事を、初めから終わりまで、ずっとやってきたのです。若いのですが、中国ではとても有名な法律の専門家です。今日、彼は中国の民事訴訟法と仲裁法のことを皆さんにいろいろ話したのですが、彼は初めから終わりまで、ずっとこの仕事に携わっていますから、この方面のオーソリティなのです。私は、講師のお2人が皆さんに素晴らしい講演をしたことに対して、感謝の意を表します。

又、日本側の栗津先生と村上先生から、とても素晴らしいコメントをいただきました。この2人の先生は、日本のことだけではなくて、中国のこともしっかりわかっておいでになるという感じです。実際の仕事を通じて、豊かな経験を持って、物権制

度と民事訴訟、仲裁制度についてよく説明していただきました。私たちもよく理解できまして、深い印象を持ちました。私にとっても良い勉強になりました。

それと、在席の皆様、真面目に聞いたり、積極的にディスカッションに参加したりしていただき、本当に感謝します。中日民商事法セミナーは、いままで12回、中国と日本、代わる代わる行ったのですが、いつも大成功でした。これからも日本人の方々との友情を強めるため、みんなと一緒に力を合わせて、更に素晴らしいセミナーをやろうと思っています

最後に、私は3つのことを申し上げたいと思います。1つ、皆様はこのセミナーが成功するために、よく協力してくれたことに対して、再び感謝の意を表します。2番目に、同時通訳はとても素晴らしかったです。これに対しても、私たちは感謝の意を表します。皆さん、ご苦労さまでした。3番目は、来年は第13回の中日民商事法セミナーを北京でやりますが、できれば、秋にやるのがいいでしょう。来年秋には、中国でオリンピックがあります。もしそのとき、皆さんが北京にいらっしやることができれば、一石二鳥になるでしょう。皆さんのご来訪を、お待ちしております。どうもありがとうございました。

<総括(2)>

土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院法務研究科教授
村上 幸隆

本日は、李先生をはじめ、張先生、陳先生、丁寧な、詳細な、かつ具体的な講演をいただき、誠にありがとうございます。私も最初に申し上げましたように、今日は「コメンテーター」という名前は付いているのですが、実はできたばかりの物権法のことを一緒に勉強しにきたい。それと、民事訴訟法、仲裁法がどのように改正になるのか、現実に中国から来られた専門家の方のお話を聞いて勉強したいと思ってまいりました。それは栗津弁護士のほうも同じような感想を持っております。

先ほど李先生のほうから過大な評価をいただきまして、誠に汗顔の至りでありますが。時間的に、やはり若干少ないという部分はありましたが、その中で充実した討論ができたのではないかと考えております。このセミナーだけではなくて、日中間の法律に関する交流の点で言いますと、特に最近感じていることがあります。1つは日中間の立法関係がグローバル化しているといえますか、連動しているのではないかという気がします。例えば中国で言いますと、会社法の大改正がありました。これは私に言わせると、新たな立法に近いような改正をされました。日本でも、皆さんご存じのように、商法を会社法という法律にしてしまったということがあります。

従来私は中国には、日本の法律でないのが3つありますといろいろなところで話してきました。ところが皆さんご存じだと思いますが、企業破産法、破産法が全面的な法律となって、今年の6月1日から施行されています。それから、今日話題となりました物権法は、もうすぐです。8月30日に独占禁止法が全人代常務委員会を通過して、来年の8月1日に施行されます。

このように中国の市場経済に向かった近代化というのは、ほぼ完成の域に達してきているのではないかという感じを持ちます。例えば、そのほかに労働契約法というのがあります。実務ではこれはかなり問題になっていて、問題になっているというより、それに対する対応をしなければならないという意味では、ある意味いちはん大きな影響を与えているのではないかというのがありますが、日本でも労働契約法を立法化しようということになっています。

もう少し広げて言うと、契約法というのは1999年にできました。中国の立法は、日本から見ると後追いみたいになっている感じはするのですが、契約法などを見てみると、逆に言うとなんか日本が今度、民法の債権法の大改正をする場合には、中国の契約法などは参考になるのではないかと、ある意味進んでいるのではないかと感想を持っています。というのは、債権法の改正だけではなくて、日本でも国連動産売買条約の批准に向けて作業が進んでおり、2009年ぐらいには批准されるだろうと。中国の契約法というのは、国連動産売買条約を非常に取り入れて、立法化されています。日本の債権法改正に関しても、最近の世界の債権法改正の流れに沿って、国連動産売買条約の中身もかなり入って、中身というよりか、そこに規定し

である部分が入ってくるだろうと。そういう意味で言うと、中国の法律を勉強しなければならないという状況にもなっているような気がします。その中で、この日中民商事法セミナーは来年13回を迎えるということで、今後とも相互の法律をお互いに勉強するという形を、進めてやっていければと思っています。

民事訴訟法の改正、仲裁法の改正に関しては、「日本からも立法作業に協力しましょう」というプロジェクトがあります。私は日本弁護士連合会で国際交流委員会という委員をやっていて、その中で専門家を派遣しましょうなどという形での協力をやる立場にあるわけです。もう1つ、これはこのセミナーとは直接関係ないのですが、日本弁護士連合会と中国の弁護士の連合体である中華全国律師協会が友好協定を結んで、今年6月にセミナーをしました。私は実はその司会をやったのですが、そういう関係もあるといいますか、先ほど言われた合作なのですが、いろいろな面で今後そういう形で進めていければいいなと思っています。

PRというのは変ですが、スポーツフォーラムのチラシが入っています。なぜスポーツフォーラムかといいますと、北京オリンピックの関係もあり、中国の法学会が共催になっています。11月に行われますので、またそのときに中国からも来ていただければありがたいと思います。

雑駁な総括になって、また総括だけではなくて、いろいろなPRをしてしまっただけに申し訳ないのですが、本日は本当に充実した講演であつたし、討論ができたと思います。今後ともよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。



村上弁護士、李国華副司長

(資 料)

1. 中華人民共和国物権法
2. 中華人民共和国民法通則
3. 中華人民共和国担保法
4. 日中民商事法セミナー第1回～第12回実施内容一覧表

付属文書 2：中華人民共和国物権法

第 1 編 総則

第 1 章 基本原則

第 1 条 (目的)

国の基本経済制度を維持し、社会主義市場経済秩序を維持し、物の帰属を明確にし、物の効用を発揮させ、権利者の物権を保護するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第 2 条 (適用及び定義)

物の帰属及び利用に起因して生じる民事関係について、本法を適用する。

本法において物は、不動産及び動産を含む。法律により権利を物権の客体とする旨が定められている場合は、その規定に従う。

本法において物権とは、権利者が法に従い特定の物に対して有する直接支配権及び排他権をいい、所有権、用益物権及び担保物権を含む。

第 3 条 (経済制度)

国は、社会主義の初期段階において、公有制を主体とし、多様な所有制経済を共同発展させる基本経済制度を堅持する。

国は、公有制経済を強化しかつ発展させ、非公有制経済の発展を奨励し、支持し、かつ導く。

国は、社会主義市場経済を実行し、一切の市場主体の平等な法的地位と発展の権利を保障する。

第 4 条 (物権の不可侵)

国、集団、私人の物権及びその他の権利者の物権は法律による保護を受ける。いかなる単位及び個人もこれを侵害してはならない。

第 5 条 (物権法定主義)

物権の種類及び内容は、法律により定める。

第 6 条 (物権の変動)

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法律の規定に基づき登記をしなければならない。動産物権の設定及び譲渡は、法律の規定に基づき引渡をしなければならない。

第 7 条 (物権の取得及び行使における法律遵守等)

物権の取得及び行使は、法律を遵守し、社会公德を尊重しなければならない。

公共利益及び他人の適法な権益を損なってはならない。

第 8 条（特別規定の優先）

その他の関連の法律に、物権について別段の特別規定がある場合は、その規定に従う。

第 2 章 物権の設定、変更、譲渡及び消滅

第 1 節 不動産登記

第 9 条（不動産物権の設定等）

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法に従い登記をすることにより、効力が生じるものとし、登記を経ていない場合には、効力が生じない。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

法により国の所有に属する自然資源の所有権については、登記をしなくともよい。

第 10 条（不動産登記）

不動産登記は、不動産の所在地の登記機構が行う。

国は、不動産に対し統一登記制度を実施する。統一登記の範囲、登記機構及び登記方法は、法律又は行政法規により定める。

第 11 条（登記申請資料）

当事者が登記を申請する場合、登記事項に応じて権利帰属証明並びに不動産の境界及び面積等の必要な資料を提供しなければならない。

第 12 条（登記機構の職責）

登記機構は、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

- (1) 申請人より提供された権利帰属証明及びその他必要な資料を検査すること
- (2) 登記事項について申請人に質問をすること
- (3) 事実に基づき、遅滞なく関連事項を登記すること
- (4) 法律又は行政法規に定めるその他の職責

登記申請がなされた不動産の関連状況についてより詳細な証明が必要な場合は、登記機構は申請人に補充資料の提出を求めることができる。必要がある場合は、実地検査を行うこともできる。

第 13 条（登記機構の禁止行為）

登記機構は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不動産評価を要求すること
- (2) 年度検査等の名目で重複登記をすること

(3) 登記職責の範囲を逸脱するその他の行為

第 14 条（不動産物権譲渡の効力発生）

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅について法律の規定により登記をしなければならないものは、不動産登記簿に記録された日より効力が生じる。

第 15 条（不動産物権契約の効力発生）

当事者間において締結された不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅に関する契約は、法律に別段の定めがある場合又は契約に別段の約定がある場合を除き、契約の成立のときより効力が生じる。物権登記を行っていない場合も、契約の効力に影響を及ぼさない。

第 16 条（不動産登記簿）

不動産登記簿は、物権の帰属及び内容についての根拠である。

不動産登記簿は、登記機構が管理する。

第 17 条（不動産権利帰属証書）

不動産権利帰属証書は、権利者が当該不動産物権を有することの証明である。不動産権利帰属証書の記載事項は、不動産登記簿と一致していなければならない。記載が一致しない場合は、不動産登記簿に確実に誤りがあることを証する証拠がある場合を除き、不動産登記簿に準ずるものとする。

第 18 条（登記資料請求権）

権利者及び利害関係人は、登記資料の調査又は複写を申請することができる。登記機構はこれを提供しなければならない。

第 19 条（登記の更正）

権利者及び利害関係人が不動産登記簿の記載事項に誤りがあると認識した場合は、登記の更正を申請することができる。不動産登記簿に記載されている権利者が書面により更正に同意した場合、又は登記に誤りがあることを証する証拠を提出した場合は、登記機構はこれを更正しなければならない。

不動産登記簿に記載されている権利者が更正に同意しない場合は、利害関係人は異議の登記を申請することができる。登記機構が異議の登記をした場合において、申請人が異議の登記がなされた日から 15 日以内に訴訟を提起しないときは、異議の登記は効力を失う。異議の登記が不当であり、権利者に損害をもたらした場合は、権利者は申請人に対し損害賠償を請求することができる。

第 20 条（予告登記）

当事者は、建物又はその他不動産物権の売買に関する協議書を締結し、将来の物権の実現を保障するため、その約定に従い登記機構に予告登記を申請することができる。予告登記後、予告登記権利者の同意を得ずに、当該不動産を処分した場合は、かかる物権の効力は生じない。

予告登記後、債権が消滅した場合、又は不動産登記を行うことができるようになった日から3ヶ月以内に登記を申請しない場合は、予告登記は効力を失う。

第21条（賠償責任）

当事者が虚偽の資料を提出して登記を申請し、他人に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

登記の誤りにより、他人に損害を与えた場合は、登記機構は賠償責任を負わなければならない。登記機構は、賠償後、登記の誤りをもたらした者に対し求償することができる。

第22条（不動産登記費用）

不動産登記費用は物件毎に徴収するものとし、不動産の面積、体積又は価格の比率に従って徴収してはならない。具体的な費用基準は、国务院の関連部門が価格主管部門と共に定める。

第2節 動産の引渡

第23条（動産物権の設定及び譲渡）

動産物権の設定及び譲渡は、引渡のときより効力が生じる。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第24条（船舶等の対抗要件）

船舶、航空機及び自動車等の物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することはできない。

第25条（権利者がすでに動産を占有している場合）

動産物権を設定及び譲渡する前に、権利者がすでに法に従い当該動産を占有している場合は、物権は法律行為の効力発生のときより効力が生じる。

第26条（第三者がすでに動産を占有している場合）

動産物権を設定及び譲渡する前に、第三者がすでに法に従い当該動産を占有している場合は、引渡義務を負う者は原物の返還を第三者に請求する権利を譲渡することをもって引渡に代えることができる。

第27条（譲渡人が引き続き動産を占有する場合）

動産物権を譲渡する場合において、双方が譲渡人により引き続き当該動産を占有する旨を約定したときは、物権は当該約定の効力発生るときより効力が生じる。

第3節 その他の規定

第28条（人民法院の法律文書等による物権の設定等）

人民法院又は仲裁委員会の法律文書又は人民政府の収用決定等による物権の設定、変更、譲渡又は消滅は、法律文書又は人民政府の収用決定等の効力発生るときより効力が生じる。

第29条（相続又は遺贈による物権の取得）

相続又は遺贈による物権の取得は、相続又は遺贈の開始るときより効力が生じる。

第30条（事実行為による物権の設定又は消滅）

建物の適法な建造又は取り壊し等の事実行為による物権の設定又は消滅は、事実行為の完成るときより効力が生じる。

第31条（不動産物権の処分）

本法第28条から第30条までの規定に基づき不動産物権を有する場合において、当該物権を処分するときに、法律の規定に従い登記をする必要があるときは、登記を経なければ、物権の効力は生じない。

第3章 物権の保護

第32条（物権侵害の解決方法）

物権が侵害された場合、権利者は和解、調停、仲裁又は訴訟等の手段によって解決することができる。

第33条（利害関係人の権利確認請求権）

物権の帰属又は内容について紛争が生じた場合は、利害関係人は権利の確認の請求をすることができる。

第34条（権利者の原物返還請求権）

不動産又は動産が権原なく占有されている場合は、権利者は原物の返還を請求することができる。

第35条（権利者の妨害排除請求権）

物権が妨害され、又は妨害されるおそれがある場合は、権利者は妨害の排除

又は危険の除去を請求することができる。

第 36 条（権利者の原状回復請求権）

不動産又は動産が損傷を受けた場合は、権利者は修繕、作り直し、取換え又は原状の回復を請求することができる。

第 37 条（権利者の損害賠償請求権）

物権が侵害され、権利者に損害が生じた場合は、権利者は損害賠償を請求することができ、その他民事責任の負担を請求することもできる。

第 38 条（保護方式の使用）

本章に定める物権の保護方式は、単独で使用することも、また、権利侵害の状況に応じて併用することもできる。

物権の侵害については、民事責任を負うほか、行政管理規定に違反した場合には、法に従い行政責任も負うものとし、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 2 編 所有権

第 4 章 一般規定

第 39 条（所有権の内容）

所有権者は、自己の不動産又は動産に対して、法に基づき占有、使用、収益及び処分をする権利を有する。

第 40 条（用益物権又は担保物権の設定）

所有権者は、自己の不動産又は動産上に用益物権又は担保物権を設定する権利を有する。用益物権者、担保物権者の権利行使は、所有権者の権益を損なってはならない。

第 41 条（国有不動産及び動産の取得の禁止）

法律が専ら国の所有に帰属すると定める不動産及び動産は、いかなる単位又は個人もその所有権を取得することはできない。

第 42 条（徴収）

公共の利益の必要のため、法律に定める権限及び手続に従い、集団所有の土地、単位及び個人の建物及びその他の不動産を徴収することができる。

集団所有の土地を徴収する場合、法に従い額面どおりに土地補償費、転居補助費、地上定着物及び育苗補償費等の費用を支払わなければならない。被徴収地農民の社会保障費を手配し、被徴収地農民の生活を保障し、被徴収地農民の適

法な権益を維持保護しなければならない。

単位、個人の建物及びその他不動産を徴収する場合、法に従い立退き補償を与え、被徴収者の適法な権益を維持保護しなければならない。個人住宅を徴収する場合は、さらに被徴収者の居住条件も保障しなければならない。

いかなる単位及び個人も、徴収補償費等の費用を着服、流用、無断分配、遮断・留保、支払遅延してはならない。

第 43 条（耕地の保護）

国は、耕地に対して特別な保護を実施し、農用地の建設用地への転換を厳しく制限し、建設用地の総量を規制する。法律に定める権限及び手続に反して集団所有の土地を徴収してはならない。

第 44 条（緊急時の収用）

応急措置、災害救助等の緊急の必要のため、法律に定める権限及び手続に従い、単位、個人の不動産又は動産を収用することができる。収用された不動産又は動産の使用後は、被収用者に返還しなければならない。単位、個人の不動産又は動産が収用され、又は収用後に損傷、滅失した場合は、補償を与えなければならない。

第 5 章 国家所有権並びに集団所有権及び私人所有権

第 45 条（国有財産）

法律が国の所有に帰属すると定める財産は、国家所有すなわち全民所有である。

国有財産は、国务院が国を代表して所有権を行使する。法律に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第 46 条（鉱物資源等）

鉱物資源、河川、海域は国の所有に帰属する。

第 47 条（都市の土地）

都市の土地は、国の所有に帰属する。法律が国の所有に帰属すると定める農村及び都市近郊の土地は、国の所有に帰属する。

第 48 条（天然資源）

森林、山岳、草原、荒地、干潟等の天然資源は、国の所有に帰属する。但し、法律に集団所有に帰属すると定める場合はこの限りでない。

第 49 条（野生動植物資源）

法律が国の所有に帰属すると定める野生動植物資源は、国の所有に帰属する。

第 50 条（無線周波数資源）

無線周波数資源は、国の所有に帰属する。

第 51 条（文化財）

法律が国の所有に帰属すると定める文化財は、国の所有に帰属する。

第 52 条（国防資産及びインフラ施設）

国防資産は、国の所有に帰属する。

鉄道、道路、電力施設、電信施設及びオイルガスパイプライン等のインフラ施設で、法律が国の所有と定めるものは、国の所有に帰属する。

第 53 条（国家機関の所有権）

国家機関は、その直接に支配する不動産及び動産に対して、占有、使用及び法律と國務院の関連規定に基づく処分の権利を有する。

第 54 条（国が設立する事業単位の所有権）

国が設立する事業単位は、その直接支配する不動産及び動産に対して、占有、使用及び法律と國務院の関連規定に基づく収益、処分の権利を有する。

第 55 条（国が出資する企業における國務院等の権利義務）

国が出資する企業については、國務院、地方人民政府が法律、行政法規の規定に従いそれぞれ国を代表して出資者としての職責を履行し、出資者としての権益を有する。

第 56 条（国有財産の保護）

国家所有の財産は法律による保護を受けるものとし、いかなる単位及び個人もこれを不法占有、略奪、無断分配、遮断・留保、破壊することを禁止する。

第 57 条（国有財産の管理）

国有財産の管理、監督の職責を履行する機構及びその職員は、法に従い国有財産の管理、監督を強化し、国有財産の価値維持、価値増加を促進し、国有財産の損失を防止しなければならない。職権を濫用し、職務を疎かにして国有財産の損失をもたらした場合、法に従い法的責任を負わなければならない。

国有財産管理規定に違反し、企業の改編、合併分割、関連取引等の過程において低額での譲渡、無断分配の共謀、無断担保設定、又はその他の方式により国有財産の損失をもたらした場合、法に従い法的責任を負わなければならない。

第 58 条（集団所有の不動産及び動産）

集団所有の不動産及び動産には次の各号のものが含まれる。

- (1) 法律が集団所有に帰属すると定める土地及び森林、山岳、草原、荒地、干潟
- (2) 集団所有の建築物、生産施設、耕地水利施設
- (3) 集団所有の教育、科学、文化、衛生、体育等の施設
- (4) 集団所有のその他の不動産及び動産

第 59 条（農民集団所有の不動産及び動産）

農民集団所有の不動産及び動産は、かかる集団の構成員の集団所有に帰属する。

次の各号に掲げる事項については、法定の手続に従い、当該集団構成員により決定する。

- (1) 土地請負案及び土地を集団以外の単位又は個人に請負を発注する場合
- (2) 個別の土地請負経営権者間の請負地の調整
- (3) 土地補償費等の費用の使用、分配方法
- (4) 集団出資の企業の所有権の変動等に関する事項
- (5) 法律に定めるその他の事項

第 60 条（集団所有土地等の所有権の行使）

集団所有の土地及び森林、山岳、草原、荒地、干潟等については、次の各号に掲げる規定に従い所有権を行使する。

- (1) 村の農民集団所有に帰属するものは、村の集団経済組織又は村民委員会が集団を代表して所有権を行使する。
- (2) 村内の 2 つ以上の農民集団それぞれの所有に帰属するものは、村内の各集団経済組織又は村民グループがそれぞれ集団を代表して所有権を行使する。
- (3) 郷鎮の農民集団所有に帰属するものは、郷鎮集団経済組織が集団を代表して所有権を行使する。

第 61 条（都市・鎮の集団所有の不動産及び動産）

都市、鎮の集団所有の不動産及び動産は、法律、行政法規の規定に従い、当該集団が占有、使用、収益及び処分の権利を有する。

第 62 条（集団財産の状況の公表）

集団経済組織又は村民委員会、村民グループは、法律、行政法規及び規約、村内規則に従い、当該集団の構成員に集団財産の状況を公表しなければならない

い。

第 63 条（集団所有財産の保護）

集団所有の財産は法律による保護を受けるものとし、いかなる単位及び個人もこれを不法占有、略奪、無断分配、破壊することを禁止する。

集団経済組織、村民委員会又はその責任者が出した決定が集団の構成員の適法な権益を侵害した場合、侵害を受けた集団の構成員は人民法院に取消を請求することができる。

第 64 条（私人の所有権）

私人は、その適法な収入、建物、生活用品、生産用具、原材料等の不動産及び動産に対して所有権を有する。

第 65 条（私人の貯蓄及び相続権の保護）

私人の適法な貯蓄、投資及びその収益は、法律による保護を受ける。

国は、法律の規定に従い、私人の相続権及びその他適法な権益を保護する。

第 66 条（私人の適法な財産の保護）

私人の適法な財産は法律による保護を受けるものとし、いかなる単位及び個人もこれを不法占有、略奪、破壊することを禁止する。

第 67 条（企業の出資設立）

国、集団及び私人は、法に従い有限責任会社、株式会社又はその他の企業を出資設立することができる。国、集団及び私人が所有する不動産又は動産を企業に投じる場合、出資者は約定に従い、又は出資比率に応じて、資産の収益、重大な意思決定及び経営管理者の選択等の権利を有し、かつ義務を履行する。

第 68 条（法人の所有権）

企業法人は、その不動産及び動産に対して、法律、行政法規及び定款に従い占有、使用、収益及び処分をする権利を有する。

企業法人以外の法人は、その不動産及び動産の権利について、関連法律、行政法規及び定款の規定を適用する。

第 69 条（社会団体の所有する不動産及び動産の保護）

社会団体が法に従い所有する不動産及び動産は、法律による保護を受ける。

第 6 章 不動産所有者の建築物区分所有権

第 70 条（区分所有権）

不動産所有者は、建築物内の住宅、経営用物件等の専有部分について所有権を有し、専有部分以外の共用部分に対しては共有及び共同管理の権利を有する。

第 71 条（区分所有権の内容）

不動産所有者は、その建築物の専有部分に対して占有、使用、収益及び処分をする権利を有する。不動産所有者の権利行使は、建築物の安全を脅かしてはならず、その他の不動産所有者の適法な権益を損なってはならない。

第 72 条（共用部分）

不動産所有者は、建築物の専有部分以外の共用部分に対して権利を有し、義務を負う。権利の放棄によって義務の不履行をしてはならない。

不動産所有者が建築物内の住宅、経営用物件を譲渡する場合、その共用部分に対して有する共有及び共同管理の権利も一括して譲渡する。

第 73 条（建築区画内の道路等）

建築区画内の道路は、不動産所有者の共有に帰属する。但し、都市、鎮の公共道路に帰属する場合はこの限りではない。建築区画内の緑地は、不動産所有者の共有に帰属する。但し、都市、鎮の公共緑地に帰属するもの、又は個人に帰属すると明示されているものはこの限りではない。建築区画内のその他の公共の場所、公用施設及び不動産管理サービス用建物は、不動産所有者の共有に帰属する。

第 74 条（駐車用スペース）

建築区画内において、駐車用とする予定のスペース、車庫は、まず不動産所有者の需要を満たさなければならない。

建築区画内において、駐車用とする予定のスペース、車庫の帰属は、当事者が販売、付帯、賃貸等の方式により約定する。

不動産所有者の共有する道路又はその他の場所を占用する駐車用スペースは、不動産所有者の共有に帰属する。

第 75 条（不動産所有者総会及び不動産所有者委員会）

不動産所有者は、不動産所有者総会を置き、不動産所有者委員会を選任することができる。

地方人民政府の関連部門は、不動産所有者総会の設置及び不動産所有者委員会の選任に対して指導及び協力を与えなければならない。

第 76 条（不動産所有者の共同決定事項）

次の各号に掲げる事項については、不動産所有者が共同で決定する。

- (1) 不動産所有者総会議事規則の制定及び修正
- (2) 建築物及びその附属施設の管理規約の制定及び修正
- (3) 不動産所有者委員会の選任又は不動産所有者委員会構成員の更迭
- (4) 不動産管理サービス企業又はその他管理人の選任及び解任
- (5) 建築物及びその附属施設の維持修理資金の調達及び使用
- (6) 建築物及びその附属施設の改築、再建
- (7) 共有及び共同管理権に関するその他の重要事項

前項第5号及び第6号に定める事項を決定する場合、専有部分が建築物総面積の3分の2以上を占める不動産所有者、かつ総人数の3分の2以上を占める不動産所有者の同意を取得しなければならない。前項のその他の事項を決定する場合、専有部分が建築物総面積の過半数を占める不動産所有者、かつ総人数の過半数を占める不動産所有者の同意を取得しなければならない。

第77条（用途の変更）

不動産所有者は、法律、法規及び管理規約に違反して住宅を経営用物件に変更してはならない。不動産所有者は、住宅を経営用物件に変更する場合、法律、法規及び管理規約を遵守しなければならないほか、利害関係を有する不動産所有者の同意を取得しなければならない。

第78条（不動産所有者総会等の決定）

不動産所有者総会又は不動産所有者委員会の決定は、不動産所有者に対して拘束力を有する。

不動産所有者総会又は不動産所有者委員会の出した決定が不動産所有者の適法な權益を侵害した場合、侵害を受けた不動産所有者は人民法院に取消を請求することができる。

第79条（維持修理資金）

建築物及びその附属施設の維持修理資金は、不動産所有者の共有に帰属する。不動産所有者の共同の決定により、エレベーター、水タンク等の共用部分の維持修理に用いることができる。維持修理資金の調達、使用状況は公表しなければならない。

第80条（費用分担及び収益分配）

建築物及びその附属施設の費用分担、収益分配等の事項について、約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、又は約定が不明確である場合は、不動産所有者の専有部分が建築物の総面積に占める割合によって確定する。

第81条（建築物の管理）

不動産所有者は、建築物及びその附属施設を自ら管理することができ、また、不動産管理サービス企業又はその他の管理人に管理を委託することもできる。

建設単位が招聘する不動産管理サービス企業又はその他の管理人について、不動産所有者は法に従い更迭する権利を有する。

第 82 条（不動産管理サービス企業）

不動産管理サービス企業又はその他の管理人は、不動産所有者の委託に基づいて建築区画内の建築物及びその附属施設を管理し、かつ不動産所有者の監督を受ける。

第 83 条（不動産所有者等の責務）

不動産所有者は、法律、法規及び管理規約を遵守しなければならない。

不動産所有者総会及び不動産所有者委員会は、ごみの勝手な放置、汚染物又は騒音の排出、規定に反する動物の飼育、規則に反する改築、通路の占拠、不動産管理費の支払い拒否等、他人の適法な権益を損なう行為に対して、法律、法規及び管理規約に従い、行為者に侵害の停止、危険の除去、妨害の排除、損失の賠償を求める権利を有する。不動産所有者は、自己の適法な権益を侵害する行為に対して、法に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

第 7 章 相隣関係

第 84 条（相隣権利者の責務）

不動産の相隣権利者は、生産上の有益性、生活上の便宜、団結互助、公平合理の原則に従い、正確に相隣関係を処理しなければならない。

第 85 条（相隣関係の処理）

法律、法規に相隣関係の処理について規定がある場合は、その規定に従う。法律、法規に規定がない場合は、当地の習慣に従うことができる。

第 86 条（用水、排水及び自然流水）

不動産権利者は、相隣権利者の用水、排水のために必要な便宜を供与しなければならない。

自然流水の利用については、不動産の相隣権利者間で合理的に分配しなければならない。自然流水の排出については、自然の流れを尊重しなければならない。

第 87 条（通行等のための隣接地の利用）

不動産権利者は、相隣権利者が通行等のためその土地を利用しなければならない場合、必要な便宜を供与しなければならない。

第 88 条（建築物の建造等のための隣接不動産の利用）

不動産権利者が建築物の建造、修繕及び電線、電気ケーブル、水道管、暖房及びガスパイプライン等の敷設等のため、隣接する土地、建築物を利用しなければならない場合、当該土地、建築物の権利者は必要な便宜を供与しなければならない。

第 89 条（通風、採光及び日照の確保）

建築物を建造する場合、国の関連工事建設基準に反してはならず、隣接する建築物の通風、採光及び日照を妨げてはならない。

第 90 条（有害物質の排出の禁止）

不動産権利者は、国の規定に反して固体廃棄物を廃棄し、大気汚染物、水質汚染物、騒音、光、電磁波輻射等の有害物質を排出してはならない。

第 91 条（隣接不動産への安全配慮）

不動産権利者は、土地の掘削、建築物の建造、パイプ等の敷設及び設備の据付等を行う場合、隣接する不動産の安全を害してはならない。

第 92 条（隣接不動産の利用における損害の防止）

不動産権利者は、用水、排水、通行、パイプ敷設等のために隣接する不動産を利用する場合、できるかぎり隣接する不動産権利者に損害を与えないようにしなければならない。損害を与えた場合、賠償しなければならない。

第 8 章 共有

第 93 条（共有）

不動産又は動産は、2 つ以上の単位、個人が共有することができる。共有は、持分共有（原文は「按份共有」）及び共同共有（原文も「共同共有」）を含む。

第 94 条（持分共有者の所有権）

持分共有者は、共有する不動産又は動産に対して、持分に応じて所有権を有する。

第 95 条（共同共有者の所有権）

共同共有者は、共有する不動産又は動産に対して、共同で所有権を有する。

第 96 条（共有物の管理）

共有者は、約定に従い、共有する不動産又は動産を管理する。約定がない場

合、又は約定が不明確である場合、各共有者はすべて管理の権利及び義務を有する。

第 97 条（共有物の処分等）

共有する不動産又は動産を処分する場合、及び共有する不動産又は動産に重大な修繕を行う場合は、持分の 3 分の 2 以上を占める持分共有者又は共同共有者全員の同意を取得しなければならない。但し、共有者間に別段の約定がある場合はこの限りではない。

第 98 条（共有物の管理費）

共有物の管理費及びその他の負担について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、又は約定が不明確である場合は、持分共有者はその持分に応じて負担し、共同共有者は共同で負担する。

第 99 条（共有物不分割特約）

共有者は、共有関係を維持するために、共有する不動産又は動産を分割してはならないと約定した場合、約定に従わなければならない。但し、共有者は、分割を必要とする重大な理由があるときは分割を請求することができる。約定がない場合、又は約定が不明確である場合、持分共有者は随時分割を請求することができ、共同共有者は共有の基礎が喪失したとき又は分割を必要とする重大な理由があるときは分割を請求することができる。分割により他の共有者に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。

第 100 条（共有物の分割）

共有者は、協議により分割方式を確定することができる。合意に達しない場合において、共有する不動産又は動産が分割することができるものであり、かつ分割により価値が減少しないときは、現物についてこれを分割しなければならない。分割が難しいとき、又は分割により価値が減少するときは、時価換算、又は競売、換価により取得した代金により分割しなければならない。

共有者が分割により取得した不動産又は動産に瑕疵があった場合、その他の共有者は損失を分担しなければならない。

第 101 条（持分共有者の持分の譲渡）

持分共有者は、その保有する共有不動産又は動産の持分を譲渡することができる。その他の共有者は、同等の条件において優先的に買い取る権利を有する。

第 102 条（共有物に起因する債権債務）

共有する不動産又は動産に起因して生じる債権債務は、対外的関係において

は、共有者が連帯して債権を有し、連帯して債務を負担する。但し、法律に別段の定めがある場合、又は第三者が共有者に連帯債権債務関係がないことを知っている場合はこの限りではない。共有者の内部関係においては、共有者に別段の約定がある場合を除き、持分共有者は持分に応じて債権を有し、かつ債務を負担し、共同共有者は共同で債権を有し、かつ債務を負担する。債務弁済にあたり自己が負担すべき持分を超えた持分共有者は、その他の共有者に求償する権利を有する。

第 103 条（持分共有の推定）

共有者が共有する不動産又は動産について持分共有又は共同共有とすることを約定していない場合、又は約定が不明確である場合は、共有者に家族関係等がある場合を除き、持分共有とみなす。

第 104 条（持分共有者の持分の確定）

持分共有者が共有する不動産又は動産に対して有する持分について約定していない、又は約定が不明確である場合は、出資額により確定する。出資額を確定できない場合は、均等額を有するものとみなす。

第 105 条（用益物権等の共有）

2 つ以上の単位、個人が用益物権、担保物権を共同で有する場合は、本章の規定を参照する。

第 9 章 所有権の取得に関する特別規定

第 106 条（譲受人の善意取得）

処分権のない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合、所有権者は回収する権利を有する。法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる状況に該当する場合、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。

- (1) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時点で善意であったこと
- (2) 合理的な価格で譲渡されたこと
- (3) 譲渡される不動産又は動産が法律規定により登記すべきものである場合は、すでに登記がなされていること、登記が不要である場合は、すでに譲受人への引渡がなされていること

譲受人が前項の規定に従い不動産又は動産の所有権を取得した場合、もとの所有権者は処分権のない者に損害賠償を請求する権利を有する。

当事者が善意によりその他の物権を取得した場合は、前 2 項の規定を参照する。

第 107 条（遺失物の回収）

所有権者又はその他の権利者は、遺失物を回収する権利を有する。当該遺失物が譲渡により他人に占有された場合、権利者は、処分権のない者に損害賠償を請求するか、又は譲受人を知った日もしくは知り得た日から２年以内に譲受人に原物の返還を請求する権利を有する。但し、譲受人が競売により、又は営業資格を有する経営者から当該遺失物を購入して取得した場合、権利者は、原物の返還を請求するときに、譲受人が支払った費用を支払わなければならない。権利者は譲受人にその支払った費用を支払った後、処分権のない者に求償する権利を有する。

第 108 条（既存権利の消失）

善意の譲受人が動産を取得した場合は、当該動産上の既存の権利は消失する。但し、善意の譲受人が譲受けの時点で当該権利を知っていた、又は知り得た場合はこの限りではない。

第 109 条（拾得者の遺失物返還義務）

遺失物を拾得した場合は、権利者に返還しなければならない。拾得者は、遅滞なく権利者に引き取りを通知するか、又は公安等の関連部門に届け出なければならない。

第 110 条（関連部門の遺失物引き取り通知義務等）

関連部門が遺失物を受け取り、その権利者を知っている場合は、遅滞なくその者に引き取りを通知しなければならない。知らない場合は、遅滞なく遺失物預かりの公告を出さなければならない。

第 111 条（拾得者及び関連部門の遺失物保管義務）

拾得者は遺失物を関連部門に届け出るまで、関連部門は遺失物が引き取られるまで、遺失物を適切に保管しなければならない。故意又は重大な過失により遺失物を損傷又は滅失した場合は、民事責任を負わなければならない。

第 112 条（遺失物保管費用の償還等）

権利者は、遺失物を受け取るときに、拾得者又は関連部門に対して遺失物保管等に支出した必要経費を支払わなければならない。

権利者は、遺失物探しに懸賞をかけた場合、遺失物受取時に約束どおり義務を履行しなければならない。

拾得者は、遺失物を不法占有した場合、遺失物保管等に支出した費用を請求する権利を有さず、また、権利者に約束どおり義務を履行するよう請求する権利も有しない。

第 113 条（引取人が申し出ない場合）

遺失物は、遺失物預かりの公告が出された日から 6 か月以内に引取人が申し出ない場合には、国の所有に帰属する。

第 114 条（漂流物の拾得及び埋蔵物又は隠匿物の発見）

漂流物を拾得し、埋蔵物又は隠匿物を発見した場合は、遺失物拾得の関連規定を参照する。文化財保護法等の法律に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第 115 条（主物の譲渡）

主物を譲渡する場合、従物も主物と共に譲渡する。但し、当事者に別段の約定がある場合はこの限りではない。

第 116 条（果実の取得）

天然果実は、所有権者が取得する。所有権者と用益権者が同時に存在する場合は、用益権者が取得する。当事者に別段の約定がある場合は、その約定に従う。

法定果実は、当事者に約定がある場合はその約定により取得する。約定がない場合、又は約定が不明確である場合は取引の習慣により取得する。

第 3 編 用益物権

第 10 章 一般規定

第 117 条（用益権の内容）

用益権者は、他人の所有する不動産又は動産に対して、法に従い占有、使用及び収益を行う権利を有する。

第 118 条（自然資源に対する用益権）

国家所有又は国家所有であり集団が使用する、及び法律で集団所有に帰属すると規定する自然資源について、単位、個人は、法に従い占有、使用及び収益を行うことができる。

第 119 条（自然資源の有償使用制度）

国は、自然資源の有償使用制度を実施する。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 120 条（用益権者及び所有権者の責務）

用益権者が権利を行使する場合は、資源の保護及び合理的開発に関する法律の規定を遵守しなければならない。所有権者は、用益権者の権利行使に干渉し

てはならない。

第 121 条（収用における補償）

不動産又は動産が収用されたことにより、用益物権が消滅し、又は用益物権の行使に影響が生じた場合、用益権者は、本法第 42 条、第 44 条の規定に従い相応の補償を受ける権利を有する。

第 122 条（海域使用权）

法に従い取得した海域使用权は、法律による保護を受ける。

第 123 条（探鉱権等）

法に従い取得した探鉱権、採鉱権、取水権及び水域、干潟を使用して養殖、漁を行う権利は、法律による保護を受ける。

第 11 章 土地請負経営権

第 124 条（土地請負経営制度）

農村集団経済組織は、家庭請負経営を基礎として、統一経営と分散経営が結合した二重の経営体制（原文は「統分結合的双層経営体制」）を実行する。

農民集団所有及び国家所有であり農民が集団使用を行う耕地、林地、草地及びその他の農業に用いられる土地は、法に従い土地請負経営制度を実行する。

第 125 条（土地請負経営権の内容）

土地請負経営権者は、法に従いその請負経営を行う耕地、林地、草地等に対して占有、使用及び収益を行う権利を有し、栽培業、林業、牧畜業等の農業生産に従事する権利を有する。

第 126 条（耕地の請負期間）

耕地の請負期間は、30 年とする。草地の請負期間は、30 年から 50 年とする。林地の請負期間は、30 年から 70 年とし、特殊林木の林地請負期間は、国务院の林業行政主管部门の認可を経て延長することができる。

前項に規定する請負期間満了後、土地請負経営権者は、国の関連規定に従い請負を継続する。

第 127 条（土地請負経営権の設定）

土地請負経営権は、土地請負経営権契約の効力発生のときより設定される。

県級以上の地方人民政府は、土地請負経営権者に土地請負経営権証、林権証、草原使用权証を発給し、かつ登記簿に記録し、土地請負経営権を確認しなければならない。

第 128 条（土地請負経営権の流通）

土地請負経営権者は、農村土地請負法の規定に従い、土地請負経営権を下請に出す、交換する、譲渡する等の方法で流通させる権利を有する。流通期間は、請負期間の残存期間を超過してはならない。法に従った認可を経ずに、請負地を非農業建設に用いてはならない。

第 129 条（変更登記）

土地請負経営権者が土地請負経営権を交換、譲渡し、当事者が登記を求める場合、県級以上の地方人民政府に土地請負経営権の変更登記を申請しなければならない。登記を経ていない場合は、善意の第三者に対抗することができない。

第 130 条（請負地の調整）

請負期間内において、発注者は、請負地を調整してはならない。

自然災害により請負地が著しく損傷する等の特殊な事情により、請負の耕地及び草地を適切に調整する必要がある場合は、農村土地請負法等の法律規定に従い手続をしなければならない。

第 131 条（請負地の回収の禁止）

請負期間内において、発注者は、請負地を回収することができない。農村土地請負法等の法律に別段の定めがある場合、その定めに従う。

第 132 条（請負地の収用）

請負地が収用された場合、土地請負経営権者は、本法第 42 条第 2 項の規定に従い、相応の補償を受ける権利を有する。

第 133 条（農村土地の土地請負経営権の譲渡等）

入札、競売、公開協議等の方法で荒地等の農村土地を請け負う場合、農村土地請負法等の法律及び国务院の関連規定に従い、その土地請負経営権を譲渡し、出資し、これに抵当権を設定し又はその他の方法で流通させることができる。

第 134 条（国有農業用地の請負経営）

国家所有の農業用地で請負経営を実行する場合、本法の関連規定を参照する。

第 12 章 建設用地使用権

第 135 条（建設用地使用権の内容）

建設用地使用権者は、法に従い、国家所有の土地に対して占有、使用及び収益を行う権利を有し、当該土地を建築物、構築物及びその他の附属施設の建造

に利用する権利を有する。

第 136 条（建設用地使用権の設定範囲）

建設用地使用権は、土地の地表、地上又は地下にそれぞれ設定することができる。新たに設定した建設用地使用権は、すでに設定された用益物権に損害を与えてはならない。

第 137 条（私下又は割当による建設用地使用権の設定）

建設用地使用権の設定は、私下（原文は「出讓」）又は割当（原文は「划拨」）等の方法をとることができる。

工業、商業、旅行、娯楽及び商品住宅等の経営用の用地の場合、及び同一の土地の上に 2 人以上の土地使用希望者がいる場合は、入札、競売等の公開競り方式で私下げをしなければならない。

割当方式による建設用地使用権の設定は、厳格にこれを制限する。割当方式をとる場合は、法律、行政法規の土地の用途に関する規定を遵守しなければならない。

第 138 条（建設用地使用権私下契約）

入札、競売、協議等の私下方式により建設用地使用権を設定する場合、当事者は、書面により建設用地使用権私下契約を締結しなければならない。

建設用地使用権私下契約は、通常、次の各号に掲げる条項を含む。

- (1)当事者の名称及び住所
- (2)土地の境界、面積等
- (3)建築物、構築物及びその他の付属施設が占用する空間
- (4)土地の用途
- (5)使用期間
- (6)私下金等の費用及びその支払方式
- (7)紛争解決の方法

第 139 条（建設用地使用権設定登記）

建設用地使用権を設定する場合、登記機構に建設用地使用権の登記を申請しなければならない。建設用地使用権は、登記時に設定される。登記機構は、建設用地使用権者に建設用地使用権証書を発給しなければならない。

第 140 条（土地の利用及び用途の変更）

建設用地使用権者は、土地を合理的に利用しなければならない、土地の用途を変更してはならない。土地の用途を変更する必要がある場合は、法に従い関連行政主管部门の認可を得なければならない。

第 141 条（私下金等）

建設用地使用権者は、法律の規定及び契約の約定に従い、私下金等の費用を支払わなければならない。

第 142 条（建設用地使用権者が建造した建築物等）

建設用地使用権者が建造した建築物、構築物及びその附属施設の所有権は、建設用地使用権者に帰属する。但し、反対証拠により証明された場合はこの限りでない。

第 143 条（建設用地使用権の譲渡等）

建設用地使用権者は、建設用地使用権を譲渡し、交換し、出資し、贈与し又はこれに抵当権を設定する権利を有する。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 144 条（建設用地使用権の譲渡等における契約の締結）

建設用地使用権を譲渡し、交換し、出資し、贈与し又はこれに抵当権を設定する場合、当事者は、書面により相応の契約を締結しなければならない。使用期間は、当事者がこれを約定するものとするが、建設用地使用権の残存期間を超過してはならない。

第 145 条（建設用地使用権の譲渡等における変更登記）

建設用地使用権を譲渡し、交換し、出資し又は贈与する場合は、登記機構に変更登記を申請しなければならない。

第 146 条（建設用地使用権の譲渡等における附着物の一括処分）

建設用地使用権を譲渡し、交換し、出資し又は贈与する場合は、当該土地の上に附着する建築物、構築物及びその附属施設も併せて処分するものとする。

第 147 条（建築物の譲渡等における建設用地使用権の一括処分）

建築物、構築物及びその附属施設を譲渡し、交換し、出資し又は贈与する場合は、当該建築物、構築物及びその附属施設の占有範囲内の建設用地使用権も併せて処分するものとする。

第 148 条（繰上回収）

建設用地使用権の期間満了前に、公共の利益のために当該土地を繰上回収する必要がある場合、本法第 42 条の規定に従い、当該土地上の家屋及びその他の不動産について補償を与え、かつ相応の私下金を返還しなければならない。

第 149 条（使用期間の延長）

住宅建設用地使用権の期間が満了した場合、自動的に期間が延長される。

非住宅建設用地使用権の期間満了後の期間の延長については、法律の規定に従う。当該土地上の家屋及びその他の不動産の帰属は、約定がある場合は約定に従い、約定がない場合又は約定が不明確である場合は法律、行政法規の規定に従う。

第 160 条（抹消登記）

建設用地使用権が消滅した場合、私下人は、遅滞なく抹消登記手続を行わなければならない。登記機構は、建設用地使用権証書を回収しなければならない。

第 151 条（集団所有地を建設用地とする場合）

集団所有の土地を建設用地とする場合、土地管理法等の法律の規定に従わなければならない。

第 13 章 宅地使用権

第 152 条（宅地使用権の内容）

宅地使用権者は、法に従い集団所有の土地を占有及び使用する権利を有し、法に従い当該土地を住宅及びその付属施設の建造に利用する権利を有する。

第 153 条（宅地使用権の取得等）

宅地使用権の取得、行使及び譲渡については、土地管理法等の法律及び国の関連規定を適用する。

第 154 条（宅地使用権の消滅）

宅地が自然災害などの原因により滅失した場合、宅地使用権は消滅する。宅地を失った村民に対しては、新たに宅地を割り当てなければならない。

第 155 条（変更登記、抹消登記）

登記済みの宅地使用権が譲渡され又は消滅した場合は、遅滞なく変更登記又は抹消登記の手続をしなければならない。

第 14 章 地役権

第 156 条（地役権の内容）

地役権者は、契約の約定に従い、他人の不動産を利用し、自己の不動産の効果と利益を高める権利を有する。

前項における他人の不動産は承役地（原文は「供役地」）であり、自己の不動

産は要役地（原文は「需役地」）である。

第 157 条（地役権設定契約）

地役権の設定は、当事者が書面により地役権設定契約を締結しなければならない。

地役権設定契約は通常次の各号に掲げる条項を含むものとする。

- (1)当事者の氏名又は名称及び住所
- (2)承役地及び要役地の位置
- (3)利用目的及び方法
- (4)利用期間
- (5)費用及びその支払方法
- (6)紛争の解決方法

第 158 条（地役権の設定及び対抗要件）

地役権は、地役権設定契約の効力発生のときより設定される。当事者が登記を要求する場合、登記機関において地役権設定登記を申請することができる。登記をしていない場合は、善意の第三者に対抗することができない。

第 159 条（承役地の権利者の責務）

承役地の権利者は、契約の約定に従い、地役権者がその土地を利用することを許可しなければならず、地役権者の権利行使を妨害してはならない。

第 160 条（地役権者の責務）

地役権者は、契約に約定する利用目的及び方法に従い承役地を利用し、承役地の権利者の物権に対する制限をできる限り軽減しなければならない。

第 161 条（地役権の設定期間）

地役権の設定期間は当事者が約定するものとする。但し、土地賃貸経営権、建設用地使用権等の用益物権の残存期間を超えてはならない。

第 162 条（地役権とその他用益物権の併存）

土地の所有権者が地役権を有する場合又は地役権を負担する場合において、土地賃貸経営権、宅地使用権を設定するときは、当該土地賃貸経営権者、宅地使用権者はすでに設定されている地役権を引き続き享有又は負担するものとする。

第 163 条（地役権の設定に対する制限）

土地に土地賃貸経営権、建設用地使用権、宅地使用権等の権利がすでに設定

されている場合は、用益物権者の同意なくして、土地所有権者は地役権を設定してはならない。

第 164 条（地役権の単独譲渡の禁止）

地役権は単独で譲渡してはならない。土地請負経営権、建設用地使用権等を譲渡する場合は、地役権も併せて譲渡するものとする。但し、契約に別段の約定がある場合はこの限りではない。

第 165 条（地役権のみに対する抵当権の設定の禁止）

地役権には単独で抵当権を設定してはならない。土地請負経営権、建設用地使用権等に抵当権を設定する場合、抵当権を実行するときに、地役権も併せて譲渡するものとする。

第 166 条（地役権の随伴性）

要役地及び要役地に対する土地請負経営権、建設用地使用権の一部を譲渡する場合において、譲渡部分が地役権に係わるときは、譲受人は同時に地役権も享有するものとする。

第 167 条（地役権の拘束力）

承役地及び承役地に対する土地請負経営権、建設用地使用権の一部を譲渡する場合において、譲渡部分が地役権に係わるときは、地役権は譲受人に対し拘束力を有する。

第 168 条（地役権設定契約の解除）

地役権者に次の各号に掲げるいずれかの状況がある場合、承役地権利者は、地役権設定契約を解除する権利を有し、地役権は消滅するものとする。

- (1)法律規定又は契約の約定に違反し、地役権を濫用した場合
- (2)承役地を有償で利用しており、約定した支払期間満了後の合理的な期間内に 2 回催促しても費用を支払わない場合

第 169 条（変更登記、抹消登記）

すでに登記されている地役権が変更され、譲渡され又は消滅した場合は、遅滞なく変更登記又は抹消登記の手続をしなければならない。

第 4 編 担保物権

第 15 章 一般規定

第 170 条（担保権の内容）

担保物権者は、債務者が期限到来の債務を履行しない又は当事者が約定した

担保物権の実行の事由が発生した場合、法に従い担保物について優先弁済を受ける権利を有する。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 171 条（担保権の設定及び反担保の提供）

債権者は、質借、売買等の民事活動において、その債権の実行を保障するために担保を必要とする場合は、本法及びその他の法律の規定に従い担保物権を設定することができる。

第三者は、債務者のために債権者に対して担保を提供する場合、債務者に対して反担保¹を提供するよう要求することができる。反担保については、本法及びその他の法律の規定を適用する。

第 172 条（担保契約）

担保物権の設定は、本法及びその他の法律の規定に従い担保契約を締結しなければならない。担保契約は、主債権債務契約の従契約である。主債権債務契約が無効であれば担保契約も無効となる。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

担保契約が無効と確認された後、債務者、担保提供者及び債権者に過失がある場合は、その過失に基づき各自が相応の民事責任を負わなければならない。

第 173 条（担保範囲）

担保物権の担保範囲には、主債権及びその利子、違約金、損害賠償金、担保物の保管及び担保物権の実行にかかる費用を含む。当事者に別段の約定がある場合はその約定に従う。

第 174 条（物上代位）

担保期間中に、担保物が損傷し、滅失し又は収用等された場合、担保物権者は、得られた保険金、賠償金又は補償金等について優先弁済を受けることができる。被担保債権の履行期間が満了となっていない場合は、かかる保険金、賠償金又は補償金等を供託することもできる。

第 175 条（第三担保提供者の同意のない債務移転許諾）

第三者が担保を提供した場合において、その書面による同意を得ずに、債権者が債務者に対し債務の全部又は一部を移転することを許諾したときは、担保提供者は、それ以降相応の担保責任を負わない。

第 176 条（債権の実行）

¹ 訳注：「反担保」とは、担保提供者の求償権を担保するため、担保提供者が債務者から徴求する担保をいう。

被担保債権について物的担保と人的担保が同時に設定されている場合において、債務者が期限到来債務を履行しないとき又は当事者が約定した担保物権の実行の事由が発生したときは、債権者は、約定に従い債権を実行しなければならない。約定がない又は約定が明確でない場合において、債務者が自ら物的担保を提供しているときは、債権者は、まず当該物的担保について債権を実行しなければならない。第三者が物的担保を提供しているときは、債権者は、物的担保について債権を実行することも、また、保証人に保証責任を負うよう要求することもできる。担保を提供した第三者は、担保責任を負担した後、債務者に対して求償する権利を有する。

第 177 条（担保物権の消滅）

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、担保物権は消滅する。

- (1) 主債権の消滅
- (2) 担保物権の実行
- (3) 債権者による担保物権の放棄
- (4) 法律により担保物権が消滅すると規定されているその他の事由

第 178 条（担保法との関係）

担保法と本法の規定との間に齟齬がある場合には、本法を適用する。

第 16 章 抵当権

第 1 節 一般抵当権

第 179 条（抵当権の内容）

債務の履行を担保するため、債務者又は第三者が財産の占有を移転せずに、かかる財産に債権者のために抵当権を設定した場合は、債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した抵当権の実行の事由が発生したとき、債権者は、かかる財産について優先弁済を受けることができる。

前項に規定する債務者又は第三者はこれを抵当権設定者とし、債権者はこれを抵当権者とし、担保に供する財産はこれを抵当物とする。

第 180 条（抵当権を設定できる財産）

債務者又は第三者が処分権を有する次の各号に掲げる財産には、抵当権を設定することができる。

- (1) 建築物及びその他の土地の定着物
- (2) 建設用地使用权
- (3) 入札募集、競売、公開協議等の方式により取得した、荒地等の土地請負経営権
- (4) 生産設備、原材料、半製品、製品

- (5) 建造中の建築物、船舶、航空機
 - (6) 交通輸送手段
 - (7) 法律、行政法規により抵当権の設定が禁止されていないその他の財産
- 抵当権設定者は、前項に掲げた財産を併せて抵当権を設定することができる。

第 181 条（企業の生産設備等に対する抵当権の設定）

当事者の書面協議を経て、企業、個人商工業者及び農業生産経営者は、現有の及び将来有する生産設備、原材料、半製品及び製品に抵当権を設定することができ、債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した抵当権の実行の事由が発生した場合、債権者は、抵当権を実行する際の動産について優先弁済を受ける権利を有する。

第 182 条（建築物等に対する抵当権の設定）

建築物に抵当権を設定する場合は、当該建築物が占用する範囲内の建設用地使用権にも併せて抵当権を設定する。建設用地使用権に抵当権を設定する場合は、当該土地にある建築物にも併せて抵当権を設定する。

抵当権設定者が前項の規定に従い併せて抵当権を設定していない場合、抵当権が設定されていない財産は併せて抵当権が設定されているものとみなす。

第 183 条（郷鎮・村企業の建設用地使用権及び建築物に対する抵当権の設定）

郷鎮・村企業の建設用地使用権は単独で抵当権を設定してはならない。郷鎮・村企業の工場建屋等の建築物に抵当権を設定する場合は、その占用範囲内の建設用地使用権にも併せて抵当権を設定する。

第 184 条（抵当権を設定できない財産）

次の各号に掲げる財産には、抵当権を設定してはならない。

- (1) 土地所有権
- (2) 耕地、住宅敷地、自留地、自留山等の集団所有にかかる土地使用権。但し、法律に抵当権を設定できると定められている場合はこの限りではない。
- (3) 学校、幼稚園、病院等の公益を目的とした事業単位、社会団体の教育施設、医療衛生施設及びその他の社会公益施設
- (4) 所有権、使用権が不明又はこれに紛争がある財産
- (5) 法に従い封印、差押、監督管理されている財産
- (6) 法律、行政法規に抵当権を設定してはならないと定められているその他の財産

第 185 条（抵当権設定契約）

抵当権の設定について、当事者は、書面形式を採用して抵当権設定契約を締結しなければならない。

抵当権設定契約には、基本的に次の各号に掲げる条項が含まれる。

- (1) 被担保債権の種類及び額
- (2) 債務者の債務履行期限
- (3) 抵当物の名称、数量、品質、状況、所在地、所有権の帰属又は使用権の帰属
- (4) 担保する範囲

第 186 条（流抵当の禁止）

抵当権者は、債務の履行期間が満了となる前に、抵当権設定者と、債務者が期限到来債務を履行しない場合に抵当物が債権者の所有に帰する旨を約定してはならない。

第 187 条（建築物等に対する抵当権の成立）

本法第 180 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める財産又は第 5 号に定める建造中の建築物に抵当権を設定する場合は、抵当権設定の登記を行わなければならない。抵当権は、登記がなされた時点より成立する。

第 188 条（生産設備等に対する抵当権の成立）

本法第 180 条第 1 項第 4 号、第 6 号に定める財産又は第 5 号に定める建造中の船舶、航空機に抵当権を設定する場合は、抵当権は、抵当権設定契約の効力が生じたときより成立する。登記を経していない場合は、善意の第三者に対抗することはできない。

第 189 条（企業の生産設備等に対する抵当権の成立）

企業、個人商工業者及び農業生産経営者は、本法第 181 条に定める動産に抵当権を設定する場合、抵当権設定者の住所地の工商行政管理部门にて登記を行わなければならない。抵当権は、抵当権設定契約の効力が生じたときより成立する。登記を経していない場合は、善意の第三者に対抗することはできない。

本法第 181 条の規定に従い抵当権を設定する場合、正常な経営活動においてすでに合理的な代金を支払い、かつ抵当物を取得している買受人に対抗することはできない。

第 190 条（賃借権との関係）

抵当権設定契約が締結されるより前に抵当物がすでに賃貸されている場合は、もとの賃貸借関係は当該抵当権の影響を受けない。抵当権が設定された後に抵当物が賃貸された場合は、当該賃貸借関係は登記済みの抵当権に対抗すること

はできない。

第 191 条（抵当物の譲渡）

抵当権設定期間内において、抵当権設定者が抵当権者の同意を得て抵当物を譲渡する場合は、譲渡により得た代金をもって抵当権者に対して債務の繰上完済を行うか、又は供託しなければならない。譲渡代金の債務額を超える部分については、抵当権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が弁済する。

抵当権設定期間中において、抵当権設定者は、抵当権者の同意を得ずに抵当物を譲渡してはならない。但し、譲受人が債務を代位弁済し、抵当権を消滅させた場合はこの限りでない。

第 192 条（抵当権の分離譲渡の禁止）

抵当権は、債権と分離して単独で譲渡し又は他の債権の担保としてはならない。債権を譲渡する場合は、当該債権を担保する抵当権を併せて譲渡しなければならない。但し、法律に別段の定めがある場合又は当事者に別段の約定がある場合はこの限りでない。

第 193 条（抵当権者の行為停止要求権等）

抵当権設定者の行為が抵当物の価値を減少させるに足るものである場合、抵当権者は、その行為を停止するよう抵当権設定者に要求する権利を有する。抵当物の価値が減少した場合、抵当権者は、抵当物の価値を回復させること、又は減少した価値に相当する担保を提供するよう要求する権利を有する。抵当権設定者が抵当物の価値を回復せず、また担保も提供しない場合は、抵当権者は、債務者に対し債務を繰上完済するよう要求する権利を有する。

第 194 条（抵当権又は抵当権順位の放棄）

抵当権者は、抵当権又は抵当権の順位を放棄することができる。抵当権者と抵当権設定者は協議により抵当権の順位及び被担保債権の額等の内容を変更することができる。但し、抵当権の変更は、その他の抵当権者の書面による同意を得ることなしに、その他の抵当権者に不利な影響を与えてはならない。

債務者が自己の財産に抵当権を設定し、抵当権者が当該抵当権、抵当権の順位を放棄し、又は抵当権を変更する場合、その他の担保提供者は、抵当権者が優先弁済の利益を喪失する範囲内において担保責任を免除される。但し、その他の担保提供者がなおも担保を提供することを承諾した場合はこの限りでない。

第 195 条（抵当権の実行）

債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した抵当権の実行の事

由が発生した場合、抵当権者は、抵当権設定者と協議して、抵当物を時価換算することにより、又は当該抵当物を競売、換価して得た代金により優先弁済を受けることができる。協議がその他の債権者の利益を損ねる場合は、その他の債権者は、取消事由を知った又は知り得た日から1年以内に、人民法院に対し当該協議の取消しを申し立てることができる。

抵当権者と抵当権設定者が抵当権の実行方式について協議が調わなかった場合、抵当権者は、人民法院に対し抵当物の競売、換価を申し立てることができる。

抵当物を時価換算又は換価する場合は、市場価格を参照しなければならない。

第196条（企業が生産設備等に抵当権を設定した場合における抵当物の確定事由）

本法第181条の規定に従い抵当権を設定した場合、抵当物は、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したときに確定する。

- (1) 債務履行期間が満了となっても債権が実行されない場合
- (2) 抵当権設定者が破産を宣告され、又は取り消された場合
- (3) 当事者が約定した抵当権実行の事由
- (4) 債権の実行に深刻な影響を及ぼすその他の事由

第197条（果実の収取）

債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した抵当権の実行の事由が発生したために抵当物が人民法院により法に従い差し押さえられた場合は、抵当権者は、差し押さえられた日から当該抵当物の天然果実又は法定果実を収取する権利を有する。但し、抵当権者が法定果実を弁済すべき義務者に通知していない場合はこの限りでない。

前項に定める果実は、果実を収取する費用にまず充当されなければならない。

第198条（債務の清算）

抵当物を時価換算し又は競売、換価した後、その代金の債権額を超える部分については抵当権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が完済する。

第199条（弁済順位）

同一の財産について2人以上の債権者に対して抵当権が設定されている場合、抵当物を競売、換価して得た代金は次の各号に掲げる規定に従い完済する。

- (1) 抵当権がすでに登記されている場合は、登記の先後の順位に従い完済する。同順位の場合には、債権の割合に従って完済する。
- (2) 抵当権をすでに登記している者は、登記をしていない者に先立って弁済

を受ける。

(3) 抵当権を登記していない場合は、債権の割合に従って完済する。

第 200 条（建設用地使用権に抵当権を設定した後に新增築された建築物）

建設用地使用権に抵当権を設定した後に、当該土地に新增設された建築物は抵当物には属さない。当該建設用地使用権の抵当権を実行する際、当該土地上新増設された建築物を建設用地使用権と併せて処分しなければならない。但し、新增設された建築物により得た代金については、抵当権設定者は、優先弁済を受ける権利を有しない。

第 201 条（土地請負経営権にかかる抵当権の実行後の土地使用権の性質の変更等）

本法第 180 条第 1 項第 3 号に定める土地請負経営権に抵当権を設定する場合、又は本法第 183 条の規定に従い郷鎮・村企業の工場建屋等の建築物が占用する範囲内の建設用地使用権に併せて抵当権を設定する場合は、抵当権を実行した後、法定手続を経ずに、土地所有権の性質及び土地の用途を変更してはならない。

第 202 条（抵当権の行使期間）

抵当権者は、主債権の訴訟時効期間に抵当権を行使しなければならない。行使しなかった場合は、人民法院はこれを保護しない。

第 2 節 根抵当権

第 203 条（根抵当権の内容）

債務の履行を担保するため、債務者又は第三者が一定期間内に継続して発生する債権について担保物を提供する場合、債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した抵当権実行の状況が発生したとき、抵当権者は、債権の極度額の範囲内において当該担保物について優先弁済を受ける権利を有する。

根抵当権を設定する前にすでに存在する債権は、当事者の同意を得て、根抵当権により担保される債権の範囲内に含めることができる。

第 204 条（根抵当権の被担保債権の譲渡）

根抵当権により担保される債権が確定する前に、債権の一部を譲渡する場合、根抵当権は譲渡してはならない。但し、当事者に別段の約定がある場合はこの限りでない。

第 205 条（債権の確定期日等の変更）

根抵当権により担保される債権が確定する前に、抵当権者と抵当権設定者は、

協議により債権の確定期日、債権の範囲及び極度額を変更することができる。但し、変更する内容は、その他の抵当権者に対し不利な影響をもたらしてはならない。

第 206 条（債権の確定事由）

次の各号に掲げるいずれかの事由があった場合、抵当権者の債権は確定する。

- (1) 約定した債権の確定期日が到来した場合
- (2) 債権の確定期日が約定されていない又は約定が明確でなく、抵当権者又は抵当権設定者が根抵当権設定の日より満 2 年を経過して債権の確定を請求した場合
- (3) 新たな債権が発生し得ない場合
- (4) 抵当物が封印、差押された場合
- (5) 債務者、抵当権設定者が破産を宣告され、又は取り消された場合
- (6) 法律に定める債権確定のその他の事由

第 207 条（一般抵当権の規定の準用）

根抵当権については、本節の規定を適用するほか、本章第 1 節の一般抵当権の規定を適用する。

第 17 章 質権

第 1 節 動産質

第 208 条（動産質の内容）

債務の履行を担保するため、債務者又は第三者がその動産に質権を設定して債権者に占有させた場合、債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した質権実行の事由が発生したときに、債権者は、当該動産について優先弁済を受ける権利を有する。

前項に定める債務者又は第三者はこれを質権設定者とし、債権者はこれを質権者とし、引き渡された動産はこれを質物とする。

第 209 条（譲渡禁止動産への質権設定の禁止）

法律、行政法規により譲渡が禁止されている動産については、質権を設定してはならない。

第 210 条（質権設定契約）

質権の設定について、当事者は、書面形式を採用して質権設定契約を締結しなければならない。

質権設定契約には、基本的に次の各号に掲げる条項を含む。

- (1) 被担保債権の種類及び額

- (2) 債務者の債務履行期限
- (3) 質物の名称、数量、品質及び状況
- (4) 担保する範囲
- (5) 質物の引渡の期日

第 211 条（流質の禁止）

質権者は、債務の履行期間が満了となる前に、質権設定者と、債務者が期限到来債務を履行しなかったときに質物を質権者の所有に帰する旨を約定してはならない。

第 212 条（質権の成立）

質権は、質権設定者が質物を引き渡したときに成立する。

第 213 条（果実の収取）

質権者は、質物の果実を収取する権利を有する。但し、契約に別段の約定がある場合はこの限りでない。

前項に定める果実は、果実を収取する費用にまず充当されなければならない。

第 214 条（質権設定者の同意のない質物の使用又は処分）

質権者は、質権の存続期間において、質権設定者の同意を得ずに無断で質物を使用又は処分し、質権設定者に損害をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第 215 条（質権者の質物保管義務）

質権者は、質物を適切に保管する義務を負う。保管が不適切であることにより質物を損傷し、滅失させた場合は、賠償責任を負わなければならない。

質権者の行為が質物を損傷し、滅失させるおそれがある場合、質権設定者は、質権者に対して質物を供託するよう要求し、又は債務を繰上完済して質物を返還するよう要求することができる。

第 216 条（質権者の担保提供要求権）

質権者の責めに帰すことのできない事由により質物が損傷し又は価値が明らかに減少するおそれがあり、質権者の権利を脅かすに足りる場合、質権者は、相応の担保を提供するよう質権設定者に対し要求する権利を有する。質権設定者が提供しない場合、質権者は、質物を競売、換価したうえ、質権設定者と協議を行い競売又は換価により得られた代金を債務の繰上完済に用いるか、又は供託することができる。

第 217 条（質権設定者の同意のない転質等）

質権者は、質権の存続期間において、質権設定者の同意を得ずに転質し、質物を損傷、滅失させた場合、質権設定者に対して賠償責任を負わなければならない。

第 218 条（質権の放棄）

質権者は、質権を放棄することができる。債務者が自らの財産をもって質権を設定し、質権者が当該質権を放棄した場合、その他の担保提供者は、質権者が優先弁済の利益を喪失した範囲内において担保責任が免除される。但し、その他の担保者がなおも担保を提供することを承諾した場合はこの限りでない。

第 219 条（質物の返還、質権の実行）

債務者が債務を履行した場合、又は質権設定者が担保する債権を繰上完済した場合、質権者は、質物を返還しなければならない。

債務者が期限到来債務を履行しない又は当事者が約定した質権実行の事由が発生した場合、質権者は、質権設定者と協議を行い質物を時価換算することができ、また、質物を競売、換価したことにより得た代金について優先弁済を受けることができる。

質物を時価換算又は換価する場合は、市場価格を参照しなければならない。

第 220 条（質権設定者の質権行使請求権）

質権設定者は、質権者に対して債務履行期間満了後遅滞なく質権を行使するよう請求することができる。質権者が行使しない場合は、質権設定者は、人民法院に対し質物の競売、換価を申し立てることができる。

質権設定者が質権者に対して遅滞なく質権を行使するよう請求し、質権者が権利の行使を怠ったことにより損害をもたらした場合、質権者が賠償責任を負う。

第 221 条（債務の清算）

質物を時価換算し、又は競売、換価した後、その代金が債権額を超える部分については質権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が完済する。

第 222 条（根質権）

質権設定者と質権者は、協議により根質権を設定することができる。

根質権については、本節の関連規定を適用するほか、本法第 16 章第 2 節の根抵当権の規定を参照する。

第2節 権利質

第223条（質権を設定できる権利）

債務者又は第三者が処分権を有する次の各号に掲げる権利については、質権を設定することができる。

- (1) 為替手形、小切手、約束手形
- (2) 債券、預金証明書
- (3) 倉庫証券、船荷証券
- (4) 譲渡することができるファンド持分又は株式・持分
- (5) 譲渡することができる登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権のうち財産権
- (6) 売掛金
- (7) 法律、行政法規に質権を設定することができるものと規定されているその他の財産的権利

第224条（為替手形等に対する質権の設定）

為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、船荷証券に質権を設定する場合は、当事者は、書面により契約を締結しなければならない。質権は、権利証書が質権者に引き渡されたときに成立する。権利証書がない場合は、質権は、関連部門が質権の登記を行ったときに成立する。

第225条（為替手形等の引換期日が主催権の期限よりも先に到来する場合）

為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、船荷証券の引換期日又は貨物の引渡期日が主催権の期限よりも先に到来する場合、質権者は引替又は引渡をすることができ、かつ質権設定者と協議を行い引き替えた代金又は引き渡された貨物を債務の繰上完済に用い、又は供託することができる。

第226条（ファンド持分等に対する質権の設定）

ファンド持分又は株式・持分に質権を設定する場合、当事者は、書面により契約を締結しなければならない。ファンド持分、証券登記決済機構が登記した株式・持分に質権を設定する場合は、質権は、証券登記決済機構が質権登記を行ったときに成立する。その他の持分に質権を設定する場合は、質権は工商行政管理部门が質権を登記したときに成立する。

ファンド持分及び株式・持分は、質権設定後においては、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により合意した場合はこの限りでない。質権設定者がファンド持分又は株式・持分を譲渡することにより取得した代金については、質権者に対する債務の繰上完済に用いるか、又は供託をしなければならない。

第 227 条（知的財産権のうちの財産権に対する質権の設定）

登録商標専用権、特許権、著作権等の知的財産権のうちの財産権に質権を設定する場合、当事者は、書面により契約を締結しなければならない。質権は、関連主管部門が質権登記を行ったときに成立する。

知的財産権のうちの財産権に対し質権を設定した後、質権設定者は、他人に譲渡し又は使用を許諾してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合はこの限りでない。質権設定者が質権を設定した知的財産権のうちの財産権を他人に譲渡し又は他人に使用を許諾することにより取得した代金については、質権者に対する債務の繰上完済に用いるか、又は供託をしなければならない。

第 228 条（売掛金に対する質権の設定）

売掛金に質権を設定する場合、当事者は、書面により契約を締結しなければならない。質権は、貸付信用リスク管理機構が質権登記を行ったときに成立する。

売掛金は、質権設定後においては、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合はこの限りでない。質権設定者が売掛金を譲渡したことにより得た代金については、質権者に対する債務の繰上完済に用いるか、又は供託をしなければならない。

第 229 条（動産質の規定の準用）

権利質については、本節の規定を適用するほか、本章第 1 節動産質の規定を適用する。

第 18 章 留置権

第 230 条（留置権の内容）

債務者が期限到来債務を履行しない場合、債権者はすでに適法に占有している債務者の動産を留置することができ、かつ当該動産から優先弁済を受ける権利を有する。

前項に定める債権者はこれを留置権者とし、占有する動産はこれを留置物とする。

第 231 条（債権との牽連性）

債権者が留置する動産は、債権と同一の法律関係に属さなければならない。但し、企業間の留置についてはこの限りでない。

第 232 条（留置禁止動産）

法律の規定により又は当事者の約定により留置することができない動産は、

留置してはならない。

第 233 条（留置物が可分物である場合）

留置物が可分物である場合は、留置物の価額は債務の金額に相当する額でなければならない。

第 234 条（留置権者の留置物保管義務）

留置権者は、留置物を適切に保管する義務を負い、保管が不適切であることにより留置物を損傷又は滅失させた場合は、賠償責任を負わなければならない。

第 235 条（果実の収取）

留置権者は、留置物の果実を収取する権利を有する。

前項に定める果実は、果実を収取する費用にまず充たせなければならない。

第 236 条（債務履行期間及び留置権の実行）

留置権者と債務者は、財産の留置後の債務履行期間を約定しなければならない。約定がない場合、又は約定が不明確である場合は、留置権者は債務者に 2 か月以上の債務履行期間を与えなければならない。但し、生もの、腐りやすいもの等の保管が困難な動産についてはこの限りでない。債権者が期限を徒過しても履行しない場合は、留置権者は債務者との協議により留置物を時価に換算するか、又は留置物の競売もしくは換価によって得た代金から優先弁済を受けることができる。

留置物を時価換算又は換価する場合は、市場価格を参照しなければならない。

第 237 条（債務者の留置権行使請求権）

債務者は、留置権者に債務履行期間満了後に留置権を行使することを請求することができる。留置権者が行使しない場合は、債務者は人民法院に留置物の競売又は換価を請求することができる。

第 238 条（債務の清算）

留置物を時価換算し又は競売、換価した後、その価額の債権額を超える部分については債務者の所有に帰し、不足する部分については、債務者が完済する。

第 239 条（その他担保物権との関係）

同一の動産上にすでに抵当権又は質権が設定されており、当該動産がさらに留置されている場合は、留置権者が優先弁済を受けるものとする。

第 240 条（留置権の消滅）

留置権者が留置物について占有を失った場合、又は留置権者が債務者から別途担保の提供を受けた場合は、留置権は消滅する。

第 5 編 占有

第 19 章 占有

第 241 条（占有の内容）

契約関係等に基づいて生じた占有における不動産又は動産の使用、収益、違約責任等については、契約の約定に従う。契約に約定がない場合、又は約定が不明確である場合は、関連の法律の規定に従う。

第 242 条（悪意の占有者の賠償責任）

占有者がその占有する不動産又は動産を使用し、当該不動産又は動産に損害をもたらした場合は、悪意の占有者は賠償責任を負わなければならない。

第 243 条（権利者の原物果実返還請求権）

不動産又は動産が占有者によって占有されている場合は、権利者は原物及びその果実の返還を請求することができる。但し、権利者は、善意の占有者が不動産又は動産を維持するために支出した必要費を支払わなければならない。

第 244 条（占有者による損害賠償）

占有不動産又は動産が損傷又は滅失し、当該不動産又は動産の権利者が賠償を請求した場合は、占有者は損傷又は滅失により得た保険金、賠償金又は補償金等を権利者に返還しなければならない。権利者がその損害につき十分な補償を得ることができない場合は、悪意の占有者はさらに損害を賠償しなければならない。

第 245 条（占有の訴え）

占有不動産又は動産が不法占有された場合は、占有者は原物の返還を請求する権利を有する。占有を妨害する行為に対しては、占有者は妨害の排除又は危険の除去を請求する権利を有する。不法占有又は妨害により損害が生じた場合は、占有者は損害賠償を請求する権利を有する。

占有者の原物返還請求権は、不法占有の日から 1 年以内に行使されない場合は、消滅する。

附則

第 246 条（地方法規への委任）

法律又は行政法規が不動産の統一登記の範囲、登記機構及び登記方法について規定するまでは、本法の関連規定に基づき地方法規をもってこれらを規定す

ることができる。

第 247 条（施行日）

本法は 2007 年 10 月 1 日より施行する。

民法通則

[新編纂附則才忽附股有奇]

(全国人民代表大会1986年4月12日制定、同日公布、1987年1月1日施行)

目次

- 第1章 基本原則 (第1条～第8条)
- 第2章 公民 (自然人)
 - 第1節 民事權利能力及民事行為能力 (第9条～第15条)
 - 第2節 後見 (第16条～第19条)
 - 第3節 失踪宣告及び死亡宣告 (第20条～第25条)
 - 第4節 個人工商業者及び農村賄負經營者 (第26条～第29条)
 - 第5節 個人によるパートナーシップ (第30条～第35条)
- 第3章 法人
 - 第1節 一般規定 (第36条～第40条)
 - 第2節 企業法人 (第41条～第49条)
 - 第3節 機關、事業單位及び社会团体である法人 (第50条)
 - 第4節 連合經營 (第51条～第53条)
- 第4章 民事法律行為及び代理
 - 第1節 民事法律行為 (第54条～第62条)
 - 第2節 代理 (第63条～第70条)
- 第5章 民事權利
 - 第1節 財產所有權及び財產所有權に係わる財產權 (第71条～第83条)
 - 第2節 債權 (第84条～第93条)
 - 第3節 知的所有權 (第94条～第97条)
 - 第4節 人格權 (第98条～第105条)
- 第6章 民事責任
 - 第1節 一般規定 (第106条～第110条)
 - 第2節 契約違反の民事責任 (第111条～第116条)
 - 第3節 不法行為の民事責任 (第117条～第133条)
 - 第4節 民事責任の負担方式 (第134条)
- 第7章 訴訟の時効 (第135条～第141条)
- 第8章 涉外民事關係にかかる法律適用 (第142条～第150条)
- 第9章 附則 (第151条～第156条)

第1章 基本原則

第1条(目的)

公民及び法人の適法な民事權益を保障し、民事關係を正しく調整し、社会主义現代化建設事業發展の要請

に対応するため、憲法及びわが国の実情に基づき、民事活動の実践経験を総括して、本法を制定する。

第2条(財産関係及び身分関係)

中華人民共和民法は、平等な主体である公民相互間、法人相互間並びに公民と法人の間の財産関係及び身分関係を調整する。

第3条(当事者の平等)

当事者の民事活動における地位は、平等である。

第4条(自由意思、公平、信義誠実の原則)

民事活動においては、自由意思、公平、等価有償及び信義誠実の原則を遵守しなければならない。

第5条(権利の不可侵)

公民及び法人の適法な民事權益は、法律の保護を受け、いかなる組織及び個人もこれを侵害してはならない。

第6条(法律、政策の遵守)

民事活動においては、必ず法律を遵守し、法律に規定がない場合には、国の政策を遵守しなければならない。

第7条(民事活動上の義務)

民事活動においては、社会の公徳を尊重しなければならない、社会の公共利益を害し、国の経済計画を破壊し、社会の経済秩序を乱してはならない。

第8条(本法の適用範囲)

中華人民共和国内における民事活動は、法律に別段の定めがある場合を除き、中華人民共和国の法律を適用する。

本法の公民に関する規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、中華人民共和国内の外国人及び無国籍者にも適用する。

第2章 公民(自然人)

第1節 民事権能力及び民事行為能力

第9条(民事権能力の享有と義務)

公民は、出生のときから死亡のときまで、民事権能力を有し、法に基づいて、民事権利を享受し、民事義務を負うものとする。

第10条(民事権利能力の平等性)

公民の民事権利能力は、一律に平等である。

第11条(完全民事行為能力者)

満18歳以上の公民は、成年者として完全な民事行為能力を有し、独立して民事活動を行うことができ、完全な民事行為能力者となる。

満16歳以上18歳未満の公民で、自己の勤労所得を主要な生活基盤としている者は、完全な民事行為能力者とみなす。

第12条(制限民事行為能力者)

満10歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者としてその年齢及び知力に応じた民事活動を行うことができる。その他の民事活動は、法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意を必要とする。

10歳未満の未成年者は、民事行為無能力者として、法定代理人がその民事活動を代理する。

第13条(精神病者の民事行為能力)

自己の行為を識別できない精神病者は、民事行為無能力者として、法定代理人がその民事活動を代理する。

自己の行為を完全には識別できない精神病者は、制限民事行為能力者として、その者の精神健康状態に応じた民事活動を行うことができる。その他の民事活動については、法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意を必要とする。

第14条(民事行為の後見人)

民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人となる。

第15条(公民の住所)

公民は、戸籍所在地の居住地をその者の住所とし、経常的な居住地と住所が一致しない場合は、経常的な居住地を住所とみなす。

第2節 後見

第16条(未成年者の後見人)

未成年者の父母は、未成年者の後見人となる。

未成年者の父母が、すでに死亡している場合、又は後見能力がない場合には、次に掲げる者の中から後見能力を有する者が、後見人となる。

(1)祖父母又は外祖父母。

(2)兄又は姉。

(3)関係の密接なその他の親族又は友人が後見の責任を引き受ける場合は、未成年者の父・母の勤務先又は未成年者の住所地の住民委員会もしくは村民委員会の同意を得た者。

後見人の選任について異議がある場合には、未成年者の父、母の勤務先又は未成年者の住所地の住民委員会もしくは村民委員会が、近い親族の中から後見人を指定する。指定に対して不服があり、訴訟が提起された場合には、人民法院が決定する。

第1項及び第2項に定める後見人がいない場合には、未成年者の父、母の勤務先又は未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会もしくは民政部門が後見人を務める。

第17条(民事行為無能力・制限者の後見人)

民事行為無能力又は制限民事行為能力の精神病患者については、次に掲げる者が後見人を務める。

(1)配偶者。

(2)父母。

(3)成年の子女。

(4)その他の近い親族。

(5)関係の密接なその他の親族又は友人が後見の責任を引き受ける場合には、精神病患者の勤務先又は住所地の住民委員会もしくは村民委員会の同意を得た者。

後見人の選任について異議がある場合には、精神病患者の勤務先又は住所地の住民委員会もしくは村民委員会が、近い親族の中から後見人を指定する。指定に対して不服があり、訴訟が提起された場合には、人民法院が決定する。

第1項に定める後見人がいない場合は、精神病患者の勤務先又は住所地の住民委員会、村民委員会もしくは民政部門が後見人を務める。

第18条(後見人の職責)

後見人は、後見の職責を履行し、被後見人の身分上、財産上その他の適法な權益を守り、被後見人の利益のためにする場合を除き、被後見人の財産を処分することはできない。

後見人が法に基づいて後見を行う権利は、法律の保護を受ける。

後見人が後見の職責を果たさず、又は被後見人の適法な權益を侵害した場合には、後見人は責任を負わなければならない。被後見人に対して財産上の損害を与えた場合には、後見人は損害を賠償しなければならない。人民法院は、関係者又は関係単位の申立に基づき、後見人の資格を取り消すことができる。

第19条(民事行為無能力等の宣告)

精神病患者の利害関係人は、人民法院に対して精神病患者を民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と宣告することを求めることができる。

人民法院により、民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と宣告された者は、その者の健康回復の状況に応じ、本人又は利害関係人の申請により、人民法院はその者を制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者と宣告することができる。

第3節 失踪宣告及び死亡宣告

第20条(失踪宣告)

公民の行方不明が2年を経過した場合には、利害関係人は人民法院に対し失踪者の宣告を求めることができる。

戦争中行方不明となった場合には、行方不明の期間は戦争終結の日から起算する。

第21条(失踪者の財産管理)

失踪者の財産は、その配偶者、父母もしくは成年の子女又は関係の密接なその他の親族もしくは友人が、代理管理する。代理管理について異議がある場合、以上に規定した者がいない場合、又はこれらの者に代理管理能力がない場合には、人民法院の指定する者が、代理管理を行う。

失踪者の未納税金及び債務並びに支払うべきその他の費用は、代理管理者がこれを失踪者の財産の中から支払うものとする。

第22条(失踪宣告の取消)

失踪を宣告された者が再び現れ、又はその行方が確認された場合には、人民法院は、本人又は利害関係人の申請により、その失踪宣告を取り消さなければならない。

第23条(死亡宣告)

公民が、次の各号のいずれかに該当する場合には、利害関係人は、人民法院に対して死亡の宣告を求めることができる。

(1)行方不明になってから満4年を経過している場合。

(2)不慮の事故により行方不明となり、事故発生の日から満2年を経過した場合。

戦争中行方不明になった場合には、行方不明の期間は戦争終結の日から起算する。

第24条(死亡宣告の取消)

死亡を宣告された者が再び現れ、又はその生存が確認された場合には、人民法院は、本人又は利害関係人の申請によりその死亡宣告を取り消さなければならない。

民事行為能力を有する者が、死亡宣告期間中に行った民事法律行為は、これを有効とする。

第25条(財産の返還、補償)

死亡宣告を取り消された者は、財産の返還を求める権利を有する。相続法に基づいて、財産を取得した公民又は組織は、その原物を返還しなければならない、原物がない場合には、適当な補償をする。

第4節 個人工商業者及び農村請負経営者

第26条(個人工商業者)

公民で、法律で許された範囲内において、法に基づき審査確認(原文は「核準」)の上で登記を受け、工商業の経営に従事する者を個人工商業者とする。個人工商業者は、屋号を付けることができる。

第27条(農村請負経営者)

農村の集団経済組織の構成員で、法律で許された範囲内において、請負契約の定めに従い商品を経営する者を農村請負経営者とする。

第28条(個人工商業者、農村請負経営者の權益保護)

個人工商業者及び農村請負経営者の適法な權益は、法律の保護を受ける。

第29条(個人工商業者、農村請負経営者の債務負担)

個人工商業者及び農村請負経営者の債務は、個人経営の場合には、個人の財産で負担する。家族経営の場合は、家族の財産で負担する。

第5節 個人によるパートナーシップ

第30条(個人によるパートナーシップの定義)

個人によるパートナーシップ(原文は「個人合誌」)とは、2人以上の公民が契約に基づいて、それぞれが資金、現物及び技術等を提供し、共同で経営し、共同で労働するものをいう。

第31条(個人によるパートナーシップの契約)

パートナー(原文は「合誌人」)は、出資額、利益分配、債務負担、加入、脱退及び共同経営終了等について、書面による契約を結ばなければならない。

第32条(パートナーの財産)

パートナーが投入した財産は、パートナーが統一的に管理し、使用する。

パートナーシップにより蓄積した財産は、パートナーの共同所有に属する。

第33条(個人によるパートナーシップの登記)

個人によるパートナーシップは屋号を付け、法に基づいて審査確認の上で登記を受け、審査確認の上で登記された経営範囲内において経営に従事することができる。

第34条(個人によるパートナーシップの監督)

個人によるパートナーシップの経営活動はパートナーが共同で決定し、パートナーはその実行及び監督をする権利を有する。

パートナーは、責任者を選出することができる。パートナーシップ責任者(原文は「合誌負責人」)及びその他の者の経営活動については、パートナー全員が民事責任を負うものとする。

第35条(パートナーシップの債務)

パートナーシップの債務は、パートナーの出資比率又は契約の約定に従い、各自の財産により、完済責任を負うものとする。

パートナーは、法律に別段の定めがある場合を除き、パートナーシップの債務に対して連帯責任を負うものとする。自ら負担すべき額を超過してパートナーシップの債務を弁済したパートナーは、他のパートナーに対して求償権を有する。

第3章 法人

第1節 一般規定

第36条(法人の定義)

法人は、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法に基づいて独立した民事権利を有し、民事義務を負う組織である。

法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人の成立時に発生し、その終了時に消滅する。

第37条(法人の条件)

法人は、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)法に基づいて成立すること。
- (2)必要な財産又は経費を有すること。
- (3)自己の名称、組織機構及び住所を有すること。
- (4)独立して民事責任を負えること。

第38条(法人の法定代表者)

法律又は法人組織の定款の規定により、法人を代表して職権を行使する責任者は、法人の法定代表者となる。

第39条(法人の住所)

法人は、その主要事務機構の所在地を住所とする。

第40条(法人の清算)

法人が終了する場合は、法に基づいて清算を行い、清算範囲以外の活動を停止しなければならない。

第2節 企業法人

第41条(企業法人格の取得)

全人民所有制企業又は集団所有制企業で、国の定める規定を満たす資金額、定款、組織機構及び住所があり、独立して民事責任を負えるものは、主管機関の審査確認の上で登記を経て、法人格を取得する。

中華人民共和国内に設立される中外合弁企業、中外合作企業及び独資企業で、法人の条件を備えているものは、法に基づき工商行政管理機関の審査確認の上で登記を経て、中国の法人格を取得する。

第42条(企業法人経営の範囲)

企業法人は、審査確認の上で登記された範囲内で経営に従事しなければならない。

第43条(企業法人の民事上の責任)

企業法人は、法定代表者その他の職員の経営活動について、民事責任を負うものとする。

第44条(企業法人の分割、合併)

企業法人が分割し、合併し、又はその他の重要事項を変更する場合には、登記機関に登記をし、かつ、公告をしなければならない。

企業法人が分割し、合併した場合の権利及び義務は、変更後の法人がこれを継承する。

第45条(企業法人の終了事由)

企業法人は、次に掲げるいずれかの理由によって、終了する。

- (1)法律による取消。
- (2)解散。
- (3)法律による破産宣告。
- (4)その他の理由。

第46条(企業法人終了時の登記、公告)

企業法人が終了する場合には、登記機関において抹消登記をし、かつ、公告しなければならない。

第47条(企業法人の清算)

企業法人が解散する場合には、清算組織を設けて清算をしなければならない。企業法人が取り消され、破産宣告を受けた場合には、主管機関又は人民法院が関係機関及び関係者による清算組織を設け、清算させなければならない。

第48条(企業法人財産による民事上の責任)

全人民所有制企業法人は、国から経営管理を委ねられた財産により、民事責任を負うものとする。集団所有制企業法人は、企業が所有する財産により、民事責任を負うものとする。中外合併企業法人、中外合作企業法人及び外資独資企業法人は、法律に別段の定めがある場合を除き、企業が所有する財産によって民事責任を負うものとする。

第49条(企業法人が責任を負う事由)

企業法人が、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、法人が責任を負うほか、法定代表者に行政処分及び過料を科すことができ、犯罪を構成するときには、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1)登記機関が審査確認の上で登記した経営範囲を超えて、不法な経営に従事した場合。
- (2)登記機関又は税務機関に真実の状況を隠し、虚偽を弄した場合。
- (3)資金を引き出し、財産を隠匿し、債務を逃れた場合。
- (4)解散、取消又は破産宣告を受けた後、無断で財産を処分した場合。
- (5)変更又は終了時に、遅滞なく登記申請及び公告をせず、利害関係人に重大な損害を与えた場合。
- (6)法律により禁止されたその他の活動を行い、国の利益又は社会公共の利益に損害を与えた場合。

第3節 機関、事業単位及び社会団体である法人

第50条(機関、事業単位及び団体等の法人格)

独立した経費を有する機関は、成立の日から法人格を有する。

法人の条件を備えた事業単位又は社会団体で、法により法人登記を必要としないものは、成立の日から法人格を有する。法により法人登記を必要とするものは、審査確認の上、登記を経た後に法人格を取得する。

第4節 連合経営

第51条(連合経営の法人格)

企業相互間又は企業、事業単位相互間で連合経営を行い、新しい経済実態を組織するもので、独立して民事責任を負い、法人の条件を備えているものは、主管機関の審査確認の上で登記を経て法人格を取得する。

第52条(法人格のない連合経営の民事上の責任)

企業相互間又は企業、事業単位相互間で、連合経営又は共同経営を行っているが、法人の条件を備えていないものは、連合経営の各当事者が出資比率又は契約の約定に従い、それぞれが所有又は経営管理している財産により、民事責任を負う。法律の規定又は契約の約定により連帯責任を負う場合は、連帯責任を負う。

第53条(契約で民事上の責任を負う連合経営)

企業相互間又は企業、事業単位相互間で連合経営を行い、契約の約定に従ってそれぞれ独立して経営するものは、それぞれの権利及び義務を契約で定め、それぞれが民事責任を負う。

第4章 民事法律行為及び代理

第1節 民事法律行為

第54条(民事法律行為の定義)

民事法律行為は、公民又は法人が、民事権利及び民事義務を設定し、変更し、終了する適法な行為である。

第55条(民事法律行為の条件)

民事法律行為は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)行為者が、相応の民事行為能力を有すること。

(2)意思表示が、真実であること。

(3)法律又は社会公共の利益に反しないこと。

第56条(民事法律行為の形式)

民事法律行為は、書面の形式、口頭の形式又はその他の形式をとることができる。法律に特定の形式規定がある場合は、法律の規定によらなければならない。

第57条(民事法律行為の法的拘束力)

民事法律行為は、成立のときから法的拘束力を有する。行為者は、法律の規定によらず、又は相手方の承諾を得なければ、無断でこれを変更し、又は解除することはできない。

第58条(民事行為の無効)

次に掲げる民事行為は、無効とする。

(1)民事行為無能力者が行ったもの。

(2)法の規定により、制限民事行為能力者が独立して行えないもの。

(3)一方が、詐欺、脅迫又は相手方の弱みにつけこみ、相手方の真意に反して行わせたもの。

(4)悪意をもって通じ、国、集団又は第三者の利益を害するもの。

(5)法律又は社会公共の利益に反するもの。

(6)経済契約で、国の指令性計画に反するもの。

(7)適法な形式で不法な目的を覆い隠したもの。

無効な民事行為は、行為の始めから法的拘束力を有しない。

第59条(民事行為の取消)

次に掲げる民事行為について、当事者の一方は、人民法院又は仲裁機関に対して、その変更又は取消を求める権利を有する。

(1)行為者に、行為内容についての重大な誤解がある場合。

(2)明らかに公平を欠いたもの。

取り消された民事行為は、行為の始めから無効とする。

第60条(民事行為の一部無効)

民事行為の一部無効が、その他の部分の効力に影響を及ぼさない場合には、その他の部分は、依然有効である。

第61条(民事行為の無効・取消の責任)

民事行為が無効と確認され、又は取り消された場合には、当事者がその行為によって得た財産は、損失を受けた側に返還しなければならない。過失のある一方は、それによる他方の損害を賠償しなければならない。

双方に過失がある場合は、当事者は、それぞれ相応の責任を負わなければならない。

双方が悪意をもって通じ、民事行為によって国、集団又は第三者の利益に損害をもたらした場合には、双方が得た財産を没収し、国、集団の所有に帰属させ、又は第三者に返還しなければならない。

第62条(条件付民事法律行為)

民事法律行為には、条件を付することができ、条件付民事法律行為は、その条件を満たした時にその効力が生ずる。

第2節 代理

第63条(民事法律行為の代理)

公民及び法人は、代理人を通じて、民事法律行為を行うことができる。

代理人は、代理権限内において、被代理人の名義により、民事法律行為を行う。被代理人は、代理人の代理行為に対し、民事責任を負う。

法律の規定又は当事者双方の約定に従い、本人が行うべき民事法律行為は、代理することができない。

第64条(代理の種類)

代理には、任意代理、法定代理及び指定代理が含まれる。

任意代理人は、被代理人の委任に基づいて代理権を行使し、法定代理人は法律の規定に基づいて代理権を行使し、指定代理人は人民法院又は指定単位の指定に基づいて、代理権を行使する。

第65条(民事法律行為の任意代理)

民事法律行為の任意代理は、書面の形式又は口頭の形式によることができる。法律で、書面の形式によることが定められている場合には、書面形式によらなければならない。

書面による任意代理の授權委任状には、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を明記し、かつ委任者が署名又は押印しなければならない。

委任状による委任が不明確な場合は、被代理人は第三者に対して民事責任を負わなければならない、代理人は連帯責任を負わなければならない。

第66条(代理人の職責違反)

代理権がなく、代理権を越え、又は代理権が終了した後の行為は、被代理人が追認したものについてのみ、被代理人はその民事責任を負う。追認されない行為については、行為者がその民事責任を負う。他人が本人名義で民事行為を行ったことを知りながら、本人が否認の意思表示をしない場合は、同意したものとみなす。

代理人が職責を果たさなかった結果、被代理人に損害を与えた場合は、民事責任を負わなければならない。

代理人が第三者と通じ、被代理人の利益に損害を与えた場合には、代理人及び第三者が、連帯責任を負わなければならない。

第三者が、行為者に代理権がなく、行為者が代理権を超え、又は行為者の代理権がすでに終了していることを知りながら、行為者と民事行為を行い、他人に損害を与えた場合には、第三者及び行為者が、連帯責任を負う。

第67条(違法な代理行為)

代理人が委任された事項が違法であることを知りながら、引き続いて代理活動を行った場合、又は被代理人が代理人の代理行為が違法であることを知りながら、反対を表明しない場合には、被代理人及び代理人が、連帯して責任を負う。

第68条(復代理)

任意代理人が、被代理人の利益のために復代理人を委任する場合には、事前に被代理人の承諾を得なければならない。事前に被代理人の承諾を得ていない場合には、事後遅滞なく被代理人に知らせなければならず、被代理人が承諾していない場合は、代理人は復代理人の行為について民事責任を負う。但し、緊急の事情があり、被代理人の利益保護のため、復代理人を委任した場合を除く。

第69条(任意代理の終了)

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、任意代理は、終了する。

- (1)代理期間が満了し、又は代理事務が完了した場合。
- (2)被代理人が委任を取り消し、又は代理人が委任を辞退した場合。
- (3)代理人が死亡した場合。
- (4)代理人が民事行為能力を失った場合。
- (5)被代理人又は代理人たる法人が、終了した場合。

第70条(法定代理・指定代理の終了)

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合に、法定代理又は指定代理は、終了する。

- (1)被代理人が民事行為能力を取得し、又は回復した場合。
- (2)被代理人又は代理人が死亡した場合。
- (3)代理人が民事行為能力を失った場合。
- (4)代理を指定した人民法院又は指定単位が、指定を取り消した場合。
- (5)その他の理由により生じた被代理人と代理人の間の後見関係が消滅した場合。

第5章 民事権利

第1節 財産所有権及び財産所有権に係わる財産権

第71条(財産所有権の定義)

財産所有権とは、あらゆる者が、法に基づき自己の財産に対して有する占有、使用、収益及び処分する権利をいう。

第72条(財産所有権の取得、移転)

財産所有権の取得は、法律の規定に違反してはならない。

契約その他の適法な方法で財産を取得する場合、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別の約定があるときを除き、財産所有権の移転は、財産引渡の時に始まる。

第73条(国家の財産)

国の財産は、全人民の所有に属する。

国の財産は、神聖不可侵であり、いかなる組織又は個人がこれを侵奪、略奪、不法分配、不法差押及び破壊することも禁止する。

第74条(集団組織の財産)

勤労大衆による集団組織の財産は、勤労大衆の集団所有に属し、次の各号に掲げるものを含む。

- (1) 法律において、集団所有に帰すると定めている土地及び森林、山地、草原、荒地、砂州など。
- (2) 集団経済組織の財産。
- (3) 集団所有の建築物、ダム及び農地水利施設並びに教育、科学、文化、衛生及びスポーツ等の施設。
- (4) 集団が所有するその他の財産。

集団所有の土地は、法律により、村の農民集団所有に属する。村の農業生産協同組合等の農業集団経済組織又は村民委員会が、これを経営及び管理する。すでに、郷（鎮）農民の集団経済組織の所有に属しているものについては、郷（鎮）の農民の集団所有に属させてよい。

集団所有の財産は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人がこれを侵奪、略奪、不法分配、破壊、不法封印、不法差押え、不法凍結又は不法没収することも禁止する。

第75条(個人財産)

公民の個人財産には、公民の適法な所得、家屋、貯蓄、生活用品、文物、図書資料、立ち木、家畜及び法律により公民に所有が許される生産手段その他の適法な財産を含む。

公民の適法な財産は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人がこれを侵奪、略奪、不法分配、破壊、不法封印、不法差押え、不法凍結又は不法没収することも禁止する。

第76条(財産の相続権)

公民は、法に基づき財産相続権を享受する。

第77条(社会団体の財産)

宗教団体を含む社会団体の適法な財産は、法律の保護を受ける。

第78条(共同所有)

財産は、2人以上の公民及び法人によって、共同所有することができる。

共同所有は、共有及び合有とする。共有者は、各自の持分に応じて、その共有財産に対し権利を分有し、義務を負担する。合有者は、共同所有財産に対して権利を有し、義務を負う。

共有財産のそれぞれの共有者は、自己の持分の分割又は譲渡を要求する権利を有する。但し、売却する場合には、同等の条件であれば、その他の共有者が優先的に購入する権利を有する。

第79条(埋蔵物、隠匿物及び遺失物)

所有者不明の埋蔵物及び隠匿物は、国の所有に帰する。受領単位は、上納した単位又は個人を表彰し、又は物質的報奨を与えなければならない。

遺失物、漂流物又は逸走した飼育動物を拾得した場合には所有者に返還しなければならない。このために支出した費用は、所有者がこれを返還する。

第80条(国有地、集団所有土地の使用)

国の所有地は、法に基づき全人民所有制単位が使用することができるが、法に基づき集団所有制単位が使用するように定めてもよいものとし、国は、その使用及び収益の権利を保護する。使用単位は、管理、保護及び合理的利用の義務を負う。

公民及び集団が法に基づいて、集団所有の土地又は国家が所有し集団が使用する土地の経営を請け負う権利は、法律の保護を受ける。請負双方の権利及び義務は、法律に従い請負契約で定める。

土地は、売買、賃貸、抵当その他の形式により、不法に譲渡してはならない。

第81条(自然資源の利用)

国が所有する森林、山地、草原、荒蕪地、砂州、水域等の自然資源は、法に基づき全人民所有制単位が使用することができるが、法に基づき集団所有制単位が使用するように定めてもよいものとし、国はその使用及び収益の権利を保護する。使用単位は、管理、保護及び合理的利用の義務を負う。

国が所有する鉱物資源は、法に基づき全人民所有制単位及び集団所有制単位が採掘することができるが、法に基づいて個人も採掘することができる。国は、適法な採鉱権を保護する。

公民及び集団が、法に基づき集団所有又は国が所有し集団が使用する森林、山地、草原、荒蕪地、砂州及び水域の経営を請け負う権利は、法律の保護を受ける。請負双方の権利及び義務は、法律に基づいて、請負契約で、これを定める。

国が所有する鉱物資源及び河川並びに国家所有及び法律で集団所有と定めている森林、山地、草原、荒蕪地及び砂州は、売買、賃貸、抵当又はその他の形式により、不法に譲渡してはならない。

第82条(全人民所有制)

全人民所有制企業が、国から経営管理を委ねられた財産に対して、法に基づいて有する経営権は、法律の保護を受ける。

第83条(相隣関係)

不動産が相隣接する各当事者は、生産に有利、生活に便利、団結互助及び公平合理の精神にのっとり、水流の切断、排水、通行、通風、採光などの隣接関係を正しく処理しなければならない。相隣接する当事者に、障害又は損害を与えている場合には、侵害を停止し又は障害を排除して、損害を賠償しなければならない。

第2節 債権

第84条(債権の定義)

債とは、契約の約定に基づき、又は法律の規定に基づき、当事者間に生ずる特定の権利及び義務関係である。権利を有する者が債権者であり、義務を負う者が債務者である。

債権者は債務者に、契約の約定に基づき、又は法律の規定に基づき、義務を履行するよう要求する権利を有する。

第85条(契約の定義)

契約は、当事者間に民事関係を設定し、変更し、終了する合意である。法に基づいて成立した契約は、法律の保護を受ける。

第86条(多数当事者の債権・債務)

債権者が2人以上ある場合には、定められた持分により権利を分有する。債務者が2人以上ある場合には、定められた持分により、義務を分担する。

第87条(連帯債権、連帯債務)

債権者又は債務者の一方の人数が2人以上ある場合には、法律の規定又は当事者の約定により、連帯権利を有する各債権者は、いずれも債務者に対し義務の履行を求める権利を有する。連帯義務を負う各債務者は、いずれも、全債務を完済する義務を負い、全ての義務を履行した者は、連帯義務を負うその他の者に対して、分担すべき額の支払を求める権利を有する。

第88条(約定が不明確な場合)

契約の当事者は、契約の約定に従い自己の義務を全て履行しなければならない。

契約中の品質、期限、場所又は代金に関する約定が不明確で、契約の関係条項の内容によって決められず、当事者の協議によっても合意に達し得ない場合には、次に掲げる規定を適用する。

- (1)品質の規定が不明確な場合には、国の品質基準により履行し、国の品質基準がない場合には、通常の基準により行う。
- (2)履行期限が不明確な場合には、債務者は、随時、債権者に対して義務を履行することができ、債権者も、随時、債務者に義務の履行を要求することができる。但し、相手方に必要な準備期間を与えなければならない。
- (3)履行場所が不明確な場合において現金をもって支払うときには、支払を受ける側の所在地において履行し、その他の目的物については、義務を履行する側の所在地において履行する。

14) 代金の約定が不明確な場合には、国が定めた価格により履行する。国が定めた価格がない場合には、市場価格もしくは同種物品の価格又は同種役務の報酬基準に準じて履行する。

契約に特許出願権の約定がない場合には、発明又は創作を完成させた当事者が、出願権を有する。

契約に技術成果の使用権の約定がない場合には、全ての当事者が、使用する権利を有する。

第89条(補償、拒当権、手付、留置権)

債務の履行は、法律の規定に基づき、又は当事者の約定に基づき、次に掲げる方式により保証することができる。

1) 保証人が債権者に対して債務者の債務履行を保証し、債務者がその債務を履行しない場合には、約定により保証人が履行し又は連帯責任を負う。保証人は、債務を履行した後、債務者に対して求償する権利を有する。

2) 債務者又は第三者は、一定の財産を抵当物件として提供することができる。債務者が債務を履行しなかった場合には、債権者は法律の規定により抵当物件を換金又は売却した代金で、優先的に弁済を受けることができる。

3) 当事者の一方は、法律が規定する範囲内において、相手方に手付金を支払うことができる。債務者が債務を履行した後、手付金は代金に充当し、又は返還されなければならない。手付金を支払った一方が債務を履行しない場合には、手付金の返還を求める権利を有しない。手付金を受け取った側が債務を履行しない場合には、手付金を倍額にして返還しなければならない。

4) 契約の約定に基づき、一方が相手方の財産を占有し、相手方が約束の期限が過ぎたにもかかわらず契約で約定した金額を支払わない場合には、占有者はその財産を留置する権利を有し、法律の規定に基づき、留置財産を換金又は売却した代金によって、優先的に弁済を受けることができる。

第90条(貸借関係)

適法な貸借関係は、法律の保護を受ける。

第91条(契約上の権利・義務の譲渡)

契約当事者の一方が契約上の権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、契約の他方当事者の承諾を得なければならない。かつ利益を得てはならない。法律の規定により国の認可を必要とする契約については、原認可機関の認可を受けなければならない。但し、法律に別段の定めがあり、又は原契約に別の約定があるものを除く。

第92条(不当利得の返還)

適法な根拠がなく、不当な利得をあげ、他人に損害を与えた場合には、その不当利得は、被害者に返還しなければならない。

第93条(事務管理)

法律上又は契約上の義務がない場合において、他人の利益が失われることを避けるために管理又は役務を行った者は、受益者に対しそれに要した費用の支払いを求める権利を有する。

第3節 知的所有権

第94条(著作権)

公民及び法人は、著作権を享有し、法に基づいて、署名、発表、出版、報酬獲得等の権利を有する。

第95条(特許権の保護)

公民及び法人が法により取得した特許権は、法律の保護を受ける。

第96条(商標権の保護)

法人、個人工商業者及び個人によるパートナーシップが法により取得した商標権は、法律の保護を受ける。

第97条(発見・発明に伴う権利)

公民は、自己の発見について発見権を有する。発見者は発見証書、賞金又はその他の報奨の交付を申請する権利を有する。

公民は、自己の発明又はその他の科学技術成果について荣誉证书、賞金又はその他の報奨の交付を申請する権利を有する。

第4節 人格権

第98条(生命・健康権)

公民は、生命・健康権を有する。

第99条(氏名権、名称権)

公民は、氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用及び規定により変更する権利を有し、他人が干渉、盗用又は冒用することを禁止する。

法人、個人工商業者及び個人によるパートナーシップは名称権を有する。企業法人、個人工商業者及び個人によるパートナーシップは、自己の名称を使用し、法に基づいて譲渡する権利を有する。

第100条(肖像権)

公民は、肖像権を有する。本人の承諾を得ずに、営利を目的として、公民の肖像を使用してはならない。

第101条(名誉権)

公民及び法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗等によって、公民及び法人の名誉を損なうことを禁止する。

第102条(荣誉権)

公民及び法人は、荣誉権を有し、公民及び法人の荣誉称号を不法に剥奪することを禁止する。

第103条(婚姻の自主決定権)

公民は、婚姻の自主決定権を有し、人身売買による結婚、親が取り決めた結婚及びその他婚姻の自由に干渉する行為は禁止する。

第104条(婚姻、華亭、老人、身障者の保護)

婚姻、家庭、老人、母親及び児童は、法律の保護を受ける。

身体障害者の適法な権益は、法律の保護を受ける。

第105条(男女平等)

女子は、男子と平等な民事権利を有する。

第6章 民事責任

第1節 一般規定

第106条(民事上の責任が生じる事由)

公民及び法人は、契約違反その他の義務の不履行について民事責任を負わなければならない。

公民及び法人は、過失により国及び集団の財産又は他人の財産及び人身を侵害した場合には、民事責任を負わなければならない。

過失がない場合であっても、法律の規定により民事責任を負うべきときには、民事責任を負わなければならない。

第107条(不可抗力)

不可抗力により、契約を履行できず、又は他人に損害を与えた場合には、法律に別段の定めがあるときを除き、民事責任を負わない。

第108条(分割弁済、強制弁済)

債務は、完済しなければならない。債務者は、一時的に弁済する能力がない場合には、債権者の承諾又は人民法院の決定を経て、分割弁済することができる。弁済能力を持ちながら弁済をしない場合には、人民法院の判決により強制的に弁済をさせる。

第109条(他人の財産侵害を防止した場合)

国及び集団の財産又は他人の財産並びに人身の侵害を防止し及び阻止するために損害を受けた場合には、侵害者が被害者に対し賠償責任を負い、受益者も又、被害者に対し適当な補償をすることができる。

第110条(行政責任の追及)

民事責任を負う公民及び法人について、行政責任を追及する必要がある場合には、行政責任を追及しなけ

ればならない。犯罪を構成する場合は、公民及び法人の法定代表者に対して、法に基づき刑事責任を追及しなければならない。

第2節 契約違反の民事責任

第111条(契約義務の不履行)

当事者の一方が契約の義務を履行せず、又は契約義務の履行が約定の条件を満たさない場合には、他方は、履行又は救済措置を求める権利を有し、かつ損害賠償を請求する権利を有する。

第112条(契約違反の賠償責任)

当事者の一方による契約違反の賠償責任は、他方がそれにより受けた損害に相当するものでなければならない。

当事者は、契約において一方が契約に違反した場合には他方に一定額の違約金を支払う約定をすることができる。又、当事者は、契約において契約違反の損害賠償額の計算方法を取り決めることもできる。

第113条(当事者双方の契約違反)

当事者双方が、いずれも契約に違反した場合には、それぞれの当事者は、それぞれ負うべき民事責任を負わなければならない。

第114条(損害拡大防止義務)

他方の契約違反により当事者の一方が損害を受けた場合には、遅滞なく損害の拡大を防止する処置をとらなければならない。遅滞なく処置をとらず、損害の拡大を招いた場合には、拡大した損害については、賠償を請求する権利を有しない。

第115条(契約の変更・解除と損害賠償求償権)

契約の変更又は解除は、当事者の損害賠償請求権に影響を及ぼさない。

第116条(上級機関の原因による契約不履行)

当事者の一方が上級機関の原因により、契約の義務を履行できない場合には、契約の約定に従い他方に対し、損害の賠償又はその他救済措置をとらなければならない。その後、上級機関は当事者の一方に対しそれによって被った損害を、責任をもって処理する。

第3節 不法行為の民事責任

第117条(国家、集団等の財産の不法占有・毀損)

国及び集団の財産又は他人の財産を侵奪した者は、財産を返還しなければならず、財産を返還できない場合には、換価して賠償しなければならない。

国及び集団の財産又は他人の財産を毀損した者は、原状回復又は換価して賠償しなければならない。

被害者がこれらによりその他の重大な損害を受けた場合には、加害者は、更に損害を賠償しなければならない。

第118条(知的財産権の侵害)

公民及び法人の著作権（版權）、特許権、商標権、発見権、発明権及びその他の科学技術成果権が、剽窃、改竄、冒用等の侵害を受けた場合には、公民及び法人は、侵害の停止、影響の除去及び損害の賠償を請求する権利を有する。

第119条(身体傷害に対する賠償)

公民の身体を侵害して、傷害をもたらした者は、医療費、休業による減収、身障者の生活補助費等の費用を賠償しなければならない。死亡を招いた場合には、侵害者は、更に葬儀費、死者が生前に扶養していた者の必要な生活費等の費用を支払わなければならない。

第120条(氏名権、肖像権、名誉権の侵害)

公民の氏名権、肖像権、名誉権及び榮譽権が侵害された場合には、公民は、侵害の停止、名誉の回復、影響の除去及び謝罪を要求する権利を有し、かつ、損害賠償を請求することができる。

法人の名称権、名誉権及び榮譽権が侵害された場合には、前項の規定を適用する。

第121条(国家機関、同職員による侵害)

国家機関又は国家機関の職員が職務執行中に、公民及び法人の適法な權益を侵害して損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。

第122条(製造物責任)

製品の品質不合格により、他人の財産又は人身に損害を与えた場合には、製品の製造者及び販売者は、法に基づき民事責任を負わなければならない。運送者又は保管者に責任がある場合には、製品の製造者及び販売者は、損害賠償を請求する権利を有する。

第123条(危険作業の民事責任)

高空、高圧、燃焼、爆発、劇毒、放射性、高速度輸送手段等周囲の環境に対して、高度の危険性をもつ作業に従事し、他人に損害を与えた者は、民事責任を負わなければならない。損害が被害者の故意によるものであることを証明できる場合には、民事責任を負わない。

第124条(汚染の民事責任)

国の環境保護及び汚染防止規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害を与えた者は、法に基づき民事責任を負わなければならない。

第125条(地下施設作業の民事責任)

公共の場所、路傍又は通路上に、穴を掘り、地下施設の修繕及び据付を行うときに、明白な標識を設置せず、安全措置を講じないで、他人に損害を与えた場合には、施工者は、民事責任を負わなければならない。

第126条(工作物責任)

建築物又はその他の施設及び建築物上に設置された物が、倒壊、脱落又は墜落して、他人に損害を与えた場合には、その所有者又は管理人は、民事責任を負わなければならない。但し、自己の過失がないことを証明できる場合は、この限りではない。

第127条(動物による侵害の民事責任)

飼育中の動物が、他人に損害を与えた場合には、動物の飼育者又は管理者は、民事責任を負わなければならない。被害者の過失によって損害が生じた場合には、動物の飼育者又は管理者は、民事責任を負わない。第三者の過失によって損害が生じた場合には、第三者が民事責任を負わなければならない。

第128条(正当防衛)

正当防衛により損害を与えた者は、民事責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超え不当な損害を与えた場合には、適当な民事責任を負わなければならない。

第129条(緊急避難)

緊急避難により損害を与えた場合には、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負う。危険が自然の原因により生じたものである場合には、緊急避難者は民事責任を負わず、又は適当な民事責任を負う。緊急避難のために行った措置が、妥当でなく、又は必要な限度を超えたことにより不当な損害をもたらした場合には、緊急避難者は適当な民事責任を負わなければならない。

第130条(共同不法行為)

2人以上の者が共同で権利を侵害し他人に損害を与えた場合には連帯責任を負わなければならない。

第131条(過失相殺)

被害者にも損害の発生について過失がある場合には、加害者の民事責任を軽減することができる。

第132条(全当事者に過失がない場合)

当事者のいずれにも損害の発生について過失がない場合には、当事者は、実情に応じて、民事責任を分担することができる。

第133条(後見人の民事責任)

民事行為無能力者及び制限民事行为能力者が、他人に損害を与えた場合には、後見人が民事責任を負うも

のとする。後見人が後見の責任を十分果たしている場合には、その民事責任を適宜軽減することができる。財産を有する民事行為無能力者及び制限民事行為能力者が、他人に損害を与えた場合には、本人の財産から賠償費用を支払う。不足分は、後見人が適宜賠償する。但し、単位が後見人を務めている場合は、この限りではない。

第4節 民事責任の負担方式

第134条(民事責任の負担方式)

民事責任の負担方式には、主として、次のものがある。

- (1)侵害の停止
- (2)妨害の排除
- (3)危険の除去
- (4)財産の返還
- (5)原状の回復
- (6)修理、再製作及び交換
- (7)損害の賠償
- (8)違約金の支払
- (9)影響の除去及び名誉の回復
- (10)謝罪

前項の民事責任の負担方式は、単独で用いることができ、併用することもできる。

人民法院は、民事事件の審理において、前項の規定を適用するほか、訓戒又は始末審提出を命じ、不法活動による財物及び不法所得を没収することができ、かつ法律の規定に基づき、過料又は拘留に処することができる。

第7章 訴訟の時効

第135条(一般的訴訟時効期間)

人民法院に対し、民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は法律に別段の定めがある場合を除き、2年とする。

第136条(1年の訴訟時効期間)

次の各号に掲げる訴訟時効の期間は、1年とする。

- (1)身体に侵害を受け、賠償を請求する場合。
- (2)品質不合格の商品を販売し、未だ公告していない場合。
- (3)賃借料の支払を遅延又は拒否している場合。
- (4)預けた財物が紛失又は損壊した場合。

第137条(訴訟時効期間の起算日)

訴訟時効の期間は、権利の侵害を知り、又は知り得た時から起算する。但し、権利が侵害された日から20年を超えた場合には、人民法院はこれを保護しない。特別な事情がある場合には、人民法院は訴訟時効の期間を延長することができる。

第138条(事項利益の放棄)

訴訟時効の期間を経過しても、当事者が自由意志で履行する場合は、その履行は、訴訟時効の制限を受けない。

第139条(訴訟時効の停止)

訴訟時効期間の最後の6か月以内に、不可抗力又はその他の障害により、請求権を行使できない場合には、訴訟時効は停止する。時効停止の事由が除去された日から、訴訟時効期間は継続して計算する。

第140条(訴訟時効の中断)

訴訟時効は、訴訟の提起、当事者の一方による要求の提出又は当事者の一方による義務履行の承諾により、中断する。訴訟時効期間は、中断の時から改めて計算する。

第141条(訴訟時効について別段の定めがある場合)

法律に訴訟時効について別段の定めがある場合は、法律の規定による。

第8章 涉外民事関係にかかる法律適用

第142条(涉外民事関係法律の適用)

涉外民事関係にかかる法律の適用は、本章の規定により確定する。

中華人民共和国が、締結又は加盟している国際条約に、中華人民共和国の民事法律と異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。但し、中華人民共和国が留保を声明した条項はこの限りではない。中華人民共和国の法律及び中華人民共和国が締結又は加盟している国際条約に規定がない場合には、国際慣例を適用することができる。

第143条(外国定住者の民事行為能力に適用する法律)

中華人民共和国公民が、外国に定住している場合には、その者の民事行為能力は、定住国の法律を適用することができる。

第144条(不動産所有権に適用する法律)

不動産の所有権は、不動産所在地の法律を適用する。

第145条(契約紛争処理に適用する法律)

涉外契約の当事者は、法律に別段の定めがある場合を除き、契約の紛争処理に適用する法律を選択するこ

とができる。

涉外契約の当事者が選択をしていない場合には、契約と最も密接な関係にある国の法律を適用する。

第146条(不法行為に適用する法律)

不法行為の損害賠償は、不法行為地の法律を適用する。この場合において、当事者双方の国籍が同じであり、又は同一国に住所がある場合には、当事者の本国法又は住所地の法律を適用することもできる。

中華人民共和国の法律が、中華人民共和国外において発生した行為を不法行為と認めていない場合には、その行為は不法行為として処理することはない。

第147条(婚姻に適用する法律)

中華人民共和国公民と外国人の婚姻には、婚姻締結地の法律を適用し、離婚には、事件を受理した裁判所の所在地の法律を適用する。

第148条(扶養に適用する法律)

扶養は、被扶養者と最も密接な関係にある国の法律を適用する。

第149条(遺産相続に適用する法律)

遺産の法定相続は、動産には被相続者の死亡時の住所地の法律を適用し、不動産には不動産所在地の法律を適用する。

第150条(外国法・国際慣例の適用)

本章の規定に基づき外国の法律又は国際慣例を適用する場合には、中華人民共和国の社会公共の利益に背いてはならない。

第9章 附則

第151条(民族自治地方の条例・規定)

民族自治地方の人民代表大会は、本法に規定する原則に基づき、地元民族の特色を考慮して、弾力的又は補足的な単行条例又は規定を定めることができる。自治区の人民代表大会が定めたものは、法律の規定に従い全国人民代表大会常务委员会の承認を求め、又は全国人民代表大会常務委員会に届け出る。自治州及び自治県の人民代表大会が定めたものは、省及び自治区人民代表大会常務委員会の承認を求める。

第152条(既存企業の法人格)

本法の発効以前に、省、自治区及び直轄市以上の主管機関によって、設立を認可された全人民所有制企業で、すでに工商行政管理機関に登録したものは、新たに法人登記をすることなく、法人格を有する。

第153条(不可抗力の定義)

本法において「不可抗力」とは、予見できず、回避できず、かつ克服できない客観的状況をいう。

第154条(期間の計算)

民法における期間は、西暦の年、月、日及び時間により計算する。

時間により期間を計算することが定められている場合には、所定の時から計算する。日、月及び年により、期間を計算する場合には、初日は算入せず、翌日から計算する。

期間の最終日が、日曜日その他の法定休日に当たる場合には、休日の翌日を期間の最終日とする。

期間の最終日の終丁時間は、24時とする。業務時間がある場合には、業務活動の停止時間を終了時間とする。

第155条(「以上」、「以下」等の範囲)

民法において、「以上」、「以下」、「以内」及び「満期」には、その数を含み、「未満」及び「以外」には、その数を含まない。

第156条(施行日)

本法は、1987年1月1日から施行する。

担保法

〔新編新訳才急耐限殿隠限〕

(全国人民代表大会常務委員会 1995 年 6 月 30 日制定、同日公布、1995 年 10 月 1 日施行)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

資金の融通と商品の流通を促進し、債権の実現を保障し、社会主義市場経済を発展させるため、本法を制定する。

第 2 条 (担保の目的・方式)

貸借、売買、貨物運輸、加工請負等の経済活動において、債権者がその債権の実現を担保の方式によって保障することが必要な場合、本法の規定に従い担保を設定することができる。

本法が規定する担保の方式は保証、抵当、質、留置及び手付金である。

第 3 条 (原則)

担保活動は平等、自由意思、公平、誠実信用の原則を遵守しなければならない。

第 4 条 (反担保)

第三者は、債務者のために債権者に対して担保を提供する場合、債務者に対して見返り担保(反担保)を提供することを要求することができる。

見返り担保については本法の担保についての規定を適用する。

第 5 条 (従契約性・民事責任)

担保契約は主契約の従契約であり、主契約が無効であれば担保契約も無効となる。担保契約に別段の約定がある場合は約定に従う。

担保契約が無効であると確認された後、債務者、担保提供者、債権者に過失がある場合には、その過失に対応する民事責任を各自が負担しなければならない。

第 2 章 保証

第 1 節 保証及び保証人

第 6 条 (保証の定義)

本法でいう保証とは、債務者が債務を履行しない場合に保証人が約定に従い債務を履行し又は責任を負う旨を、保証人が債権者と約定する行為をいう。

第 7 条 (保証人の資格)

債務を代位弁済する能力のある法人、その他の組織又は公民は、保証人となることができる。

第 8 条 (国家機関による保証の原則的禁止)

国務院の認可を得たうえで外国政府又は国際経済組織の貸付を利用して再貸付を行う場合を除き、国家機関は保証人となることができない。

第 9 条 (公益団体等による保証の禁止)

学校、幼稚園、病院等の公益を目的とする事業単位及び社会団体は保証人となってはならない。

第 10 条 (支店等による保証の禁止)

企業法人の支店等(原文は「分支機構」)及び職能部門は保証人となってはならない。

企業法人の支店が当該法人からの権限授与書を有するときは、授權の範囲内で保証をすることができる。

第 11 条 (保証の強要の禁止)

いかなる単位や個人も銀行等の金融機関又は企業に対して他人のために保証をすることを強要してはならず、他人のために保証をすることを銀行等の金融機関又は企業に強要する行為に対して、銀行等の金融機関又は企業はこれを拒絶する権利を有する。

第 12 条 (複数の保証人)

同一の債権について 2 人以上の保証人がいる場合、保証人は保証契約で約定した保証割合に従って保証責任を負う。保証割合について約定がない場合、保証人は連帯責任を負い、債権者はいずれの保証人にも全部の保証責任を負うことを要求でき、保証人は全て債権全部の実現を保証する義務を負う。すでに保証責任を履行した保証人は、債務者に対して求償をし、又は連帯責任を負うその他の保証人に対して同人が負担すべき部分について求償をする権利を有する。

第 2 節 保証契約及び保証方式

第 13 条 (書面契約)

保証人と債権者は、書面の方式によって保証契約を締結しなければならない。

第 14 条 (個別保証・包括保証)

保証人と債権者は、個別の主契約についてそれぞれ保証契約を締結することもできるし、一定期間において継続して発生する金銭借入契約又は特定の種類の商品に関する取引契約について債権の最高限度額の範囲内で 1 つの保証契約を締結することを合意することもできる。

第 15 条 (契約の要件)

保証契約には以下の内容が含まれていなければならない。

(1)保証される主債権の種類、額。

(2)債務者が債務を履行する期限。

(3)保証の方式。

(4)保証が担保する範囲。

(5)保証の期間。

(6)約定する必要があると双方が認めるその他の事項。

保証契約が前項に規定する内容を完全には備えていない場合、補正をすることができる。

第 16 条 (保証の方式)

保証には以下の方式がある。

(1)一般保証。

(2)連帯責任保証。

第 17 条 (一般保証)

債務者が債務を履行することができないときに保証人は保証責任を負う旨を、当事者が保証契約において約定した場合、これを一般保証とする。

一般保証の保証人は、主契約の紛争が裁判又は仲裁を経て債務者の財産について法定の強制執行をしたにもかかわらず債務を履行することができないという状況にまだ至っていない場合、債権者に対して、保証責任の履行を拒絶できる。

下記の状況のいずれかが存する場合、保証人は前項に規定する権利を行使することができない。

(1)債務者の住所が変わった結果、債権者が債務の履行を要求することに重大な困難が発生した場合。

(2)人民法院が債務者破産の案件を受理し、執行手続を中止させた場合。

(3)保証人が前項に規定する権利を書面の方式で放棄した場合。

第 18 条 (連帯責任保証)

保証人は債務者とともに債務に対して連帯責任を負う旨を、当事者が保証契約において約定した場合、これを連帯責任保証とする。

連帯責任保証における債務者が主契約の規定する債務履行期限満了時において債務を履行していない場合、債権者は、債務者に対して債務の履行を請求することもできるし保証人に対してその保証の範囲内での保証責任の履行を請求することもできる。

第 19 条 (約定不明の場合)

当事者が保証の方式について約定していないか、又は約定が不明確な場合、連帯責任保証に則って保証責任を負う。

第 20 条 (抗弁権)

一般保証及び連帯責任保証の保証人は、債務者の有する抗弁権を享受する。債務者が債務に対する抗弁

権を放棄した場合にも、保証人は依然として抗弁権を有する。

抗弁権とは、債権者が債権を行使した際に、債務者が法定の事由に基づいて債権者による請求権行使に對抗できる権利をいう。

第3節 保証責任

第21条（被担保債権の範囲）

保証が担保する範囲は、主債権並びに利子、違約金、損害賠償金及び債権を実現する費用を含む。保証契約に別段の約定がある場合は約定に従う。

保証が担保する範囲について当事者が約定せず又は約定が不明確な場合、保証人は全部の債務について責任を負わねばならない。

第22条（主債務の債権譲渡）

保証人の期間内において、債権者が合法的に主債権を第三者に譲渡した場合、保証人はもとの保証が担保していた範囲において引き続き保証責任を負う。保証契約に別段の約定がある場合は約定に従う。

第23条（債務の移転）

保証の期間内において、債務者が債務を移転させることを債権者が許可する場合、保証人の書面による同意を取得しなければならず、保証人は、その同意を得ずに譲渡された債権については、以後保証責任を負わない。

第24条（主債務の変更）

債権者が債務者と合意して主契約を変更する場合、保証人の書面による同意を取得しなければならず、保証人の書面による同意がない場合、保証人は以後保証責任を負わない。保証契約に別段の約定がある場合は約定に従う。

第25条（一般保証の保証期間）

一般保証における保証人が、保証の期間を債権者と約定していない場合、保証期間は主債務の履行期限満了日から6か月とする。

契約で約定した保証の期間内及び前項が規定する保証の期間内において、債権者が債務者に対して訴訟の提起も仲裁の申請もしなかった場合には保証人は保証の責任を免れ、債権者が訴訟を提起又は仲裁を申請した場合には保証の期間について訴訟時効中断の規定を適用する。

第26条（連帯責任保証の保証期間）

連帯責任保証における保証人が、保証の期間を債権者と約定していない場合、主債務の履行期限満了日から6か月以内であれば、債権者は保証人に対して保証責任の履行を請求することができる。

契約で約定した保証の期間内及び前項が規定する保証の期間内において債権者が保証人に対して保証責

任の履行を請求しなかった場合、保証人は保証責任を免れる。

第 27 条 (包括保証の終了通知)

継続して発生する債権について、保証人が本法第 14 条の規定に従って保証を行ったものの保証の期間を約定していなかった場合、保証人は書面で債権者に通知することにより保証契約を随時終了させることができるが、通知が債権者に到達する以前に発生した債権については保証人が保証責任を負う。

第 28 条 (物的担保の優先)

同一の債権について保証がなされているとともに物的担保もある場合、保証人は物的担保が担保している範囲以外の債権について保証責任を負う。

債権者が物的担保を放棄した場合、保証人は債権者が放棄した権利の範囲内において保証責任を免れる。

第 29 条 (支店による越権)

企業法人の支店が当該法人からの書面による権限の授与を経ずにあるいは授権の範囲を超えて債権者と保証契約を締結した場合、当該契約は無効となりあるいは当該契約について授権の範囲を超えた部分が無効となり、債権者及び企業法人に過失がある場合にはその過失に対応する民事責任を各自が負担しなければならない、債権者に過失がない場合には企業法人が民事責任を負う。

第 30 条 (欺罔、詐欺、脅迫等)

下記の状態のいずれかが存する場合、保証人は民事責任を負わない。

(1)主契約の当事者双方が通謀し、保証人を騙して保証をさせた場合。

(2)主契約の債権者が詐欺、脅迫などの手段をとって、保証人の真意に反している状況下で保証人に保証をさせた場合。

第 31 条 (保証人の求償権)

保証人は、保証責任を履行した後、債務者に対して求償する権利を有する。

第 32 条 (破産債務者に対する求償権の行使)

人民法院が債務者破産の案件を受理した後、債権者が債権の届け出をしない場合、保証人は破産財産の分配に参加し、あらかじめ求償権を行使することができる。

第 3 章 抵当

第 1 節 抵当及び抵当物

第 33 条 (定義)

本法でいう抵当とは、債務者又は第三者が本法第 34 条に列挙された財産の占有を移転させることなく、当該財産を債権の担保に供することをいう。債権者が債務を履行しない場合、債権者は本法の規定に従

い、当該財産を金銭評価することにより、又は、当該財産を競売もしくは換金した代金により優先弁済を受ける権利を有する。

前項に規定する債権者又は第三者はこれを抵当権設定者とし、債権者はこれを抵当権者とし、担保に供した財産はこれを抵当物とする。

第 34 条 (抵当物となる財産)

下記の財産には抵当権を設定することができる。

- (1) 抵当権設定者が所有する建物及びその他の土地への定着物。
- (2) 抵当権設定者が所有する機械、乗り物及び運送用具並びにその他の財産。
- (3) 法に従い抵当権設定者が処分権を有する国有の土地使用権、建物及びその他の土地への定着物。
- (4) 法に従い抵当権設定者が処分権を有する国有の機械、乗り物及び運送用具並びにその他の財産。
- (5) 抵当権設定者が法に従った経営受託をしており、かつ抵当権を設定することに経営委託者が同意している荒れ山、荒れ谷、荒れ丘、荒れ浜等の荒れ地の土地使用権。
- (6) 抵当権を設定することが法により認められているその他の財産。

抵当権設定者は前項で列挙された財産を併せて抵当権を設定することができる。

第 35 条 (被担保債権と抵当物の価値)

抵当権設定者が担保している債権は、その抵当物の価値を超えてはならない。

財産に抵当権を設定した後、当該財産の価値が被担保債権を上回っている余剰額部分については、再度抵当権を設定することができるが、当該余剰部分を超えてはならない。

第 36 条 (土地使用権と建物)

国有土地にある法に従って取得した建物に抵当権を設定する場合、当該建物が占有する範囲内の国有土地使用権にも同時に抵当権が設定される。

有償払い下げ方式で取得された国有土地使用権に抵当権を設定する場合、抵当権を設定する時点において当該国有土地にある建物にも同時に抵当権を設定しなければならない。

郷(鎮)・村企業の土地使用権に単独で抵当権を設定してはならない。郷(鎮)・村企業の工場建物等建築物に抵当権を設定する場合、その占有する範囲内の土地使用権にも同時に抵当権が設定される。

第 37 条 (抵当禁止財産)

下記の財産に抵当権を設定してはならない。

- (1) 土地所有権。
- (2) 耕地、住宅敷地、自留地、自留山等の集体所有にかかる土地の使用権。但し、本法第 34 条第 5 号及び第 36 条第 3 項に規定するものを除く。
- (3) 学校、幼稚園、病院等の公益を目的とする事業単位及び社会団体の教育施設、医療衛生施設及びその他の社会公益施設。

- (4)所有権や使用権が不明又は争いがある財産。
- (5)法により封鎖され、差し押さえられ、監視管理されている財産。
- (6)法により抵当権を設定してはならないとされるその他の財産。

第2節 抵当権設定契約及び抵当物登記

第38条 (書面契約)

抵当権設定者と抵当権者は、書面の方式によって抵当権設定契約を締結しなければならない。

第39条 (契約の要件)

抵当権設定契約には以下の内容が含まれていなければならない。

- (1)担保される主債権の種類、額。
- (2)債務者が債務を履行する期限。
- (3)抵当物の名称、数量、品質、状況、所在地、所有権の帰属又は使用権の帰属。
- (4)抵当が担保する範囲。
- (5)約定する必要があると当事者が認めるその他の事項。

抵当権設定契約が前項の規定する内容を完全には備えていない場合、補正をすることができる。

第40条 (所有権移転合意の禁止)

抵当権者と抵当権設定者は、抵当権設定契約を締結する際、債務の履行期限満了時に抵当権者が債務の完済を受けていないときには抵当物の所有権が移転して債権者の所有に帰する旨を、契約において約定してはならない。

第41条 (登記を要する場合)

当事者が本法第42条が規定する財産に抵当権を設定する場合、抵当物の登記を行わなければならない、抵当権設定契約は登記の日から効力を生ずる。

第42条 (登記を要する抵当物と担当部門)

抵当物の登記を扱う部門は下記のとおりである。

- (1)土地への定着物がない土地の使用権に抵当権を設定する場合には、土地使用権証書を発行する土地管理部門。
- (2)都市不動産又は郷(鎮)・村企業の工場建物等建築物に抵当権を設定する場合には、県レベル以上の地方人民政府が規定する部門。
- (3)樹林(林状になっている樹木)に抵当権を設定する場合には、県レベル以上の樹林主管部門。
- (4)航空機、船舶、車両に抵当権を設定する場合には、運送用具の登記部門。
- (5)企業の設備及びその他の動産に抵当権を設定する場合には、財産所在地の工商行政管理部門。

第 43 条 (任意の登記の場合)

当事者がその他の財産に抵当権を設定する場合、自由意思に基づいて抵当物登記をすることができ、抵当権設定契約は締結の日から効力を生ずる。

当事者は、抵当物登記をしていない場合、第三者に対抗することができない。当事者が抵当物登記をする場合、抵当権設定者の所在地の公証部門が登記部門となる。

第 44 条 (提出書類)

抵当物登記を行う場合、登記部門に対して以下の書類又はその複写物を提出しなければならない。

- (1)主契約及び抵当権設定契約。
- (2)抵当物の所有権又は使用権の証書。

第 45 条 (登記資料の閲覧等)

登記部門が登記した資料については、閲覧、抄録又は複写を許さなければならない。

第 3 節 抵当の効力

第 46 条 (被担保債権の範囲)

抵当が担保する範囲は、主債権並びに利子、違約金、損害賠償金及び抵当権を実行する費用を含む。抵当権設定契約に別段の約定がある場合は約定に従う。

第 47 条 (法定果実)

債務の履行期限が満了しているのに債務者が債務を履行せず、その結果抵当物が人民法院によって法に従い差し押さえられた場合、抵当権者は、差し押えの日から、抵当物から分離した天然果実及び抵当権設定者が抵当物について受け取ることのできる法定果実を受け取る権利を有する。抵当権者が法定果実の弁済義務者に対して抵当物が差し押さえられた事実を通知するまでは、抵当権の効力は当該果実には及ばない。

前項の果実は果実を受け取る費用にまず充当されなければならない。

第 48 条 (賃貸財産の抵当)

抵当権設定者がすでに賃貸した財産に抵当権を設定する場合、貸借人に対して書面で告知しなければならない。原賃貸借契約は引き続き有効である。

第 49 条 (抵当物の譲渡)

抵当の期間内において、抵当権設定者が登記済みの抵当物を譲渡する場合、抵当権者に通知をしたうえ、譲受人に対して譲渡物にはすでに抵当権が設定されているという状況を告知しなければならず、抵当権設定者が抵当権者に通知をせず又は譲受人に告知をしていない場合、譲渡行為は無効である。

抵当物の譲渡代金が明白にその価値を下回っている場合、抵当権者は相応の担保を提供することを抵当

権設定者に対して要求でき、抵当権設定者は、担保を提供しないのであれば抵当物を譲渡してはならない。

抵当権設定者が抵当物を譲渡して得た代金については、抵当権者に対し被担保債権を事前に完済するのに用い、又はこれを抵当権者と約定した第三者に対して供託しなければならない。債権額を超える部分については抵当権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が完済する。

第 50 条 (随伴性)

抵当権は債権と分離して単独で譲渡し又はその他の債権の担保とすることができない。

第 51 条 (抵当物の価値減少)

抵当権設定者の行為が抵当物の価値を減少させるに足るものである場合、抵当権者はその行為を停止するよう抵当権設定者に要求する権利を有する。抵当物の価値が減少した場合、抵当権者は、抵当権設定者に対して、抵当物の価値を回復させること、又は、減少した価値に相当する担保を提供することを要求する権利を有する。

抵当物の価値の減少について抵当権設定者に過失がない場合、抵当権者は、抵当権設定者が損害を受けたことにより取得した賠償の範囲内において担保を提供することを要求することのみができる。抵当物の価値が減少していない部分については、引き続き債権の担保とする。

第 52 条 (附従性)

抵当権とその担保する債権は同時に存在するものであり、債権が消滅した場合、抵当権も消滅する。

第 4 節 抵当権の実行

第 53 条 (抵当権の実行)

抵当権者は、債務の履行期限が満了しているのに債務の完済を受けていない場合、抵当権設定者と協議して、抵当物を金銭評価することにより、又は、抵当物を競売もしくは換金して得た代金により弁済を受けることができ、協議がまとまらない場合、抵当権者は人民法院に訴訟を提起することができる。

抵当物を金銭評価し、又は、競売若換金した後、その代金のうち債権額を超える部分については抵当権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が完済する。

第 54 条 (優先順位)

2 人以上の債権者に対して同一の財産を担保に供した場合、抵当物を競売又は換金して得た代金は以下の規定に従って弁済に供される。

(1) 抵当権設定契約が登記により効力を生じたものである場合、抵当物登記の先後の順序に従い弁済に供され、順序が同じ場合には、債権の割合に従って弁済に供される。

(2) 抵当権設定契約が締結の日から効力を生じているものである場合、当該抵当物がすでに登記されているのであれば本条第 1 号の規定に従って弁済に供され、未登録の場合、契約の効力発生時期の先後の順

序に従い弁済に供され、順序が同じ場合には、債権の割合に従って弁済に供される。抵当物をすでに登記した者は登記をしていない者に先立って弁済を受けることができる。

第 55 条 (不動産抵当の実行等)

都市不動産抵当権設定契約を締結後、土地上に新たに増えた建物は抵当物には属さない。当該抵当にかかる不動産を競売しなければならない場合、法に従い、当該土地上に新たに増えた建物を抵当物と一緒に競売することができるが、新たに増えた建物についての競売収入については抵当権者は優先弁済権を有さない。

本法の規定に従い、経営受託している荒地地の土地使用权に抵当権を設定した場合、又は、郷(鎮)・村企業の工場建物等建築物が占有する範囲内の土地使用权に抵当権を設定した場合、抵当権を実行した後、法定の手続を経ることなく土地の集体所有及び土地の用途を変更してはならない。

第 56 条 (割当土地使用权)

割当方式で取得された国有土地使用权を競売して得た代金については、納付すべき土地使用权有償払下金に相当する金員を法に従い納付した後、抵当権者は優先弁済権を有する。

第 57 条 (物上保証人の求償権)

債務者のために抵当による担保を提供した第三者は、抵当権者により抵当権が実行された後、債務者に対して求償する権利を有する。

第 58 条 (抵当物の滅失)

抵当権は抵当物の滅失により消滅する。滅失により得られた賠償金は、これを抵当財産としなければならない。

第 5 節 根抵当

第 59 条 (定義)

本法でいう根抵当とは、抵当権設定者と抵当権者が協議して、債権の最高限度額(極度額)の範囲内で、抵当物を、一定期間において継続して発生する債権についての担保とすることをいう。

第 60 条 (根抵当ができる場合)

金銭借入れ契約には、根抵当権設定契約を付することができる。

債権者と債務者が、特定の種類の商品に関して一定期間内に継続して発生する取引について契約を締結する場合、根抵当設定契約を付することができる。

第 61 条 (譲渡禁止)

根抵当の主契約債権を譲渡することはできない。

第 62 条 (準用)

根抵当については、本節の規定を適用するほか、本章のその他の規定を適用する。

第 4 章 質

第 1 節 動産質

第 63 条 (定義)

本法でいう動産質とは、債務者又は第三者がその財産を債権者に引き渡して占有させ、当該動産を債権の担保とすることをいう。債務者が債務を履行しない場合、債権者は本法の規定に従い、当該動産を金銭評価することにより、又は、当該財産を競売もしくは換金して得た代金により優先弁済を受ける権利を有する。

前項に規定する債務者又は第三者はこれを質権設定者とし、債権者はこれを質権者とし、引き渡された動産はこれを質物とする。

第 64 条 (書面契約・効力発生時期)

質権設定者と質権者は、書面の方式によって質権設定契約を締結しなければならない。

質権設定契約は質物が引き渡されて質権者の占有に入った時から効力を生ずる。

第 65 条 (契約の要件)

質権設定契約には以下の内容が含まれていなければならない。

- (1)担保される主債権の種類、額。
- (2)債務者が債務を履行する期限。
- (3)質物の名称、数量、品質、状況。
- (4)質権が担保する範囲。
- (5)質物の引渡の時期。
- (6)約定する必要があると当事者が認めるその他の事項。

質権設定契約が前項の規定する内容を完全には備えていない場合、補正をすることができる。

第 66 条 (所有権移転(流質)合意の禁止)

質権者と質権設定者は、債務の履行期限満了時に質権者が債権の完済を受けていないときには質物の所有権が移転して債権者の所有に帰する旨を、質権設定契約において約定してはならない。

第 67 条 (被担保債権の範囲)

質権が担保する範囲は、主債権並びに利子、違約金、損害賠償金、質物保管費用及び質権を実行する費用を含む。質権設定契約に別段の約定がある場合は約定に従う。

第 68 条 (果実)

質権者は、質物から生ずる果実を受け取る権利を有する。質権設定契約に別段の約定がある場合には約定に従う。

前項の果実は果実を受け取る費用にまず充当されなければならない。

第 69 条 (質物の保管)

質権者は質物を適切に保管する義務を負う。保管が不適切であることにより質物を滅失させ又は破損させた場合、質権者は民事責任を負わなければならない。

質権者が適切に質物を保管することができず、これを滅失させ又は破損させる可能性がある場合、質権設定者は質物を供託することを質権者に対して要求し、又は、事前に債権を完済して質物を返還することを要求することができる。

第 70 条 (質物の損傷・価値減少)

質物が損傷する可能性又はその価値が明白に減少する可能性があり、質権者の権利を脅かすに足りる場合、質権者は相応の担保を提供することを質権設定者に要求することができる。質権設定者が提供しない場合、質権者は質物を競売し又は換金しうえ、質権設定者と協議して、競売又は換金により得られた代金を被担保債権の事前完済に用いるか又は質権設定者と約定した第三者に供託することができる。

第 71 条 (質物の返還・競売等)

債務履行期限満了時に債務者が債務を履行した場合、又は、質権設定者が事前に被担保債権を完済した場合、質権者は質物を返還しなければならない。

質権者は、債務履行期限満了時に債権の完済を受けていない場合、質権設定者と協議して質物を金銭評価することもできるし、法に従って質物を競売又は換金することもできる。

質物を金銭評価し又は競売もしくは換金した後、その代金が債権額を超える部分については質権設定者の所有に帰し、不足する部分については債務者が完済する。

第 72 条 (物上保証人の求償権)

債務者のために質による担保を提供した第三者は、質権者により質権が実行された後、債務者に対して求償する権利を有する。

第 73 条 (質物の滅失)

質権は質物の滅失により消滅する。滅失により得られた賠償金は、これを質権設定財産としなければならない。

第 74 条 (附従性)

質権とその担保する債権は同時に存在するものであり、債権が消滅した場合、質権も消滅する。

第2節 権利質

第75条 (質物)

下記の権利には質権を設定することができる。

- (1)為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、貨物引換証。
- (2)法に従い譲渡することができる持分権、株券。
- (3)法に従い譲渡することができる商標専用権、特許権、著作権のうちの財産権。
- (4)法に従い質権を設定することができるその他の権利。

第76条 (権利証書の交付)

為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、貨物引換証に質権を設定した場合、契約が約定する期限内に権利証書を質権者に交付しなければならない。質権設定契約は権利証書が交付された時から効力を生ずる。

第77条 (質物の引渡期日が債務履行期に先立つ場合)

現金への引換期日又は貨物の引渡期日が記載された為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、貨物引換証に質権を設定した場合であって、為替手形、小切手、約束手形、債券、預金証明書、倉庫証券、貨物引換証の現金への引換期日又は貨物の引渡期日が債務の履行期に先立っている場合、質権者は債務履行期限満了前に現金への引換を行い又は貨物を受領することができ、さらに、質権設定者と協議して、現金への引換による金員又は受領した貨物を被担保債権の事前完済に用いるか又は質権設定者と約定した第三者に供託することができる。

第78条 (株式・持分権等)

法に従い譲渡することができる株券に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面の契約を締結したうえ、証券登記機構に対して質権設定登記を行わなければならない。質権設定契約は登記の日から効力を生ずる。

株券に質権を設定した後はこれを譲渡してはならないが、質権設定者と質権者が協議して合意した場合には譲渡できる。質権設定者が株券を譲渡して得た代金については、質権者に対する被担保債権の事前完済に用いるか又は質権設定者と約定した第三者に供託しなければならない。

有限責任会社の持分権に質権を設定する場合、会社法の持分権譲渡についての関連規定を適用する。質権設定契約は持分権への質権設定が出資者名簿に記載された日から効力を生ずる。

第79条 (知的財産権への質権設定)

法に従い譲渡することができる商標専用権、特許権、著作権のうちの財産権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面の契約を締結したうえ、それを管理する部門に対して質権設定登記を行わなければならない。質権設定契約は登記の日から効力を生ずる。

第 80 条 (知的財産権の譲渡・許可等)

本法第 79 条で規定する権利に質権が設定された後、質権設定者はこれを譲渡し、又はこれの使用を他人に許可してはならないが、質権設定者と質権者が協議して合意した場合にはこれを譲渡し、又はこれの使用を他人に許可することができる。質権設定者が得た譲渡料金、許可料金については、質権者に対する被担保債権の事前完済に用いるか又は質権設定者と約定した第三者に供託しなければならない。

第 81 条 (準用)

権利質については、本節の規定を適用するほか、本章第 1 節の規定を適用する。

第 5 章 留置

第 82 条 (定義)

本法でいう留置とは、本法第 84 条の規定に従い、債権者が契約の約定に従って債務者の動産を占有しており、債務者が契約の約定に従った期限内に債務を履行しないという場合に、債権者が本法の規定に従って当該財産を留置し、当該動産を金銭評価することにより、又は、当該動産を競売もしくは換金して得た代金により優先弁済を受ける権利を有することをいう。

第 83 条 (被担保債権の範囲)

留置権が担保する範囲は、主債権並びに利子、違約金、損害賠償金、留置物保管費用及び留置権を実行する費用を含む。

第 84 条 (留置が可能な場合等)

保管契約、運送契約、加工請負契約により発生した債権について、債務者が債務を履行しない場合、債権者は留置権を有する。

法律により留置ができると規定されているその他の契約については前項の規定を適用する。

当事者は、留置してはならない物を契約において約定することができる。

第 85 条 (留置物の価値と債務額)

留置する財産が可分物である場合、留置物の価値は債務の金額に等しくなければならない。

第 86 条 (留置物の保管)

留置権者は留置物を適切に保管する義務を負う。保管が不適切であることにより留置物を滅失させ又は破損させた場合、留置権者は民事責任を負わなければならない。

第 87 条 (主債務の履行期限・留置権の実行)

債権者と債務者は、債務者は債権者が財産を留置した後 2 ヶ月を下回らない期限内に債務を履行しなけ

ればならない旨を、契約において約定しなければならない。債権者と債務者が契約において約定をしていない場合、債権者は財産を留置した後に、2ヵ月以上の期限を決定したうえ、同期限内に履行するべき旨を債務者に対して通知しなければならない。

債務者が期限を徒過してなお履行をしない場合、債権者は債務者と協議して留置物を金銭評価することもできるし、法に従って留置物を競売又は換金することもできる。

留置物を金銭評価し又は競売もしくは換金した後、その代金が債権額を超える部分については債務者の所有に帰し、不足する部分については債務者が完済する。

第 88 条 (留置権の消滅)

留置権は下記の原因により消滅する。

(1)債権が消滅した場合。

(2)債務者が担保を別途提供し、かつ、債権者がこれを受け入れた場合。

第 6 章 手付金

第 89 条 (手付金)

一方当事者が他方当事者に対して手付金を交付して債権の担保とすることを当事者は約定することができる。債務者が債務を履行した後、手付金は代金に充当されるか又は回収されなければならない。手付金を交付した当事者が約定にかかる債務を履行しない場合、手付金の返還を要求する権利を失い、手付金を受領した当事者が約定にかかる債務を履行しない場合、手付金を 2 倍にして返還しなければならない。

第 90 条 (書面契約・効力発生時期等)

手付金は書面の方式で約定しなければならない。当事者は、手付金契約において、手付金を交付する期限を約定しなければならない。手付金契約は手付金が実際に交付された日から効力を生ずる。

第 91 条 (手付金の金額)

手付金の額は当事者が約定するが、主契約の目的の額の 20 パーセントを超えてはならない。

第 7 章 附則

第 92 条 (不動産・動産の定義)

本法でいう不動産とは、土地並びに建物、樹林などの土地への定着物をいう。

本法でいう動産とは、不動産以外の物をいう。

第 93 条 (契約の形式)

本法でいう保証契約、抵当権設定契約、質権設定契約、手付金契約は、単独で締結した書面の契約であっても良く、当事者間における担保提供の趣旨の書簡、ファクシミリなどもこれに含まれ、また、主契

約中の担保条項であっても良い。

第 94 条 （評価等）

抵当物、質物、留置物の金銭評価又は換金については、市場価格を参考にしなければならない。

第 95 条 （特別規定）

海商法などの法律が担保について特別の規定を設けている場合は、その規定に従う。

第 96 条 （施行日）

本法は 1995 年 10 月 1 日から施行する。

日中民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐	国家経済体制改革委員会政策法規司 司長	社会主義市場経済体制の整備についての若干の問題点について
	白緑鉉	中国政法大学教授	中国の民事訴訟制度について
	朱月芳	中国国貿促法律事務所副部長	中国の仲裁制度について
	日本 (司会) 原 優 (パネリスト) 小杉丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本慎三 河村寛治	法務省民事局参事官 弁護士、当財団理事 弁護士 神戸大学法学部教授 朝日製作所中国開発部長 伊藤忠商事法律事務部次長	
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月章	東京大学名誉教授、当財団特別顧問	明治(1886年)以後の近代法制度構築の歴史
	河本一郎	神戸大学名誉教授、当財団評議員	日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要
	野村好弘	東京都立大学教授	日本経済契約法の体系
	中国 許 驊	国家経済体制改革委員会政策法規司 司長	社会主義市場経済法律体系の確立とその考え方
	許善達	国家税務局 局長	中国税法の概況
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉	経済体制改革辦公室綜合調研司 副司長	経済体制改革と経済立法
	孫礼海	全人民常務委員会法制工作委员会民法室副主任	民事立法の動向「統一契約法を中心として」
	王保樹	清華大学教授/社会科学院法学研究所兼任教授	国有企業改革と会社法
	日本 (司会) 野村好弘 (パネリスト) 酒巻俊雄 藤野文昭 射手矢好雄 小賀野晶一	東京都立大学教授、当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事法律顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	

セミナー開催地	講師	役職(当時)	演題
第4回北京 1999年6月	日本 酒巻俊雄 上村達男 射手矢好雄 中国 下耀武 許 驊 謝 平	早稲田大学教授 早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代表委員会法制工作委员会副主任 経済体制改革弁公室 司長 中国人民銀行研究局 局長	日本会社法の最近の動向と問題点 日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ビックバンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国会社法の改善について 中国金融制度及び金融体制改革の状況
第5回東京 2000年11月	中国 許 驊 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉丈夫 (ババリス) 射手矢好雄 横澤 力 松下満雄 星野英一 野村好弘 曾我貴志	國務院經濟体制改革弁公室 司長 中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁員 中国社会科学院法学研究所民法研究室主任 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定 管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、当財団学術評議員 東京都立大学教授、当財団学術評議員 弁護士、糸賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田秀樹 塩野 宏 吉田耕三 中国 于 吉 許 驊 呉知倫 甘蔵春	東京大学教授 東京大学名誉教授 東日本旅客鉄道㈱元副社長 国家經濟貿易委員会經濟法規司副司長 國務院經濟体制改革弁公室綜合調研司正局級巡视员 中央機構編制委員会弁公室司長 国土資源部政策法規司司長	企業活動の自由と規制—法的観点から見た日本の民間企業と政府との関係及び規制緩和の動向 公的企業の役割—日本の公的企業(公団、公社、特殊法人等)の歴史的状況及び問題点 公的企業の民営化をめぐる諸問題—日本国有鉄道の民営化の経緯と関係法令 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 中国中央政府組織機構の設置 社会主義市場経済と政府行為の転換

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第7回東京 2002年9月	中国 趙旭東	中国政法大学教授	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向
	許 驊	国务院経済体制改革辦公室綜合研究所正局級巡视员	WTO加盟に伴う経済関連法制度の整備の状況と 中国の具体的な対応策
	孫才森	国家経済貿易委員会規則法規司綜合処処長	WTO加盟に伴う知的財産関連法制度の整備の状況
	日本 (司会) 小杉丈夫 (MC)	弁護士、当財団理事	
	始関正光	法務省官房参事官	(民法関係)
	円谷 峻	横浜国立大学教授	(同上)
	肘手矢好雄	弁護士、当財団学術評議員	(WTO関係)
	佐久間総一郎	新日本製鐵株式会社国際法務グループマネージャー	(同上)
	山田康博	JETRO海外調査部長	(同上)
	渡邊頼純	外務省経済局参事官	(同上)
第8回東京 2003年11月	中国 任 璇	国务院国家発展改革委員会法規司司長	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の 状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向
	趙 宏	国务院商務部条約法律司貿易処処長	知的財産権保護に関する法制と管理体制： WTO加盟後の具体的な状況
	李国華	国务院国家発展改革委員会外事司副司長	中国側コーディネーター、閉会挨拶
	日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (MC)	弁護士、当財団理事	
	小杉丈夫 (MC)	同上	(マクロ政策関係)
	熊倉祐男	弁護士、弁理士	(知財関係)
	藤内正樹	JETRO企画部事業推進主幹(中国担当)	(同上)
	服部正明	本田技研工業株式会社知的財産部企画室主幹	(同上)
	日本/大阪 (司会) 三澤あずみ (MC)	法務総合研究所国際協力部教官	
	季衛東	神戸大学法学部教授	(マクロ政策関係)
	川瀬幹夫	弁理士	(知財関係)
	松井 衡	弁護士	(同上)
	中村恭世	松下電器産業株式会社IPRパトロールカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	(同上)

セミナー開催地	講師	役 職 (当時)	演 題
第9回北京 2004年9月	日本 松下満雄 郷原信郎 米谷三以 小杉丈夫 中国 刘文華 邱本 朱少平 王紹双 朱建元	成蹊大学教授 桐蔭横浜大学大学院特任教授 西村ときわ法律事務所弁護士 当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学院教授 中国社会科学院法学研究所研究員 全人代財務委經濟法室主任 財政部國庫司政府購買処長 中国購買及び融資入札ネットワーク社総裁	(Ⅰ) 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (日本の1970年代の物価高騰に対する法規制の実施及び その後の状況) (Ⅱ) 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の 抑止対策について (Ⅲ) 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題 (加入時のコミットメントの内容、加入後の国内関連法の整備、 執行上の問題点、効果) 総括スピーチ 演題(Ⅰ)のコメントーター 同上 演題(Ⅱ)のコメントーター 演題(Ⅲ)のコメントーター 同上
第10回東京 2005年9月	奥島孝康 中国 于 吉 肖渭明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンター) 肘手矢好雄 布井千博 日本/大阪 (司会) 丸山 毅 (コメンター) 池田裕彦 中東正文	早稲田大学前総長 國務院国有資産監督管理委員会 法規局副局長 國務院国家発展改革委員会 法規司処長 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 一橋大学教授 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 名古屋大学大学院教授	記念講演「日中学術交流の四半世紀」 中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定 企業のM&Aに関する若干の法的問題

セミナー開催地	講師	役 職 (当時)	演 題
第11回北京 2006年9月	日本 大塚 直 山田健司 益田 清 小杉丈夫 中国 周 珂 王小明 黄永和	早稲田大学大学院法務研究科教授 新日本製鐵株式会社環境部長 トヨタ自動車株式会社理事・環境部長 当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学部教授 中国冶金企画院副チーフエンジニア 中国自動車技術研究センターチーフエンジニア	(Ⅰ) 循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて (Ⅱ) 環境保全・リサイクル・省エネ問題への取り組みについて (Ⅲ) 21世紀循環型社会に向けたトヨタの環境経営 総括スピーチ 演題(Ⅰ)のコメントーター 演題(Ⅱ)のコメントーター 演題(Ⅲ)のコメントーター
第12回東京 2007年9月	中国 張治峰 陳佳林 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメントター) 射手矢好雄 松島 洋 日本/大阪 (司会) 田中嘉寿子 (コメントター) 村上幸隆 栗津光世	国务院国家发展改革委员会 法規司処長 全人代法制工作委员会民法室処長 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 弁護士、当財団学術評議員 法務総合研究所国際協力部教官 土佐堀法律事務所弁護士・ 関西大学大学院法務研究科教授 栗津法律事務所弁護士	中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響 中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの

発行日：平成19年12月14日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社 一星社
代表取締役 鈴木 恵美

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号
TEL 03(3552)3566(代)